

【ご注意】

本資料は、平成 25 年度第 6 回北九州市子ども・子育て会議において資料として使用したものです。

パブリックコメントの受付は終了しております。

**「元気発進！北九州」プラン
北九州市基本計画
(改訂素案)**

パブリックコメント用

平成 25 年 8 月

北九州市

北九州市基本計画の目次

総論

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画の構成	
2 目標年次	
3 推進体制	
4 計画の見直し	
第2章 本市の人口と経済・財政の見通し	2
1 人口	
(1) 都市圏人口	
(2) 交流人口	
(3) 常住人口	
2 経済・産業	
(1) 市内総生産と市民の所得	
(2) 市内総生産と市民の所得を向上させるための方策	
3 財政状況	
4 行財政改革の推進	
(1) 官民の役割分担	
(2) 持続的な仕事の見直しの仕組み	
(3) 公共施設のマネジメント	
(4) 外郭団体改革	
(5) 簡素で活力ある市役所の構築	
第3章 人づくり ～多様な人材が輝くまちをつくる	6
1 子どもから高齢者までの生涯を通じた人づくり	
(1) 小学校就学前	
(2) 初等・中等教育	
(3) 高等教育	
(4) 青少年の健全育成	
(5) 生涯学習	
(6) 高齢者が活躍できる社会の実現	
2 文化・スポーツ分野の人材育成	
3 産業・環境分野の人材育成	
(1) 産業の高度化を支える人材の育成	
(2) 自らの可能性を活かし、確かな技能を持った人材の育成	
(3) 優れた環境人材の育成	
4 地域活動をリードする人材の育成	

第4章 暮らしづくり ～質の高い暮らしができるまちをつくる …… 9

- 1 安全・安心なまちづくりと質の高い日常生活圏の創出
 - (1) 安全・安心なまちづくり
 - (2) 日常生活に必要な諸機能の維持
 - (3) 多世代居住のまちづくり
 - (4) 住生活の質を向上させるための環境整備
 - (5) 市民の移動手段の確保
 - (6) 生涯を通じた健康づくり
 - (7) 生活に根つき、誇れる文化・スポーツの振興
 - (8) 北九州市環境未来都市の推進
- 2 市民センターを拠点とした地域づくり
 - (1) 市民センターにおける住民主体による地域づくり
 - (2) 地域コミュニティ施設の効果的な活用
 - (3) きめ細かな住民主体の支え合いネットワークの充実・強化
 - (4) 市職員の地域活動への積極的な参加
- 3 人権文化のまちづくりと多文化共生
 - (1) すべての市民の人権の尊重
 - (2) 男女がいきいきと活躍できる環境づくり
 - (3) 外国人が滞在・生活しやすいまちづくり

第5章 産業づくり ～元気で人が集まるまちをつくる …… 13

- 1 地域産業の構造
- 2 北九州市新成長戦略を軸とした高い付加価値を創出する産業の振興
 - (1) 北九州市新成長戦略の推進
 - (2) 高付加価値化の促進
 - (3) 知識及び生活関連サービス産業の育成
 - (4) 中小企業の総合力の向上
 - (5) 環境産業の振興
 - (6) 海外ビジネス拠点の形成
 - (7) 地域エネルギー拠点の形成
 - (8) 物流産業の振興
 - (9) まちづくりと連携した商店街の活性化
 - (10) 都市の資源を活かした集客・観光産業の振興
 - (11) 付加価値の高い農林水産業の振興
 - (12) グリーンアジア国際戦略総合特区の推進

第6章 都市づくり ～便利で快適なまちをつくる …… 16

- 1 市民の暮らしに着目したまちづくり
- 2 生活支援拠点の充実
 - (1) 既存ストックの利活用

- (2) 地域色豊かな拠点づくり
- (3) 「街なか」居住の推進
- (4) 将来的な拠点の形成
- 3 都心・副都心の位置づけ
 - (1) 小倉都心
 - (2) 黒崎副都心
- 4 戦略的な拠点の整備
- 5 郊外部の保全・活用
- 6 交通・物流ネットワーク
 - (1) 交通・物流ネットワークの強化
 - (2) 公共交通の利便性の向上と利用促進
- 7 都市基盤・施設の充実
 - (1) 生活関連施設の整備
 - (2) 文化・スポーツ施設の整備
 - (3) 市街地の面的整備
 - (4) 交通・物流基盤の整備
 - (5) 産業支援基盤の整備
 - (6) 水際線・下水道・河川の整備

第7章 北九州ブランドの創造 21

- 1 都市ブランドの構築
 - (1) 美しき「世界の環境首都」
 - (2) 成長する「アジアの技術首都」
- 2 地域の誇りの再発見と新たな魅力の創出
 - (1) 「政策」としてのブランド
 - (2) 「モノ」としてのブランド
 - (3) 「場所」としてのブランド
 - (4) 「偉人・先人」の顕彰
 - (5) 「映画の街・北九州」の確立
- 3 市民が一体となれる「シンボル」事業の推進
 - (1) プロスポーツチームの支援
 - (2) 環境関連の市民活動の推進
 - (3) 認知症サポーター日本一のまち
 - (4) スクールヘルパー日本一のまち
- 4 シティプロモーション

第8章 まちづくりのちから 26

- 1 市民のちから ～みんなでまちをつくる
 - (1) 地域活動の担い手
 - (2) 地域の問題に対する取り組みの姿勢

- (3) まちづくりにおける企業などの貢献
- (4) まちづくりへの市民参画の促進
- (5) 市民等と行政の役割分担や協働のあり方
- 2 行政のちから ～新しい市役所が変わる
 - (1) 情報公開・説明責任
 - (2) 新しい組織文化の創造と組織の機能強化
 - (3) 持続可能で安定的な財政の確保
 - (4) 既存資産の有効活用・公民パートナーシップ
- 3 連携のちから ～まちとまちのつながりを強める
 - (1) 広域連携とアジアのゲートウェイ機能の強化
 - (2) 北九州都市圏の拡大
 - (3) 地方分権改革の実現に向けた連携の強化
- 4 資産のちから ～まちの「たから」を活かす
 - (1) 制度・仕組みの活用
 - (2) 産業基盤の活用
 - (3) 都市基盤・施設の活用・保全
- 5 自然のちから ～自然の恵みを活かす
 - (1) 都市と自然の共生する、持続可能なまちづくり
 - (2) 自然環境の多面的な価値創出

第9章 各区の魅力づくり 33

- 1 門司区：海峡と歴史のロマンあふれる交流のまち
- 2 小倉北区：にぎわいのある北九州のシンボルのまち
- 3 小倉南区：豊かな自然と新しい産業が息づく躍進のまち
- 4 若松区：自然と共生する学術研究と環境産業のまち
- 5 八幡東区：産業と生活の新しいかたちを創造するまち
- 6 八幡西区：都市型居住で歴史と学びのある元気なまち
- 7 戸畑区：心豊かで快適な生活が楽しめる文教のまち

分野別施策 47

- I 人を育てる ～子育て・教育日本一と創造性あふれる人材の輩出 49
 - 1 子育て・教育日本一を実感できる環境づくり 50
 - 2 アジアをリードする頭脳拠点の形成 56
 - 3 まちづくりを支える人材の育成 59
- II きずなを結ぶ ～健康で安全・安心な暮らしの実現 62
 - 1 信頼のきずなによる安全で安心できるまちづくり 63
 - 2 誰もが元気で安心して地域で生活できるまちづくり 68

3	すべての市民が人権を尊重され自分らしく暮らせるまちづくり	71
III	暮らしを彩る ～快適な生活空間の創出と文化・スポーツの振興	74
1	快適に暮らせる身近な生活空間づくり	75
2	生活に根つき、誇れる文化・スポーツの振興	78
3	活発な市民活動を促進する環境づくり	81
IV	いきいきと働く ～競争力のある産業振興と豊かな雇用創出	84
1	高付加価値産業の創出	85
2	商業・サービス産業・農林水産業の振興	88
3	多様なニーズに対応した人材育成と就業支援の推進	91
4	にぎわいづくりの推進	93
V	街を支える ～都市基盤の強化と国際物流拠点の形成	96
1	都市の発展を支える拠点地区の整備	97
2	交通・物流基盤の機能強化とネットワーク化	101
3	都市基盤・施設の効率的な活用・整備	104
VI	環境を未来に引き継ぐ	
	～市民・企業・行政が共につくる「世界の環境首都」	106
1	世界に広がる市民環境力の発揮	107
2	地域からの低炭素社会への取り組み	109
3	循環型の生活様式・産業構造への転換	111
4	豊かな自然環境と快適な生活環境の確保	114
VII	アジアの中で成長する ～アジア諸都市との交流・協力と広域連携	116
1	アジアを中心とした国際戦略の推進	117
2	物流基盤を活かした国際ビジネスの振興	119
3	アジアの巨大都市と連携・競争できる広域連携の推進	121

「元気発進！北九州」プラン

基本計画（総論）

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の構成

今後の本市のまちづくりの理念や都市の方向性を明らかにした基本構想を実現するため、基本的な施策の考え方や施策の体系をまとめたものです。

2 目標年次

基本計画の目標年次は、2020年度（平成32年度）とします。

3 推進体制

市民との協働により、関係部局が連携して横断的に取り組み、最大限の効率化を図りながら着実に推進します。

4 計画の見直し

社会経済環境の変化や、施策の進捗状況、市民意識などを踏まえて、おおむね5年間で計画の内容を見直し、必要に応じて変更します。

第2章 本市の人口と経済・財政の見通し

1 人口

北九州市の人口（常住人口）は、平成22年に97万7千人（平成22年国勢調査）でした。

（1）都市圏人口

消費や生産をはじめ、市民生活や企業活動は、都市圏を舞台に広域的な形で展開されています。

北九州都市圏は、100万人規模の人口を有する本市を核に、約200万人の圏域人口（9市18町1村、通勤依存率3%以上）から構成されています。今後、本市における産業の活性化などにより吸引力をさらに増大させ、北九州大都市圏（グレーター北九州）の形成をめざします。

（2）交流人口

都市の活力を維持していくため、交流人口を拡大し、にぎわいを創出していきます。

そのため、買い物や通勤、通学、通院、文化・スポーツイベントなどにより周辺地域から、また、北九州空港などを活用した観光やビジネス、コンベンション・学会誘致などにより国内外から、多くの人を呼び込み、交流人口を増やします。

特に小倉駅周辺のにぎわいについては、病院などの様々な施設や新球技場をまちづくりの拠点として、若者を中心とした利用者の滞在時間を延ばすための取り組みを行います。

今後も、本市が持つハード・ソフト両面の高いポテンシャルを活かし、あらゆる世代がまちのにぎわいを創出する取り組みを進めます。

（3）常住人口

① 将来予測

常住人口については、政策効果にもよりますが、90万人台半ばとの予測があります。

② 社会動態のプラスをめざす

人口減少については、全国的な傾向ではあるものの、本市にとっても重要な課題であると認識しています。

現在、年間に約1千人減少している社会動態（転出と転入の増減）については、今後、ゼロ、さらにはプラスに転じるようにめざします。とりわけ、20代（特に20歳から24歳）の人口流出が続いているため、この流出を減らし、さらに多くの人に本市へ転入してもらえるよう多様な雇用機会を創出することが最優先と考えています。そのため、平成25年3月に策定した「北九州市新成長戦略」による企業誘致や産業振興に努め雇用の拡大を図り、市内への定住促進を進めます。また、「住んでみたい、住み続けたい」まちづくりに取り組み、本市をふるさととする方のUターン、さらにはIターン、Jターンなど本市への移住者による人口対策を進めます。

一方、自然動態（出生数と死亡数の増減）の推移については、短期的に変えることは容

易ではありませんが、子育て支援などを積極的に行い、減少幅を抑えるように努めます。

また、道州制の議論が進んでいますが、将来の行政区域の見直しなど、新しい「地域のかたち」を想定して、人口100万人規模にふさわしい、都市の活力の維持に積極的に取り組みます。

③ 年齢階層別人口の変化

本市における平成22年の高齢化率は、25.1%(約24万人)で、平成32年には30%(約28万人)を超えることが見込まれています。このまま推移すると、20代から30代の割合がさらに低下します。そのため、若者が地元で就職できる環境づくりを進め、人口構成の若返りをめざします。

2 経済・産業

(1) 市内総生産と市民の所得

本市の市内総生産は、平成22年度に3兆4,277億円でした。本市の経済は、平成20年秋に発生した世界同時不況や急激な円高の進行などにより急激に減少に転じましたが、その後緩やかに持ち直し、平成22年度から回復に転じています。今後も産業振興に取り組み、目標年次の平成32年度において市内総生産4兆円をめざします。

また、市民の所得(市民1人あたりの課税対象所得額)については、有職者数や消費者物価地域差指数を加味した実質購買力に換算した数値で、目標年次において政令市の中位をめざします。

(2) 市内総生産と市民の所得を向上させるための方策

① 雇用の場の確保

高い所得を生み出し、今後の成長産業と目される情報通信や研究開発等を含む知識サービス産業などを盛んにします。こうした雇用の場の確保により、現在、市内の大卒者の7割以上が市外に就職しているという状況を改善し、市外からも多くの若者が仕事を求めて本市に集まってくることをめざします。

② 世帯収入の向上

働く意欲のある男女が希望に応じて共に正規雇用として働ける環境づくりに取り組むなど、世帯収入の向上を進めます。そのため、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の観点から、子育て環境の改善等により女性が働きやすい社会を形成するなどの条件整備を進めます。あわせて、中高年齢者や障害のある人などがその経験と能力を活かせるよう、幅広い産業において就業機会を増やします。

3 財政状況

今後の財政状況を見通すと、歳入面では、市税収入は今後の景気動向に左右されるものの、地価下落の影響等により長期的には減少傾向が見込まれます。

一方、歳出面では、高齢化の進展などに伴う福祉・医療関係経費の増加に加え、これまで整備してきた社会資本の大量更新期の到来に伴う維持更新費等を勘案すれば、財政需要

は増加し、今後とも厳しい状況が続くと見込まれています。

本市としては、税収増等を目指し「北九州市新成長戦略」を着実に推進するとともに、更なる行財政改革を通じて、事業の「選択と集中」を行いながら、持続可能で安定した財政運営の維持に努めていきます。

なお、地方分権が進展するなか、本市が政令市の機能や特性を十分に発揮して圏域の中核都市としての責務を果たしていくため、国・県からの政令市への税源移譲などを他の政令市と連携して、引き続き求めていきます。

4 行財政改革の推進

地方自治体を取り巻く社会経済状況が大きく変化する中、様々な行政課題に着実に対応するためには、より一層の「選択と集中」を進めていく必要があります。

このような状況の下、本市においては、都市の活力を生み出す成長戦略に取り組むことと併せ、中長期的な視点で、政策実現の基盤となる行財政運営全般にわたる見直しを行う必要があります。

行財政改革に関しては、平成24年4月、有識者から成る「北九州市行財政改革調査会」を設置し、大きな方向性等について、議論がなされています。

本市では、同調査会からの答申を踏まえ、市民の意見を幅広く聴取した上で、簡素で効果的かつ効率的な行財政運営に向けて、平成26年度以降の新たな方針・計画の下、行財政改革に取り組んでいきます。

(1) 官民の役割分担

「民間でできることは民間に委ねる」という考え方にに基づき、これまで市が直接行ってきた業務等を、市が行う必要性やサービス水準、コスト等の視点から十分検討し、行政サービス水準の維持・向上やコスト削減等を図ることができるものは、積極的に民間委託等を進めます。

(2) 持続的な仕事の見直しの仕組み

市の取り組む全ての事業等について、現在の行政課題に対する必要性等の観点から総点検を実施し、事業実施の見直し・改善を図ります。この総点検結果を踏まえ、毎年度実施する行政評価により、事業の有効性・経済性・効率性などを検証した上で、予算編成に活用していきます。

(3) 公共施設のマネジメント

本市は、五市合併の影響等によって他都市と比べて多くの公共施設を保有しており、近い将来、大規模改修や更新に多額の費用が必要になります。そのため、市の将来を見据え、真に必要な施設については整備・更新する一方で、全体の保有量を抑制する観点から、施設の複合化や多機能化を進めるとともに、整備当初の使命が薄れた施設は廃止するなど、「選択と集中」による公共施設マネジメントに取り組みます。

(4) 外郭団体改革

行政の補完的役割を担う外郭団体については、これまでも外郭団体としての役割を終えているものの廃止や、直営化や民間活用等機能の代替により、団体の統廃合に取り組んできました。

今後も、外郭団体の存在理由を含め、その運営について、「市の政策の一翼を担い、市が直接担うより効果的かつ効率的な事業運営ができ、民間委託等でできない、または適さない」という役割に照らして妥当であるか、絶えず見直しを行っていきます。

(5) 簡素で活力ある市役所の構築

職員自らが、時代・状況の変化に応じ、的確に課題を捉え、絶えず現状維持から現状打破を志向する「課題解決型・成果重視型組織への転換」を目指し、「事業の選択と集中及び責任ある執行体制の構築」及び「職員の能力・モチベーション等の向上」に取り組み、職員の意欲・能力が最大限発揮できる少数精鋭のもと、簡素で活力ある市役所を構築します。

第3章 人づくり ～多様な人材が輝くまちをつくる

1 子どもから高齢者までの生涯を通じた人づくり

市民誰もが、幼児期から高齢期まで生涯を通じて基礎的な教育を受け、必要な学習に取り組む、その成果を活かすことのできる人間性豊かな人となるよう、地域社会全体の連携のもと、計画的な「人づくり」に取り組みます。

こうした総合的な人づくりを通じて、産業や環境、科学技術、地域づくり、健康・福祉、文化・スポーツなどのさまざまな分野において、活躍できる能力・見識を備えた「人材の育成」につなげていきます。

(1) 小学校就学前

乳幼児期は人間形成の基礎を培う極めて重要な時期といわれています。

そのため、家庭が人づくりにおけるすべての出発点であることから、家庭の教育力が向上するよう支援するとともに、幼稚園と保育所などにおいて、子どもの発達段階に応じた質の高い幼児期の学校教育・保育を推進します。

また、必要な子どもは誰でも幼稚園や保育所を利用できるようにするとともに、地域での見守りや支え合いの輪を広げることに努め、子育てに対する親の不安感を軽減し、虐待等を予防するなど、子どもが地域社会の中で健やかに成長することをめざします。

(2) 初等・中等教育

人として大事な「思いやりの心」や「規範意識」といった豊かな心、確かな学力、体力に支えられた将来社会で活躍できる「生きる力」を身につけた子どもを育成するため、市民が安心し、信頼して子どもを託すことができる教育環境を整備するとともに、心の教育、確かな学力と体力を向上させる教育の充実に取り組みます。加えて、環境やものづくり、アジアといった本市の特性を活かした教育、部活動の強化などの子どもの特性を伸ばす教育、特別支援教育の充実など、質の高い教育を提供する学校づくりを進めます。

さらに、子どもたちの健やかな成長には、学校だけでなく家庭、地域、企業（地元企業を中心とした小学校応援団など）が積極的に関与・参画することが大切であり、社会全体で支える教育環境の整備をめざします。

また、豊かな人間性や社会性を育むためには、地域や社会との関わりを通じたさまざまな体験が重要であるとの観点から、体験活動の充実にも取り組みます。

(3) 高等教育

次代を担う多様で質の高い人材を育成するため、市内大学などの人材育成機能の強化を図ります。また、高度な工業系人材を輩出する工業高等専門学校をはじめ、さまざまな分野の職業能力の育成を行う専門学校の充実を進めるとともに、優れた技術を有する市内大学等の認知度をあげるよう、積極的な情報発信に努めます。あわせて、大学などが地域振興に関するシンクタンクや市民の生涯学習の拠点など小・中・高等学校も含めた市民・地域への貢献を図れるよう協力します。

市内大学などが充実し、魅力が向上すれば、若者が集まり、にぎわいが生まれるのみならず

らず、学生サークルなどによる文化・スポーツ活動が活発化し、新たな文化が創出されます。また、学生は、教育や福祉、まちおこしなど多様な分野においてボランティア活動の担い手となりえます。さらに、アジアからの留学生が集まることで、大学が本市とアジアとを結ぶ接点になります。

(4) 青少年の健全育成

人や社会と関わることの経験不足、また規範意識や自尊感情の希薄化等から、様々な課題を抱え、学校生活や社会生活にうまく適応できない青少年が増加しています。

そのため、様々な体験活動の機会を提供するとともに、非行を生まない地域づくりや立ち直り支援に取り組み、社会全体で青少年の健やかな成長と自立を支える環境づくりを進めます。

(5) 生涯学習

本市は、都市型公民館の発祥の地であり、社会教育の伝統が息づいたまちです。今後とも、「市民が学び、つどい、輝くまち、北九州市をめざして」を目標に、「市民がいきいきと学び合える環境の整備」、「地域活動をリードする人材の育成」、「学校、家庭、地域の連携強化」に向けた取り組みの一層の充実を図ります。

(6) 高齢者が活躍できる社会の実現

超高齢社会を迎えつつあるなか、介護を必要としない高齢者も多く、その人たちが、健康づくりや文化・スポーツ活動、生涯学習、地域活動などの社会参加活動ができるような環境づくりを進めます。また、働く意欲のある方々に対しては、高齢者就業支援センターなどを通じて、雇用機会の拡大を図っていきます。

2 文化・スポーツ分野の人材育成

小中学校における部活動やスポーツ少年団などによる人材育成を強化するため、地域の人材の活用などを図るとともに、高等学校における体育専攻科や芸術コースなどを通じて、文化やスポーツ分野の優れた人材の育成と地元定着を進めます。

また、音楽、演劇、伝統文化などの文化芸術の分野においては、北九州芸術劇場、響ホールをはじめとした文化施設等を拠点とした取り組みなどを通じて、文化芸術を担う人、支える人、鑑賞者など幅広い人材育成に取り組みます。

3 産業・環境分野の人材育成

(1) 産業の高度化を支える人材の育成

地域産業力の強化に向けて、大学間連携の強化や、海外の大学などとの広域での連携を進め、カーエレクトロニクスなど成長が見込める次世代産業を支える人材や、地域企業の技術の高度化を支える人材を育成し、市内での活躍の場を広げます。また、アジアの優秀な留学生を受け入れ、本市やアジアにおいて産業の高度化を支える人材として育成します。

(2) 自らの可能性を活かし、確かな技能を持った人材の育成

企業の求める人材と求職者の希望や能力との間に生じるミスマッチを解消し、若者、女性、中高年齢者、障害のある人などの就業を支援するため、職業能力開発を推進します。また、大工や調理師、工芸家などのさまざまな職業分野で匠（たくみ）の技を持った人材の育成を進めます。

(3) 優れた環境人材の育成

本市には、豊かな自然環境と活発な企業活動があり、また、さまざまな大学、環境教育施設、研究機関、国際的機関など数多くの教育・研究機関が立地しています。これらの資源を活用して、あらゆる世代の環境教育・体験を幅広く展開し、また、専門的かつ実践的な知見を身につけた人材を育成します。

- ・ 持続可能な開発のための教育（ESD）の視点を踏まえた、市民の中での環境リーダーの育成
- ・ 専門知識を市民にわかりやすく伝える解説者の養成
- ・ 環境ビジネスの専門技術のリーダーとなる人材の創出
- ・ 研究者・専門家の集積の推進

4 地域活動をリードする人材の育成

地域活動は、基本的には「人」により支えられており、リーダーをはじめとした地域活動を行う人材の発掘と育成を行います。

また、地域は、地域団体、NPO・ボランティア団体、大学等の高等教育機関、企業、行政機関などさまざまな主体によって構成されています。これらの主体間の連携や調整が重要となることから、各主体を協働させる調整能力を持った人材を育成します。

その際、社会教育や健康づくりの指導者、福祉関係者、環境関係者など、地域に存在する専門的な能力を持つ人的資源について、まちづくりのアドバイザーなどとして活用するための仕組みづくりもあわせて進めます。

第4章 暮らしづくり ～質の高い暮らしができるまちをつくる

1 安全・安心なまちづくりと質の高い日常生活圏の創出

日々の生活の舞台となる日常生活圏（小学校区）において、少子高齢化の進展に対応し、質の高い暮らしづくりに取り組みます。そのため、市民が日常生活を送るうえで、必要な一定の生活環境の維持を図ります。

また、小学校区よりもさらに小さな単位である町丁別にみた場合、将来的に高齢者の割合が半数を超える地域が増え、地域によってはコミュニティ機能が著しく低下することも懸念されており、こうした地域への対応策を検討する必要があります。

（1）安全・安心なまちづくり

次世代に安全で安心して暮らせる生活環境を引き継げるように、地域や行政だけでなく、みんなで安全・安心について考え、諸問題の解消や市民一人ひとりへの意識の浸透、まちのイメージアップなどに努めます。

今後、安全・安心なまちづくりを進めていくために、「安全・安心で快適な生活環境」、「感染症や食の安全」、「自然災害や都市防災体制の整備」、「救急医療体制の維持」「暴力や犯罪をゆるさないまちづくり」「子どもの安全や青少年の非行を生まない地域づくり」などに取り組むとともに、地域や関係機関と連携し、法を犯した人の立ち直りを支援します。このような取り組みを踏まえ、市民、事業者、行政が新たな「安全・安心なまちづくり」を共に考え、一丸となって取り組む契機とするため、「（仮称）北九州市安全・安心条例」を制定します。

（2）日常生活に必要な諸機能の維持

市民と行政との協働によるまちづくりを進めるため、小学校区単位の「地域カルテ」の作成などに取り組み、地域に住む人が地域の課題や資源を共有できるようにします。

また、地域の住民が相互に協力し合い、過度に自動車を利用しない生活スタイルの実践や、商店・スーパー・市場などによる一人暮らしの高齢者のための生活支援に取り組むことにより、買い物の場所やかかりつけの医院など、日常生活に必要な機能が最低限備わった生活圏の維持をめざします。

（3）多世代居住のまちづくり

子育て世代、高齢者世帯、単身者・学生などのさまざまな世帯構成と幅広い年齢層の住民からなる、地域コミュニティの活性化につながるまちづくりや、三世代の家族が市内で暮らせるまちづくりを進めます。これにより、子育て支援や高齢者の見守りなど、地域や家族による支え合い機能の強化を促進します。

（4）住生活の質を向上させるための環境整備

子どもから高齢者まで、誰もが安心して住み続けられるように、多様な世帯のニーズに応じた良質な住宅の取得・改善などの環境整備を進めます。また、生活利便性の高い「街なか」居住を推進するため、良質な住宅の供給や定住支援を行うとともに、魅力的な住宅

市街地の再整備や良好な街並み・景観の形成を図ります。さらに、世代を超えて長く住み続けられる居心地の良い住宅やCO₂（二酸化炭素）排出量の削減等に資する環境にやさしい住宅など、質の高い社会資本となる住宅ストックの形成と活用を図ります。あわせて、良質な住宅を確保することが困難な市民が安心して暮らせるように、公的住宅や民間活力を活用した住宅セーフティネット機能の充実を図ります。

行政は、市民センターなどの公共施設の更新の際には、より適正な配置に配慮するとともに、市民ニーズに対応した身近な公園整備を推進します。

（５） 市民の移動手段の確保

超高齢社会に対応するため、公共交通への依存度が大きい高齢者や学生などが、マイカーに頼らなくても安心して暮らせるまちづくりが必要です。このため、公共交通の空白地域や公共交通の縮小が進む地域では、地域の特性に応じ、市民、企業、交通事業者、行政が一体となって、市民の移動手段の確保を図ります。

（６） 生涯を通じた健康づくり

次世代を担う子どもや若者、そして高齢者まで、すべての世代が地域のつながりの中で、健やかで心豊かに暮らすことができるよう、生活習慣病予防や介護予防の推進、ライフステージを通じたこころの健康づくり、個人の健康を支える社会環境の整備などに取り組むとともに、すべての市民の自律的・主体的な健康づくり活動を支援していきます。

（７） 生活に根づき、誇れる文化・スポーツの振興

まちに対する自信や誇り、愛着は、市民が主体的に関わる文化・スポーツ活動、文化・スポーツイベントの鑑賞・観戦を通じて生まれてくることから、子どもから高齢者までの市民が継続的に文化・スポーツに接していく機会を提供します。

文化・スポーツの振興を図るため、誰もが気軽に利用できる環境づくりを行います。

（８） 北九州市環境未来都市の推進

超高齢化・少子化・人口減少が進むなか、「地域や都市（まち）の中で人が輝く、賑わい・安らぎ・活力のあるまち～公害を乗り越えた経験と持続的に創造するイノベーションを活かして～」をテーマに、市民が中心の「誰もが暮らしたいまち」「誰もが活力あるまち」の実現を目指します。

２ 市民センターを拠点とした地域づくり

市民が互いのつながりを深め、自らの意思で地域づくりを進めるための拠点としての、市民センターの位置づけと役割を再確認するとともに、地域団体が横断的に参画しているまちづくり協議会に対する理解の促進と一層の活性化を図ります。

（１） 市民センターにおける住民主体による地域づくり

市民センターにおいて、地域がその実情に応じて地域住民の意思で自由に事業を実施できる体制を整備します。そのために、地域住民による独自の事業を促進するとともに、事

業を地域が主体的に選択できる仕組みをつくることを検討します。

また、地域活動を担う人材の育成を目的とした生涯学習機能を強化し、地域づくりの活性化を図ります。

(2) 地域コミュニティ施設の効果的な活用

地域づくりの拠点としての市民センターの機能を強化するとともに、他の地域コミュニティ施設との連携の強化を図り、より効果的な役割分担を進めます。

(3) きめ細かな住民主体の支え合いネットワークの充実・強化

地域での支え合いを強化するために、自治会・町内会の加入率向上を支援します。また、市民センターを拠点とした小学校区単位の地域ネットワークに加え、「住民による地域福祉の再生」をめざして、「いのちをつなぐ」をテーマに、既存の地域におけるネットワークや見守りの仕組みを結びつけ、孤立しがちな一人暮らしの人をはじめ、支援の必要な人を「見つける」、その人を必要な制度やサービスに「つなげる」、地域での「見守る」体制をつくることで、支援が必要な市民を一人でも多く救えるよう、地域と行政の力を結集して取り組みます。

(4) 市職員の地域活動への積極的な参加

市民と行政との協働によるまちづくりを進めるため、市職員地域活動推進登録制度（北九州市職員ボランティアの会）などを活用し、当該地域に住む市職員が地域活動に積極的に参加する仕組みを検討します。

3 人権文化のまちづくりと多文化共生

市民一人ひとりが日常生活の中で人権を尊重することを当たり前の行動として自然に現すことができるまちをめざし、「人権文化のまちづくり」を進めます。あわせて、すべての市民が互いの文化を認め合い、相互理解を深め、元気でいきいきと暮らせる「多文化共生」を推進することによって、ユニバーサル社会の実現をめざします。

(1) すべての市民の人権の尊重

子どもたちが安心して暮らし、健やかに成長できるよう、子どもの人権が尊重されるとともに、高齢者や障害のある人が人権を尊重されるシステムの確立や支援体制の強化を進めるなど、すべての市民の人権が尊重される社会をめざします。

また、これまでの同和問題解決への取り組みの成果と課題を踏まえて、同和問題を人権問題という本質からとらえ、あらゆる人権問題の解決につなげていくという見地に立って、市民一人ひとりが人権に関する問題を正しく理解し、人権を自分自身の課題としてとらえ、その解決に取り組むことができるよう、生涯にわたる多様な人権教育・人権啓発を進めます。

(2) 男女がいきいきと活躍できる環境づくり

男女共同参画やワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の観点から、家庭、地

域、企業、行政が一体となり、男女が共に仕事や子育て、介護、地域活動などをしやすい環境づくりを進めます。

(3) 外国人が滞在・生活しやすいまちづくり

アジアからの留学生などの外国人が滞在・生活しやすい環境づくりのため、多文化共生の視点から、ノウハウを持つ民間団体やNPOなどとの連携を通じて、コミュニケーション支援や生活に関するさまざまな支援を行います。

第5章 産業づくり ～元気で人が集まるまちをつくる

1 地域産業の構造

本市の産業構造は、大企業・中小企業を問わず、製造業を中心とした基幹産業と、それを支える物流をはじめとするビジネス関連サービス産業、消費活動に関連した生活関連サービス産業などから成っています。

また、本市の雇用構造をみると、比較的給与が高い情報通信業、金融・保険業、教育・学習支援業などに従事する人の割合が、他の政令市に比べ低くなっています。

今後は、得意のものづくり産業（製造業）に軸足を置きつつも、高い付加価値を生み出す知識サービス産業、さらには豊かな生活とにぎわいを生み出す商業・生活関連サービス産業の振興にも力を入れていく必要があります。

一方、民営事業所の従業者数は大企業が2割であるのに対して中小企業が8割を占めており、地域経済の活性化にとって、中小企業の振興が不可欠です。

2 北九州市新成長戦略を軸とした高い付加価値を創出する産業の振興

（1）北九州市新成長戦略の推進

本市が、取り巻く環境の変化に対応し、ポテンシャル（優位性）を十分に発揮しながら、国際的な競争社会においてもアジアの中核的な産業都市として、持続的な発展・成長を目指すために、平成25年3月に「北九州市新成長戦略」を策定しました。

今後は、新成長戦略にスピード感を持って取り組み、地域経済の活性化と、新たな雇用や市民所得の向上につながる、経済の好循環を生み出していきます。

（2）高付加価値化の促進

北九州学術研究都市をはじめとした知的基盤を強化し、そこから生み出される研究成果を活用して、環境素材やカーエレクトロニクス、ロボットなどの先端技術の複合化により、ものづくり産業の高付加価値化を図ります。また、効果的な優遇制度や規制緩和などにより、生産工場に加え、研究開発機能を備えた企業の誘致にも取り組みます。

（3）知識及び生活関連サービス産業の育成

製造業等のビジネスを支援する設計・デザインや情報通信などの高い所得を生み出す知識サービス産業の振興を図ります。また、超高齢社会に対応した福祉産業をはじめとする生活関連サービス産業の開拓などに取り組みます。

（4）中小企業の総合力の向上

中小企業に対し、技術力の支援に加えて、経営、マーケティング、デザインなどをパッケージで支援する仕組みづくりを進めます。そのため、支援できる人材の情報収集や、地元で育ったデザイナーの活用、さらにはコンサルティング機能を有する商社機能の強化などに取り組みます。

(5) 環境産業の振興

レアメタル、貴金属の再資源化を促進するため、小型電子機器、リチウムイオン電池、太陽電池などのリサイクル技術の確立、システムの効率を図り、次世代資源リサイクル拠点の形成を目指します。

また、省エネルギー化、省資源化、長寿命化などの環境配慮型製品や、それを支える素材・部材などの環境ものづくり産業の集積を図ります。

(6) 海外ビジネス拠点の形成

本市に強みのある都市インフラビジネスの推進、生産技術やメンテナンス技術といった分野での海外展開をはじめ、ノウハウ、人材が不足している地域中小企業に対し、多様な支援を行います。

(7) 地域エネルギー拠点の形成

省エネルギー(ネガワット)の推進、地域の成長を支える再生可能エネルギー・基幹エネルギーの拠点の形成とともに、それを活用した安定・安価で賢いエネルギー網など最先端モデルの構築を図ります。

(8) 物流産業の振興

アジア地域における物流の拡大や北部九州における自動車産業等の集積に伴う貨物の需要増加などに対応するため、本市にある陸海空の物流基盤の活用・充実と連携強化により、調達、生産、販売、廃棄などのものづくり活動のさまざまな局面を支援する物流産業の振興を図ります。

(9) まちづくりと連携した商店街の活性化

環境負荷を抑えた、コンパクトで暮らしやすいまちづくりに向け、公共交通機関の利用と「街なか」居住を促進するとともに、まちのにぎわいづくりと回遊性の向上を進め、商店街の活性化を図ります。また、商店街による宅配を通じた一人暮らしの高齢者の見守りや、空き店舗を活用した子育て支援、生ごみの堆肥化等の環境活動などへの支援を通じて、地域のコミュニティづくりを担う商店街の振興を図ります。

(10) 都市の資源を活かした集客・観光産業の振興

工場等の産業施設や各種の近代化遺産・文化施設などを活用し、産業観光などの「知」の観光を推進します。また、門司港レトロ地区をはじめ市内の観光拠点を整備するとともに、市外の観光拠点との連携を促進しながら広域的な観光振興を図り、国内外からの滞在型の集客の向上をめざします。

(11) 付加価値の高い農林水産業の振興

安全・安心な「食」の確保、里地・里山や里海の保全など、都市の暮らしを支える農林水産業の役割は大きいことから、農林水産業の6次産業化や農商工連携の推進を図るとともに、高付加価値化やブランド化を進めることで、地域の活性化につなげます。

(12) グリーンアジア国際戦略総合特区の推進

本市、福岡県及び福岡市と共同申請した「グリーンアジア国際戦略総合特区」が、平成23年12月に国から国際戦略総合特別区域として指定されました。

今後、総合特区の支援措置等を後押しに、環境分野での優れた技術と経験・実績、アジア諸国との都市間ネットワークなどの強みを活かし、アジアの活力を取り込むことで、投資を呼び込みます。

第6章 都市づくり ～便利で快適なまちをつくる

1 市民の暮らしに着目したまちづくり

超高齢・人口減少社会を迎えるなか、市民の暮らしに着目したまちづくりを進めていく必要があります。

市民の日常生活から都市のあり方をみていくと、市内には生活支援施設の集積度が高い「生活支援拠点」が分散的に存在しています。この生活支援拠点は、生活機能のほか、交通結節機能や業務機能などの多様な都市機能も有しています。

これらの拠点を核として、人口5万人規模から20万人規模の生活圏が広がっています。この利便性の高い生活圏が連たんするエリアに本市の人口の8割が居住しており、集約市街地である「街なか」が含まれています。

今後、都市の活力の維持・向上や行政の効率化、環境負荷の低減などの視点からも、こうした本市の特色を活かしたコンパクトシティ（集約型都市）の形成が重要となります。

2 生活支援拠点の充実

現在は生活支援拠点として十分であっても、超高齢・人口減少社会の進展に伴う活力の減退や都市機能の低下により、便利で快適な日常生活の維持が困難になる恐れがあることから、今後とも利便性の整った拠点の充実を図っていきます。

（1） 既存ストックの利活用

生活支援拠点では、既にある各種の都市基盤・施設を上手に利活用しながら、新しい時代にふさわしい都市機能を補強していきます。また、生活支援拠点の集客型公共施設については、区の枠を越えて相互に利用し、施設の効率性を高めていきます。

（2） 地域色豊かな拠点づくり

それぞれの生活支援拠点では、これまで培われてきた歴史や文化、地域の特色を踏まえた個性的なまちづくりを進めます。こうした地域色豊かな拠点づくりにより、各拠点間の相互補完機能を高め、さらには都市全体としての多様な魅力づくりを進め、本市全体の吸引力の拡大をめざします。

（3） 「街なか」居住の推進

「街なか」に居住する生活者が増えると、まちににぎわいが生まれるとともに、商業施設やサービス施設が維持・発展できることから、「街なか」への居住を中長期的に促進します。これにより、郊外部の環境負荷の増大や拡散的な公共投資を防ぎ、経営資源の効率化を進めます。

（4） 将来的な拠点の形成

今後は、既存の生活支援拠点の維持に重点を置き、いたずらに「街なか」を拡大することは避ける必要がありますが、将来、生活の利便性が高まる地域については、民間活力を中心とした、住宅や業務機能、生活支援機能の集積を検討します。

3 都心・副都心の位置づけ

本市の精神風土をはじめとする歴史・文化的な文脈や、距離や広さ等の地勢、さらには五市合併やその後の市街地の拡大といった発展の経緯などの観点から、複数の生活支援拠点の中でも、特に高次の都市機能を有する拠点として、小倉中心部を都心、黒崎地区を副都心と位置づけます。

(1) 小倉都心

小倉都心の特徴は、土地が高度に利用されていること、さまざまな都市機能が集積していること、交通結節拠点であること、都市を代表するにぎわいと交流の場であること、本市の発展の核だけでなく、200万人規模の北九州都市圏の中核の役割を担っていることなどです。

厳しい都市間競争のなかで居住者や買物客、観光客、企業を引きつけていくには、都市イメージを決定づける都心の役割は大きく、今後とも本市の「顔づくり」を進めていきます。

そのため、小倉都心では、商業施設の質的向上による滞在型の都市空間の創出や、創業・業務支援機能の集積、コンベンションの誘致・開催の推進、さらには小倉駅南口東地区の再開発などによる交流拠点機能の強化、また、新球技場の整備を契機としたまちのにぎわい創出を図っていきます。

(2) 黒崎副都心

黒崎副都心は、小倉都心と比べ都市機能の集積度に違いはありますが、本市の西部地域において、市域外に及ぶ広域集客拠点であると位置づけることができます。

黒崎副都心には、良好な交通結節機能や各種の病院・診療所の集積、大規模未利用地の存在、依然として大きな後背地人口、都市型マンションの立地による人口回復などのポテンシャルがあります。文化・交流拠点地区の整備やコムシティの再生も完了したことも踏まえ、商店街の魅力づくりや回遊性の向上に努めるとともに、超高齢社会にも対応し、徒歩圏内に生活利便施設が立地した質の高い居住環境を有する、個性あるまちづくりを進めていきます。

4 戦略的な拠点の整備

生活支援拠点以外に、市内には北九州学術研究都市の研究・開発拠点、北九州港や北九州空港などの物流拠点、響灘地区や八幡東田地区などの産業拠点・地域エネルギー拠点、門司港レトロ地区などの広域観光拠点があり、それぞれの特徴を活かした整備を進めます。

5 郊外部の保全・活用

郊外部の住宅地区では、居住者による良好な住環境づくりなど、地区の特性にふさわしい生活環境の維持・向上を図ります。一方、自然・田園地区では、緑地、水辺、農地、森林などの保全を図りつつ、豊かな自然環境や農を活用するなど、地域の魅力を活かした集落の環境整備を進めます。

6 交通・物流ネットワーク

(1) 交通・物流ネットワークの強化

港湾や空港、鉄道ターミナルなど、本市がこれまで整備してきた陸海空の多様な輸送モードと充実した高速道路網を十分活かすため、環状放射型自動車専用道路ネットワークや交通・物流拠点間を結ぶ幹線道路網の整備を推進していきます。

あわせて、本市は、高速道路の出入口まで10分以内で行けるエリアの人口カバー率が平成24年度時点で約98%に達しており、計画期間中には、市街地のほぼ全域をカバーすることをめざします。

(2) 公共交通の利便性の向上と利用促進

本市では、市民の公共財ともいえる公共交通機関は充実していますが、自動車交通への急速な依存傾向の強まりのなかで、公共交通機関の利用率は低下傾向にあります。

今後は、超高齢社会における市民の移動手段の確保と、地球環境への配慮という観点から、市民、企業、交通事業者、行政が一体となって、かしこくマイカーを利用しながら公共交通の利用促進を図ります。

そのため、市内全域で、事業者の協力を得ながら、利用しやすい路線・ダイヤの提供や交通結節機能の強化、総合的な公共交通情報の提供、公共交通ネットワークの充実などに取り組みます。

また、拠点地区間や「街なか」では、頻度や定時性等のサービス水準の高い主軸交通とそれを補完するバスなどの利便性の向上に加え、徒歩や自転車で気軽に公共交通施設へ行くためのバリアフリー化、駐輪機能の充実などを進めます。

一方、周辺市街地においては、パーク・アンド・ライドの推進などを図り、主要な拠点まで1回程度の乗継ぎで移動が可能となるよう対応を進めるとともに、市街地臨海部では、乗合送迎バスの運行や相乗り通勤など、過度にマイカーに頼らない交通手段が確保される取り組みを進めます。

また、郊外部などの公共交通サービスの水準が低い地域では、地域の実情に応じた交通手段の確保に向けた取り組みを進めます。

7 都市基盤・施設の充実

(1) 生活関連施設の整備

多くの市民がそれぞれの地域で、安全・安心を感じながら快適に暮らすことができる環境づくりを進めるため、市民センターの機能を補完する市民サブセンターや市民ニーズに対応した身近な公園整備、道路のバリアフリー化、治水対策や下水道の保全・整備、事故・災害に強く、おいしい水を供給できる水道の整備などに取り組みます。

(2) 文化・スポーツ施設の整備

日々の暮らしの中に生きがいやゆとり、感動をもたらすとともに、にぎわいを創出し、人が育つ環境を整備することが必要です。そのため、市内外の多くの人に親しまれ、利用しやすい文化施設やスポーツ施設などの整備を進めます。

スポーツ施設については、高齢者や障害のある人をはじめ、誰もが生涯にわたり身近に親しめる施設の充実を図る必要があります。また、建て替えや新設を行う際には、すでに集積がある地区へ統廃合を進めることにより、その地区の中核性を高めるとともに付帯設備を確保することを検討します。なお、新球技場については、市民が誇れる施設となるよう整備します。

(3) 市街地の面的整備

都心、副都心を含む拠点地区の都市機能の強化や「街なか」居住の推進を図るため、小倉駅南口東地区などにおける市街地再開発事業や、折尾地区や城野駅北地区の土地区画整理事業などの効率的かつ効果的な面的整備を進めます。

(4) 交通・物流基盤の整備

本市における産業の競争力を強化し、市民の暮らしを支えるため、主要な幹線道路や国道3号黒崎バイパス、都市計画道路戸畑枝光線など既に取り組んでいる交通・物流ネットワークの早期完成を図ります。また、将来にわたり必要と考えられる基盤整備を選択と集中により進め、国際物流拠点の形成をめざします。

① 港湾の機能強化

アジア地域との貿易量が増大するなか、ひびきコンテナターミナルについては、アクセス機能の強化、背後地への企業・物流センターの誘致、航路網の充実などにより、利用促進を図ります。また、太刀浦コンテナターミナルについては、ターミナル機能向上に努め、さらなる利用促進に取り組みます。その他の港湾施設は、フェリー・RORO船などの新たな物流モードや原料運搬船・自動車専用船などの船舶の大型化への対応を図り、産業競争力の強化に努めます。

② 北九州空港の整備・充実

北九州空港については、24時間運用や税関・検疫空港の指定などの特性を踏まえ、国際貨物上屋の整備とともに貨物便の誘致を進めます。さらに、東九州自動車道の開通を契機に、集荷や物流・製造関連企業の誘致を一層図るなど航空貨物の拠点化をめざします。また、旅客便の運航路線・便数の充実に努め、利用者の拡大をめざし、空港機能の拡充（滑走路延長や旅客・貨物施設の充実、アクセス機能の向上など）を図ります。

③ 東九州自動車道の建設促進

東九州自動車道は、すでに北九州 JCTから苅田北九州空港 IC まで開通しているほか、椎田道路や宇佐別府道路も供用を開始しているなど、断続的に整備が進んでいます。今後、平成26年度末を目途に本市と大分市との間が一本の高速道路で結ばれるよう、苅田北九州空港 IC からみやこ町までの区間、築上町から宇佐市までの区間の整備を国や関係機関へ働きかけます。

(5) 産業支援基盤の整備

アジアの中核的な産業都市としての発展をめざし、新たな成長産業の集積・促進や、既存産業の高度化、新産業の創出を図るため、産業団地や廃棄物処分場などの産業基盤、北九州学術研究都市をはじめとする知的基盤の充実に取り組みます。

(6) 水際線・下水道・河川の整備

多くの市民が気軽に港や海辺の魅力に接することができるよう、都市の魅力を高める水際線の整備を進めます。また、公共用水域の水質保全を図るため、合流式下水道の改善や浄化センターの高度処理化を進めるとともに、河川愛護活動を促進し、地域住民との協働などにより、自然豊かな河川の整備を図ります。

第7章 北九州ブランドの創造

本市には、歴史や文化、産業、自然など、優れた資源が数多くあります。これらの資源を北九州ブランドとして磨きあげ、積極的にシティプロモーションを展開し、多くの方に本市を訪れてもらい、まちのにぎわいを創出していきます。

1 都市ブランドの構築

本市の中核的な強みや魅力を表す都市ブランドの構築に取り組みます。

(1) 美しき「世界の環境首都」

本市には、公害克服や環境国際協力、エコタウン事業など資源循環型社会づくり、さらには環境モデル都市として低炭素化を先導する取り組みなどの経験があり、OECDから「グリーンシティプログラム」のグリーン成長都市に選定されるなど国際的にも高い評価を受けています。

今後は、これらをさらに発展させ、「環境」と「経済」を両立させた取り組みで世界をけん引していきます。その力の源は、市民や企業の力にほかなりません。市民が本市の環境に自信と誇りを持ち、世界の人々から信頼される都市づくりを推進します。

まず、都市の美しさを高めることが大切です。魅力的な景観づくりや緑があふれるまちづくり、モラル・マナーの向上などを進め、市民や市外から訪れた人がまちの美しさを実感できる都市にします。

また、地球温暖化をはじめ、人類の生存基盤を揺るがす地球規模の問題が目の前に迫っています。本市は、省エネルギー化、省資源化等の環境関連技術の高度化や製品・サービスの提供などの産業活動、地域の成長を支える地域エネルギー拠点の形成、環境に配慮した交通体系の整備、地産地消による環境への負担軽減、生物多様性保全への取り組み、市民の環境意識の向上や活動促進といった環境問題に加え、超高齢化等の社会的課題に対応した環境未来都市の実現を図ります。

地球規模の問題における解決の出発点は、一人ひとりの力です。このため、高い環境意識を持ち、世界とまちの将来を幅広い視野で考え、行動できる人づくりを進めます。また、市民、NPO、企業、行政などのさまざまな立場の人々が、共に考え、行動することで最大限に環境に取り組む力を発揮できる仕組みを整えるとともに、これまでに築いてきたアジアをはじめとする世界の諸都市とのネットワークを活かし、個人から地域へ、地域から世界へと取り組みのネットワークを広げ、情報発信していきます。

このように、人づくり、都市づくり、産業づくりなどのさまざまな政策を統合的に推進することにより、誰もが住み続けたいと思い、企業が事業を展開したいと考える、美しき「世界の環境首都」をめざします。

(2) 成長する「アジアの技術首都」

ものづくりのまちとして発展してきた本市では、鉄づくりの技術が機械産業の技術を育むなど、常に技術革新が行われ、先端的な産業都市としての土壌が培われてきました。そうしたなかから、産業用ロボットや衛生陶器などの分野で世界的な企業が育っています。

今後、こうした動きを強め、アジアの活力と成長力を取り込みながら、本市の強みである素材・部材、環境・エネルギーなどの既存産業のさらなる高度化に加え、次世代自動車産業、ロボット産業、環境産業など高付加価値ものづくりクラスターの形成を図り、「アジアの中核的なものづくり拠点」の地位を築いていきます。

あわせて、本市に強みのある都市インフラビジネスの推進、生産技術やメンテナンス技術といった分野での海外展開を推進します。

また、本市には、北九州学術研究都市をはじめ、九州工業大学や産業医科大学などの特色ある大学・研究機関が集積しています。今後、こうした知的基盤を拡充して、新産業の創出や地域企業の技術高度化につながる研究開発機能を強化します。加えて、成長産業を支える人材やアジアの環境問題の解決を担う人材を育成するとともに、アジアからの留学生を受け入れ、産業の高度化を支える人材として育成・活用を図り、「アジアの研究開発・人材育成の拠点」の地位を築いていきます。

さらに、本市は、アジアの貿易拠点として発展してきた歴史と交流の実績、整備された交通・物流基盤、豊かな自然などの資源を有しています。今後、こうした地域資源を活用して、国際的に通用するビジネス環境や利便性の高い生活環境を整備し、国内外から多くの人が集まる「働きやすいアジアの交流拠点」の地位を築いていきます。

また、本市では、工業技術のみならず、環境、消防、水道、下水道などの技術分野でも国際協力を積極的に進めています。今後、高齢化問題に直面することとなるアジア諸都市においては、高齢化社会への対応策など、生活に密着した社会技術も広く求められます。

こうした幅広い分野の技術や人材の交流を通じて、アジア地域の発展に貢献するなど、「アジアの技術首都」をめざします。

2 地域の誇りの再発見と新たな魅力の創出

北九州ブランドには、都市ブランドのほか、本市独自の「政策」としてのブランド、「モノ」や「場所」に着目したブランド、本市ゆかりの偉人・先人を顕彰することで生み出されるブランドなどがあります。

(1) 「政策」としてのブランド

① 子育て・教育日本一を実感できるまち

地域やNPO、企業などと連携、協働しながら、仕事と子育ての両立支援や母子が健康に生活できる環境づくり、子育ての不安や悩みの軽減などに取り組み、より多くの市民が「安心して出産、子育てができる」と思えるまちの実現をめざします。

そして、学校だけでなく家庭、地域、企業も含めた社会全体の参画のもと、豊かな心、確かな学力、体力に支えられた「生きる力」を育む教育を進め、さらに、一人ひとりの可能性を引き出す教育や本市の特性を活かした教育などに取り組み、子どもたちや保護者、地域、企業といった市民一人ひとりが本市の教育に対し高い満足感を持てるまちをめざします。

このような取り組みを通じて、「子育て・教育日本一」を実感できるまちづくりを進め、内外に発信していきます。

② 地域文化が盛んな創造性豊かなまち

本市は、響ホールや北九州芸術劇場等の文化芸術施設などを整備・活用し、北九州国際音楽祭や北九州演劇祭をはじめとする市民の文化芸術活動の促進、市民が文化芸術に接する機会の拡大、文化芸術の担い手の育成など、市民と協働して文化振興事業を継続・発展させてきました。また、市内各地には、長い歴史を持つ伝統的な祭りがあります。武家作法から出発し、相手を気遣い、尊敬の念を表現する小笠原礼法の心は、小倉城庭園を拠点として次代に継承されています。こうした取り組みや地域資源を通じて、地域文化の盛んな土壌づくりをめざしていきます。

③ 近代化遺産の息づくにぎわいのあるまち

日本の近代産業の発祥の地として発展してきた本市には、東田第一高炉跡をはじめとする産業遺産や、国の重要文化財に指定されている門司港駅舎や旧松本家住宅などの歴史的建造物が市内の至るところにあります。また、本市を含む、九州・山口を中心とする8県11市では、「日本の近代化産業遺産群—九州・山口及び関連地域」を世界遺産に登録する取り組みを共同で進めており、すでに世界遺産の国内候補地リストに入るなどの成果をあげています。今後とも、この世界遺産をめざした取り組みを官民の協力のもと推進するとともに、市内の近代化遺産群を地域の文化として大切にし、まちの誇りの醸成や集客交流産業の振興につなげ、近代化遺産の息づくまちづくりを進めます。

(2) 「モノ」としてのブランド

食の特産品は、小倉牛、関門海峡たこ、合馬たけのこ、豊前海一粒かき、若松のトマト、じんだ煮(ぬかみそ炊き)、焼うどん、焼きカレーなど、数多くあります。また、江戸時代、豊前小倉の代表的な綿織物である、縦縞を基調とする小倉織も復元されています。今後とも、都市の資源を魅力あるものに磨き、育てます。

(3) 「場所」としてのブランド

数々の歴史の舞台となった関門海峡・門司港レトロ地区や日本三大カルストの平尾台、新日本三大夜景の皿倉山、日本夜景遺産に認定された高塔山などを、オンリーワン・ブランドの観光地として魅力の向上を図ります。

(4) 「偉人・先人」の顕彰

本市には、作家の森鷗外や火野葦平、林芙美子、松本清張、俳人の杉田久女、詩人の宗左近、画家の平野遠などの郷土ゆかりの文化芸術関係者がいます。また、科学分野では、竜巻の世界的権威であった気象学者の藤田哲也、経済界では、明治専門学校(現・九州工業大学)を創設した安川敬一郎、戸畑鋳物(現・日立金属)の創業者で日産自動車の生みの親である鮎川義介、出光興産の創業者である出光佐三などの偉人・先人がいます。

これらの偉人・先人の方々を顕彰し、生誕等に関する周年事業などを通じて、市民の自信と誇りを醸成します。

(5) 「映画の街・北九州」の確立

映画やテレビドラマのロケを誘致・支援するフィルム・コミッション事業は、都市イメージの向上に留まらず、ロケ隊の滞在に伴う宿泊費、飲食費など経済効果も大きく、さらにロケ地観光客の増加やまちのにぎわいの創出を図ることができます。このため、フィルム・コミッション事業の成果を広くまちづくりに活かし、官民一体となって「映画の街・北九州」の確立を目指します。

3 市民が一体となれる「シンボル」事業の推進

北九州ブランドを広く内外に発信し、本市のイメージの向上やまちのにぎわいにつなげていくには、本市の魅力を再確認し、自信と誇りを市民全員で共有することが大切です。このため、プロスポーツやボランティア活動などを通じ、市民が一体となって本市に誇りや愛着を持てるような「シンボル」をつくっていきます。

(1) プロスポーツチームの支援

市民の誇りの醸成にとって、プロスポーツチームは大きな存在です。そのため、平成22年にJリーグに参入した本市初のプロスポーツチーム「ギラヴァンツ北九州」が真に市民に愛されるチームとなるよう、市民や地元企業と一体となって支援していきます。また、バレーボールや野球など、本市と関係が深いプロスポーツチーム等についても応援していきます。

(2) 環境関連の市民活動の推進

美しき「世界の環境首都」の実現に向けて、西日本最大級の環境イベント「北九州エコライフステージ」や、「市民いっせいまち美化の日」、「環境首都100万本植樹プロジェクト～まちの森」などにより、市民が一体となる環境関連のシンボル事業を推進します。

(3) 認知症サポーター日本一のまち

全国平均を上回る速さで高齢化が進む本市では、認知症を理解し、認知症の方を地域で見守り、支える認知症サポーターの養成に積極的に取り組んでいます。延べ4万人以上のサポーターが、隣人やまちで働く人として、できることから手助けを始めるといった活動を進めています。目印として配付するオレンジリングを腕につけたサポーターが街中にあふれるまちをめざします。

(4) スクールヘルパー日本一のまち

スクールヘルパーは、本市の誇る学校教育ボランティア制度であり、他の政令市に先駆けて実施しています。スクールヘルパーは、保護者や地域の諸団体の協力を得て、子どもの安全対策や声かけ、授業の手伝い、ブックヘルパーなどのさまざまな支援活動を、市立幼稚園や小・中・特別支援・高等学校において行っています。約1万人のスクールヘルパーが、延べ12万回を超える活動を実施しており、今後もスクールヘルパーの活動を推進し、スクールヘルパー日本一のまちをめざします。

4 シティプロモーション

本市が持つ優れた資源を北九州ブランドとして高めていくためには、これらの魅力や個性を多くの方に伝え、共感を得ることが重要です。

このため、本市出身の経済界やスポーツ、文化、芸能などさまざまな分野で活躍する方々の協力も得ながら、戦略的かつ効果的なプロモーションを国内外に行い、観光客や交流人口の増加、企業の誘致、他都市からの移住を促進するとともに、ウェブサイト「北九州市時と風の博物館」などを活用し、市民の地域に対する誇りや愛着を育てていきます。

第8章 まちづくりのちから

1 市民のちから ～みんなでまちをつくる

(1) 地域活動の担い手

超高齢・少子化社会を迎えるなか、ますます複雑化する地域の諸問題に対応するためには、地域への誇りや愛着を共有する市民、地域団体、NPO、企業などが地域活動の担い手として活躍することが期待されます。

そのため、「公」（公助）と「私」（自助）の間にある「新たな公」（共助）という領域において、多様な民間主体と行政が協働して、地域のニーズに応じた社会サービスの提供などを行い、質の高いまちづくりを進めていきます。

具体的な地域活動の担い手として、次の三つが考えられます。

① 生活型コミュニティ（地域のネットワーク）

おおむね小学校区を単位として設置している市民センターを拠点として、自治会・町内会や校区（地区）社会福祉協議会をはじめとする各種地域団体で構成するまちづくり協議会が中心となり、まちづくりや保健福祉、生涯学習、環境、防災・防犯などの多様な活動を行うネットワークです。

② テーマ型コミュニティ（人のネットワーク）

地域の枠を越えて活動するNPOやボランティアなど、テーマ別に活動している個人・グループがそれぞれの役割を担いながら連携するネットワークです。

③ 社会型コミュニティ（企業・学校などのネットワーク）

企業、商店街、労働組合などの職域や大学、高等専門学校などの教育機関を核として、社会貢献や人材育成を行うネットワークです。

(2) 地域の問題に対する取り組みの姿勢

地域の問題の解決にあたっては、生活型コミュニティである地域による対応や、テーマ型コミュニティであるNPOやボランティアなどの積極的な参画を促進し、行政がしっかりと下支えをしていきます。

特に、地域が自主的に行うことが難しい公益性の高い事業については、NPOやボランティアなどが積極的に参画できる仕組みを整備します。

行政は、NPOやボランティア、企業などの活動が活発になるよう環境づくりを進めていきます。特に、住民の命に関わる重要な地域福祉機能は、行政が強力で支援します。

(3) まちづくりにおける企業などの貢献

市民が豊かに生活するためには、産業に活力があふれていることが必要です。地域の産業や経済を支える「企業のちから」は、今後のまちづくりに欠かせません。

工業都市として多くの企業と共に発展してきた本市においては、企業などから構成される社会型コミュニティが充実しており、まちの美化をはじめとする環境活動や子どもたち

の職場体験の受入れなど、企業などによるCSR（企業の社会的責任）活動が大きな役割を果たしています。具体的には、多くの地元企業が加盟する経済団体等と市内大学が連携し、大学生が地元企業の活動を学ぶことを通じて、学生の地元企業への就職を支援しています。また、企業の所有するグラウンドが、野球やラグビーなどの市民のスポーツ活動のために貸し出されています。

今後、企業には、従業員が子育て、介護や地域活動、ボランティア活動に積極的に参加しやすくするためのワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進なども、あわせて期待されます。

（４） まちづくりへの市民参画の促進

地域活動の担い手である市民が、まちづくりの実施だけでなく、政策形成、さらには評価の過程に参画できる仕組みづくりを検討します。

そのため、さまざまな政策形成の場において、市民委員の公募や専門分野で活躍するNPOなどの参画を推進します。

また、スポーツや文化、環境、保健福祉、地域活動などのテーマごとに、それぞれの分野で活躍するNPOや地域団体、企業などとの協議の場を設置することにより、まちづくりへの幅広い市民の参画を促進します。

（５） 市民等と行政の役割分担や協働のあり方

今後は、高齢化がさらに加速し、市民ニーズも多様化していく中で、行政サービスだけで地域の課題を解決することが難しくなっています。

市民自身が住んでいるまちのあるべき姿を考え、地域が自立して主体的な活動を行い、それを行政が後押しする仕組み、つまり、「自助、共助、公助」の市民と行政の役割分担や協働のあり方を検討していきます。

２ 行政のちから ～新しい市役所が変わる

（１） 情報公開・説明責任

市民や企業などと協働し、一体となってまちづくりを進めていくためには、積極的な情報発信や情報共有が必要です。そのため、予算編成過程や新たな計画などの策定段階から徹底した情報公開を進めます。また、出前講演やタウンミーティングの開催など、市民との対話を進めることで説明責任を果たし、市民、NPO、企業などとの新しい協働の形をめざしていきます。

（２） 新しい組織文化の創造と組織の機能強化

これまでの仕事のやり方を見直すなど、新しい組織文化を創造するとともに、地方分権に向けた動きに対応し、区役所のあり方を検討するなど、市民に身近な組織の機能強化を図ります。また、市職員は、市民の信頼に応えるため、高い倫理観と積極的な行動力を持ち、市民サービスの向上と地域の魅力発信に取り組みます。

(3) 持続可能で安定的な財政の確保

本市の財政は、市税の減少、福祉・医療関係経費や老朽化した公共施設の関連経費の増加が見込まれ、非常に厳しい状況に直面しています。そうしたなか、基本構想に基づく本計画を実施していくためには、行財政改革を断行し、持続可能で安定的な財政を確保しなければなりません。このため、「選択と集中」による財源配分の重点化や事務事業の見直しなどを行います。

(4) 既存資産の有効活用・公民パートナーシップ

既存資産の有効活用や複合利用を進めていくとともに、未利用市有地の売却や広告収入など、新たな財源の確保に努めます。また、民間にできることは民間に任せるという基本姿勢のもと、企業やNPOなどとの協働が可能な分野においては、民営化・委託化、指定管理者制度、PFIなどの公民パートナーシップを進めます。

3 連携のちから ～まちとまちのつながりを強める

(1) 広域連携とアジアのゲートウェイ機能の強化

九州は地理的にアジアに近く、環黄海経済圏をはじめとした国際的な地域経済圏にも接する位置にあります。本市は、九州の北端に位置し、かつ本州と九州との結節点に位置していることから、古くからアジア諸外国と中央との玄関口として発展してきました。

経済のグローバル化が進み、急成長するアジアの諸都市との関わりが大変多くなってきているなかで、九州内の自治体は地の利を生かした対アジアへの取り組みを進めています。

しかし、人口が1千万人を超える成長著しいアジアの大規模都市と競争・連携していくには、個々の自治体がそれぞれ単体でアクションを起こすよりも、都市と都市とが力を合わせてアピールすることで、一層の効果が見込まれる分野が多くあります。そうした動きは九州内でも活発に行われており、地域間で連携することは競争に勝つ重要な手法の一つであるといえます。

地域の活力を生み出し、質の高い暮らしを提供する政令市として、本市は広域連携を推進し、都市圏の発展、ひいては地域ブロックの発展をけん引する重要な役割を果たしていきます。

① 東九州・西九州軸の連携強化

近年、福岡県北東部から大分県北部にかけてのエリアにおいては、自動車産業をはじめとした産業集積が一層進んでおり、地域医療産業拠点構想の進む宮崎エリアと合わせて、東九州軸は大きな変貌を遂げようとしています。

北九州市から、大分、宮崎を経て鹿児島に至る東九州軸は、平成26年度末を目途に、大分まで東九州自動車道が整備される予定です。本市はこれから、産業連携をはじめ東九州軸における広域連携を重視していきます。

一方、北九州市から福岡、熊本を経て鹿児島に至る西九州軸は、九州縦貫道に加え、平成23年に全線開通した九州新幹線の効果により、ネットワークが強化され、観光客が大幅に増加するなど、今後もさらなる発展が期待されています。

そこで、西九州軸に関しては、これまでの福北連携で結びつきの強い福岡市に加え、熊

本市や鹿児島市との連携も積極的に推進していきます。

② 関門連携の強化

関門地域は、中国地方を東西に延びる山陽軸と山陰軸の西の起点です。北部九州と防府市、さらには広島市まで含めると、自動車産業の一大拠点が形成されており、中国ブロックとの広域連携も積極的に推進します。

これまで関門連携を進めてきた本市と下関市は、九州ブロックと中国ブロックをつなぐ重要な役割を担っています。関門ブランドの推進や文化・スポーツ分野での交流、国内だけでなく、アジアをはじめとする海外からの観光客に対する新たな観光ルートの開拓などの広域的な連携を進めることにより、さらなる関門連携の機能強化を図ります。

③ アジアのゲートウェイ機能の強化

これらの広域連携により、本市としては、競争力のある国際物流基盤や北九州学術研究都市などの知的基盤、アジアの主要都市とのネットワーク、環境を中心とする国際協力の実績などを活用しながら、貿易・投資、観光、産学連携、学術、文化などの分野で活発に交流を行い、にぎわいを創出するアジアのゲートウェイ機能の強化を図ります。

また、今後の成長が期待されるASEAN加盟諸国やインド、ロシアなどとの交流等も進めていきます。

(2) 北九州都市圏の拡大

北九州都市圏は、約200万人の圏域人口を有しています。

圏域の西部地域については、本市を核に、主に遠賀川水系に隣接する6市町からなる北九州都市圏広域行政推進協議会が組織されています。また、自動車産業の拠点である宮若市や苅田町を含む17市町が参加する福岡県北東部の広域連携の協議会も組織され、地域全体の発展に向けた活動を展開しています。

今後、地産地消などを圏域において効果的に推進し、北九州都市圏の自立性を高める必要があります。また、水源としての遠賀川水系を守るための森林保全活動などを進めるためには、西部地域との広域的な対応が重要です。一方、自動車産業を核とした産業連携を進めるためには、苅田町をはじめとする東九州自動車道沿道の東部地域、さらには県境を越えた中津市を含む南部地域との連携も必要です。

今後、超高齢・少子化社会の進展に伴い行政効率の低下や市場規模の縮小が懸念されるなか、本市は、近隣市町村との広域連携を積極的に推進し、北九州大都市圏（グレーター北九州）の形成に取り組みます。

(3) 地方分権改革の実現に向けた連携の強化

地方分権改革や道州制の議論が進むなか、福岡市、熊本市や下関市、九州内の中核市等との連携を通じて、地方分権型社会にふさわしい大都市制度や地域の自立的な発展を可能とする仕組みなどについて検討を進めます。

4 資産のちから ～まちの「たから」を活かす

(1) 制度・仕組みの活用

① 都市間ネットワークによるにぎわいの創出

本市は、環黄海経済圏の発展をめざす東アジア経済交流推進機構（日中韓10都市）や低炭素化社会づくりのアジアへの展開を目指した「アジア環境都市機構」を中心としてアジア諸都市との緊密なネットワークを構築してきました。こうした長年のアジアとの交流実績や地理的優位性を活かし、低炭素社会の実現や経済交流を中心に据え、成長するアジアの活力を取り込むことにより、まちのにぎわいを創出します。

② シンクタンクを活用した新しいまちづくり

本市には、東アジアを始めとしたアジア地域の経済・社会の調査研究とともに、地域貢献を目指した政策提言や分析を行う公益財団法人国際東アジア研究センターや、アジア地域の女性の地位向上と連帯・発展をめざす公益財団法人アジア女性交流・研究フォーラム、さらに現代美術のアーティストや研究者を対象とした大学院レベルの学習研究コースの運営や資料の収集・情報発信を行う現代美術センター・CCA北九州などのユニークな研究機関があります。

あわせて、北九州市立大学都市政策研究所では、産業経済、社会福祉、都市計画を3本柱として調査研究に取り組み、地域情報の蓄積が進んでいます。

こうした機関の活動成果を市民や地元企業に還元し、常に時代の一步先を見据えた新しいまちづくりを進めます。

③ 知的基盤の充実による産業の高度化

北九州学術研究都市を中心とした市内の大学群からの技術シーズの市内企業への移転や異分野融合、産学共同研究などを効率的に推進するため、公益財団法人北九州産業学術推進機構を核とした産学連携に取り組んでおり、既存産業の高度化や新産業の創出を進めます。

また、自然史・歴史博物館（いのちのたび博物館）や環境ミュージアムなどの博物館群は、創造性豊かな人材を育成する機能を果たします。特に、北九州産業技術保存継承センター（北九州イノベーションギャラリー）は、技術とデザインを融合させ、数々の技術革新を成し遂げてきた日本・北九州の先人たちの知の遺産を未来につなげ、新しい産業技術を創出する力を育てます。

(2) 産業基盤の活用

本市には、既存の素材産業をベースに、国際的にも高水準の技術力を持つまでに成長した企業が多く現われ、精密金型、メカトロニクス、セラミック、プラントメンテナンス、環境技術などの分野で世界的な技術と匠の技を持った人材が育っています。こうした最先端技術に加え、すそ野の広い基盤技術がバランスよく集積されており、総合力の発揮を通じて技術革新に取り組んでいきます。

また、鉄鋼、金属などの素材産業の技術力が、リサイクルなどの環境産業に活かされており、世界的に資源不足が深刻化するなか、新素材の開発や希少資源・金属のリサイクル

など、新たな分野の産業を振興します。

(3) 都市基盤・施設の活用・保全

① 都市基盤・施設の活用

本市では、昭和38年の5市合併以来、将来を見越した水源開発、下水道の効率的な整備、廃棄物処分場の確保、高速道路網の強化、さらには身近なスポーツ・文化施設や都市公園の整備など、各種都市基盤・施設の整備を積極的に進めてきました。また、港湾や空港等の国際物流基盤や、知的基盤としての北九州学術研究都市の整備など、都市の骨格づくりにも取り組み、他の政令市に比較してもそんな色のない形で高次な都市機能が整ってきました。

これら既存の基盤・施設については、将来の人口構成の変化や、民間施設も含めた機能の重複化・類似化などに配慮しながら、うまく使いこなすための仕組みづくりに積極的に取り組みます。

② 都市基盤・施設の維持管理

厳しい財政状況のもと、公共の都市基盤・施設の整備、維持管理、更新にあたっては質の確保を図り、集約化・複合化など効率的に進めていきます。

老朽化が進む基盤・施設の維持管理については、対症療法的な維持管理から予防保全型の維持管理へ転換するなど、アセットマネジメントの導入を進め、基盤・施設の長寿命化に取り組みます。

5 自然のちから ～自然の恵みを活かす

(1) 都市と自然の共生する、持続可能なまちづくり

本市は、市域の4割近くを森林が占め、周防灘、関門海峡、響灘といった性質の異なる海に三方を囲まれ、臨海部から内陸部にかけて順に都市地域、中山間地域、山間地域と急激に自然度が高まる地理的条件を備えるなど、都会でありながら豊かな自然に恵まれています。

こうした豊かな自然環境と生物の多様性を保つため、自然保護という観点に加え、農業を含む産業政策や都市政策などの総合的観点に立ち、都市と自然の共生する、持続可能なまちづくりをめざします。

また、本市は、地震をはじめ大規模災害が少ないことから、ディザスター・リカバリー（災害復旧時のバックアップ）の適地という優位性を活かし、データセンターなど、企業活動のサポート拠点の誘致を進めます。

(2) 自然環境の多面的な価値創出

豊かな自然環境は、市民に安らぎを与えると同時に、国土の保全や生物の多様性の維持などに貢献し、さらに農林水産業などの面で経済的な価値を生み出します。

本市における農業は、小倉南区や若松区を中心に営まれています。今後、高齢化が進む郊外の農地において、耕作が行われない土地の拡大が予想されます。農業の持つ多様な機能を維持するため、担い手の育成とともに、市民が農業に参加できる仕組みづくりを進

めます。特に、里地・里山・里海の保全是、農林水産業に負うところが大きく、市民と自然や農林水産業とのふれあいの場として、里地・里山・里海の持続的な利用などに取り組みます。さらに、食育や環境負荷の低減といった観点からも地産地消を積極的に推進します。

そして、豊かな自然環境は、新しい産業の創出につながります。これまで取り組んできた農林水産資源を活用した観光施設の整備や自然をテーマとした観光などの観光産業の振興に加え、自然エネルギーなどを活用した新たな環境産業の育成を進めます。

都心を流れる紫川をはじめ、市内にある河川については、合流式下水道の改善や水辺の環境整備などにより水質保全を進めるとともに、ホテルの生息できる地域を広げていきます。また、各地で行われているホテル再生の取り組みを支援します。あわせて、美しい海岸線の復元など、水際線の整備にも取り組みます。

さらに、山の緑や海のパンoramaを活かした都市景観の向上、市街地の緑化、市民のレクリエーション活動に対応した公園の整備など、緑豊かなまちづくりを進めます。また、日本最大級の広さを誇る「響灘ビオトープ」の活用や、多くの市民や企業の参加による植樹など「響灘・鳥がさえずる緑の回廊創成事業」を推進します。

第9章 各区の魅力づくり

1 門司区：海峡と歴史のロマンあふれる交流のまち

(1) 現状と課題

門司区は、本州と九州をつなぐ玄関口であり、九州における陸、海の交通の要衝としてまちが形成され、源平合戦にまつわる史跡などの歴史資源や戸ノ上山、風師山、和布刈公園をはじめ、市街地に隣接する豊かな自然に恵まれたまちです。これらの豊かな自然や歴史・文化資源を維持し、積極的にまちづくりに活用することで、さらなるにぎわいを創出していくことが求められています。

(2) 地域資源

- 門司区は、風師山や戸ノ上山等の企救山系、国立公園区域内にある和布刈公園、関門海峡などの雄大な自然景観に恵まれ、四季の花咲く白野江植物公園やもし少年自然の家などがあります。また、ホテルの生息する大川や井出谷川、松ヶ江貯水池など自然豊かな水辺環境を有しています。
- 壇之浦の合戦や巖流島の決闘などの歴史の舞台として、柳の御所、戸ノ上神社などのさまざまな歴史資源が広く分布しています。また、明治・大正期から昭和初期の魅力的な歴史的建造物や土木構造物などの保存・再生により、門司港レトロ地区は、全国的にも注目される代表的な観光名所となっています。
- 西日本有数の太刀浦コンテナターミナルや新門司フェリーターミナル、九州の鉄道貨物輸送拠点である北九州貨物ターミナル駅、臨海産業団地のマリナクロス新門司など、物流・新産業拠点として高いポテンシャルを有しています。
- 門司みなと祭や関門海峡花火大会などの多彩なイベント、豊前海一粒かきや豊前本ガニ、関門のふぐ、たこ等の海の幸、門司港発祥のバナナの叩き売りや焼きカレーなどの地元の名物・特産品・伝承芸能があります。

(3) まちづくりの方向性

- ① 自然、歴史を活かした観光と暮らしが調和するにぎわいのあるまちをめざします。
- ② 門司港レトロにある各地区を、楽しく快適に回遊できる環境づくりを進めることにより、滞在の長時間化を図り、国内外からの観光客を増やします。また、門司港美術工芸研究所などと連携し、アートが街にあふれ、誰もが訪れ、住みたくなるまちにします。あわせて、穏やかな周防灘に面した東海岸については、豊かな自然環境の保全を図ります。
- ③ 大里地区においては、海と山に囲まれた魅力的な景観を背景に、おしゃれな住宅の建設により、多様な世代が住む新しいまちを形成し、既存市街地と新しいまちが一つとなることで、地域コミュニティを活発にします。
- ④ 新門司地区は、特産品を活かした農業・漁業を盛んにし、人々が農作業や釣りなどを満喫し、豊かな自然の中でカントリーライフを楽しめる環境をつくります。
- ⑤ 臨海部においては、物流機能を充実させ、フェリーや完成車輸送への支援を進めます。

2 小倉北区：にぎわいのある北九州のシンボルのまち

(1) 現状と課題

小倉北区は、北九州市の都心として、商業や流通、金融、情報、医療、コンベンションなどの機能が集積していると同時に、自然や水辺に恵まれ、歴史と文化にあふれる魅力あるまちです。今後、北九州都市圏の中核として、また国際化時代の交流拠点として、高次な都市機能・医療機能の充実、まちの顔となる景観づくり、にぎわいのあるまちづくりに取り組むとともに、安全・安心に暮らせるまちづくりを進めていく必要があります。

(2) 地域資源

- 本市のほぼ中央部に位置する小倉北区は、中心部を南北に紫川が流れ、関門海峡、響灘、足立山、山田緑地などの海や山に接し、水と緑の豊かな自然環境に恵まれています。また、響灘に浮かぶ藍島や馬島は、豊富な海産物に恵まれ、近海では世界最小の鯨・スナメリを見ることができます。
- 城下町や長崎街道をはじめとする九州五街道の起点として発展し、小倉城や広寿山福聚寺などの史跡が多く残り、小倉祇園太鼓などの伝統行事が継承されています。また、松本清張記念館や文学館などの施設が整っており、平成24年8月には、漫画文化の拠点施設として「北九州市漫画ミュージアム」が開館しました。
- 紫川周辺は、勝山公園や、小倉城、複合商業施設のリバーウォーク北九州など、水辺と緑、歴史、文化が共存し、商店街や地域団体等が協働したイベントの開催などにより、都心部のにぎわいが一層高まっています。加えて、ロールケーキ、焼うどん、丸腸、じんだ煮（ぬかみそ炊き）、関門海峡たこをはじめ、小倉の特色ある食が味わえるなど、来訪者が多様な楽しみを満喫できます。
- 小倉駅は、鉄道、バス、モノレールなどの広域交通の結節点であり、南北駅出入口の「小倉城口」・「新幹線口」への改名、小倉記念病院の移転や、あさの夕風公園、あるあるCity、北九州屋台街「小倉十三区」などの駅周辺整備が進み、昼夜を問わず多くの来訪者でにぎわう本市の顔となっています。あわせて、小倉駅南北の連携を一層深め、まちに人を呼び込もうと、官民挙げた動きが活発化しています。
- 都心のすぐ側に港湾施設が備わり、北九州都市高速道路1号線から4号線までが小倉を中心に張り巡らされるなど、物流基盤が充実しています。

(3) まちづくりの方向性

- ① 北九州都市圏の中核としてふさわしい高次な都市機能を充実させるとともに、小倉駅周辺の南北連携を強化し、魅力的で風格のある都市景観の形成を進めます。また、安全で環境に優しい道路環境を形成し、歩いて楽しいまちをつくります。
- ② 都心部は、水辺と緑を活かした潤いのあるまちづくりを進めるとともに、四季折々の多彩なイベントを通じたにぎわいの創出と、再開発などによる「街なか」居住を促進します。また、城野ゼロ・カーボン先進街区では、環境未来都市にふさわしい、低炭素社会を感じるまちづくりに取り組みます。

- ③ 地域が主体的にまちづくりの活動に関わることができるよう、コミュニティを高める取り組みを積極的に支援します。また、市民、警察、行政が一体となって、防犯対策や暴力追放に向けた取り組みを継続し、明るく住みよいまちの実現を目指します。
- ④ 県指定有形民俗文化財「小倉祇園太鼓」などの伝統文化の保存・継承を図るとともに、これらの歴史的・文化的資源を活用したまちづくりを進めます。また、岩松助左衛門や杉田久女など地元ゆかりの偉人・先人の顕彰を通じて、地域の誇りの再発見と新たな魅力の創出に取り組みます。

3 小倉南区：豊かな自然と新しい産業が息づく躍進のまち

(1) 現状と課題

小倉南区は、市域の約35%に及び最も広い面積を有し、山、川、海など、多彩で豊かな自然環境に恵まれています。また、モノレール沿線や東部地区では宅地開発により良好な住宅地が広がり、市内で人口は2番目、平均年齢は1番若い区となっています。広い区域の中で、循環型の区内交通網の整備などの課題を抱えていますが、最近では、臨空産業団地や北九州空港跡地産業団地などに自動車関連企業などの立地が進んでおり、また、北九州空港や九州自動車道、東九州自動車道などで各地と結ばれるなど、交通・物流の拠点性が高まっています。今後これらの特性を活かしてさらに産業・物流拠点の集積を進めていく必要があります。

(2) 地域資源

- 24時間運用可能な北九州空港があり、また、九州自動車道や東九州自動車道などで各地と結ばれるなど、交通・物流の拠点性が高まっています。
- 北部九州が自動車生産の拠点として発展するなか、臨空産業団地や北九州空港跡地産業団地などの産業用地には、良好な交通ネットワークや住環境を背景に関連企業の立地が進んでいます。
- 市内で最大の学生数を誇る北九州市立大学や、高度な技術を学ぶ九州職業能力開発大学校（北九州ポリテクカレッジ）、北九州工業高等専門学校など多くの教育機関が集積しています。
- 平尾台は、日本有数のカルスト台地や鍾乳洞があり、市内外から多くの観光客が訪れています。最近では、日本各地や韓国などからトレッキングなどのスポーツを楽しみに訪れる人も増えています。また、小倉南北を流れる市内最長の紫川は多くの人々に愛され、河川に親しむ活動が行われています。
- 広大な曾根干潟はカプトガニなど希少生物の宝庫であり、また、冬には大陸からズグロカモメなどの渡り鳥が飛来するバードウォッチングのメッカともなっており、環境教育の場としても活用されています。また、豊かな自然の恵みにより農林水産業が盛んであり、全国的に有名な合馬たけのこをはじめ、大葉春菊、厳選した品質の小倉牛、豊前海一粒かきなどの多彩な特産品があります。
- 区内には曾根古墳群をはじめとする史跡などが多く残されており、また、伝統ある横代神楽をはじめ、5つの神楽や楽が受け継がれています。

(3) まちづくりの方向性

- ① 公共交通網の整備や住環境のさらなる向上、子育て支援機能や高齢者福祉、文化に親しむ機会の充実など、住み続けたいと思う心温かなまちづくりを進め、地域に対する誇りと愛着を育みます。
- ② 北九州空港や九州自動車道、東九州自動車道、北九州都市高速道路などの都市基盤を活かすとともに、門司や京築をはじめとした各方面とのアクセス機能の強化を図ることにより、人やモノの交流が活発なまちをめざします。

- ③ 北九州空港跡地産業団地などの豊富な用地を活かし、また、周辺道路などの整備を図ることにより、企業誘致を進めるとともに、新しい産業と周辺環境が調和したまちづくりを進めていきます。
- ④ JR城野駅周辺やJR下曽根駅周辺において、交通の拠点性を活かした便利で暮らしやすいまちにするため、駅前広場や道路などの基盤整備を進めます。
- ⑤ 豊かな自然、里地・里山・里海、地元の特産品、歴史や伝統などを活かした地域のブランド化に取り組み、にぎわいづくりを進めます。

4 若松区：自然と共生する学術研究と環境産業のまち

(1) 現状と課題

若松区は、豊かな自然環境に恵まれ、本市における産業拠点としての整備が進んでいます。今後は、知的・物流基盤などのさらなる充実により拠点性を高めるとともに、農業・漁業の振興や、美しい海岸線、環境産業、近代化遺産などの資源を活かした集客・にぎわいづくりを進めていく必要があります。

また、西部地区には新しい住宅地が広がり、増え続ける児童等への対策が求められる一方、東部地区では人口の減少や高齢化が進み、その対応も必要となっています。

(2) 地域資源

- 若松区は、響灘と洞海湾に囲まれ、長い海岸線を持っています。特に、玄海国定公園に指定されている若松北海岸には、市内で唯一海水浴場があり、沿岸は良好な漁場となっています。区域の中央部は緑に覆われ玄海遊歩道が整備されており、高塔山公園や響灘緑地などは市民の憩いの場となっています。
- 若松区には、石炭の積出港として栄えた歴史があります。洞海湾に面した若松南海岸通りには近代建築物が残り、良好な都市空間が形成されています。芥川賞作家の火野葦平の旧居や資料館、文学碑等が点在するなど文化的資源もあります。
- 響灘地区では、物流拠点としてひびきコンテナターミナルが整備され、その背後地には、物流・加工組立関連企業の立地が進んでいます。また、資源循環型社会の構築をリードするエコタウン事業をはじめ、風力・太陽光発電などの次世代エネルギー事業の本市における拠点となっています。さらには、自然共生に向けての取り組みとして、市民や企業の植樹等による「響灘・鳥のさえずる緑の回廊創成事業」や日本最大級の広さを誇る「響灘ピオトープ」などが展開されています。
- 平成24年の若戸トンネルの開通で、若松区と戸畑区を結ぶ大動脈が若戸大橋と合わせて2本となり、物流及び緊急時ルート的大幅な改善と渋滞緩和が進んでいます。
- 北九州学術研究都市には、多くの大学・大学院、研究機関が進出し、先端科学技術分野の教育・研究や産学連携などが行われています。
- 西日本有数の生産量を誇るキャベツ、ブロッコリー、スイカなどの重要な産地であり、若松水切りトマトなど、ブランド化が進んでいるものもあります。

(3) まちづくりの方向性

- ① 高齢化が進む中心市街地では、生活支援機能を高め、公共交通の利便性の向上を図り「歩いて便利に暮らせるまちづくり」に取り組み、市街地の定住人口の増加を図っていきます。また、「若松あんしんネットワーク」の取り組みなどにより、安全・安心に暮らせるまちをめざします。
- ② 歴史や文化が薫るにぎわいのまちづくりを進めるとともに、高塔山や響灘緑地、若松北海岸など地域の魅力を活かしたまちをつくります。
- ③ 響灘地区を中心に集積が進む環境関連施設や企業と協力し、「環境未来都市」の環境学習の拠点として、国内外の人々の受入れや学習のための仕組みを整えると

- もに、市民や企業などの力で、多様な植物、生物が生息できる環境を創成します。
- ④ 知的・物流基盤やエネルギー供給、産業用地などの産業の拠点としての機能の充実を図るとともに、響灘地区を中心とした北九州市地域エネルギー拠点化推進事業などによりさらなる企業誘致を進め、空港や都心部などを結ぶ交通・物流ネットワークを整えます。
 - ⑤ 西部地区では、豊富な農産物や海産物のブランド化、地産地消を促進するとともに、地元農水産物等を利用した新たな商品開発を行い、農業・漁業の振興を図ります。
 - ⑥ 人口が急増している北九州学術研究都市に小学校の新設が決定したことにもともない、新たなコミュニティの形成を図り、住民主体の地域づくりを進めます。

5 八幡東区：産業と生活の新しいかたちを創造するまち

(1) 現状と課題

八幡東区は、官営八幡製鐵所（現新日鐵住金）の発祥地であり、近代日本の発展の礎となったまちです。現在では、工場、社宅跡地などが総合的に整備され、新しいまちづくりが進んでいます。しかし、市内で最も高齢化率が高く、山すその斜面地や高台に広がった住宅地には老朽家屋などが目立ってきています。今後は、盛んな地域コミュニティ活動の強みを活かし、新しく整備された地区と旧市街地との一体化によるまちづくりや安全・安心で暮らしやすいまちづくりが求められています。

(2) 地域資源

- JR八幡駅前地区では、駅前の立地を活かして、土地の高度利用と景観整備により、住宅と商業・業務機能が一体となった市街地が整備されています。
- 平野地区では、独立行政法人国際協力機構（JICA）九州国際センターや公益財団法人北九州国際技術協力協会（KITA）、九州国際大学などの集積により、海外から多くの研修員や留学生の受入れが活発に行われています。また、音響効果の優れた市内唯一の音楽専用の響ホールや現代美術センター・CCA北九州などがあります。
- 八幡東田地区では、アミューズメント施設や大型商業施設、さらには環境ミュージアムや自然史・歴史博物館（いのちのたび博物館）などの文化施設が集積し、多くの市民や観光客で賑わっています。また、情報通信関連産業などの集積が行われるとともに、産官学の協働により、環境共生型住宅の整備や北九州スマートコミュニティ創造事業の実施など、環境モデル都市の先進的地区として新たなまちづくりが進んでいます。
- 緑豊かな丘陵地に囲まれ板櫃川が流れる高見地区では、戸建・共同住宅や商業・生活関連施設などの一体的な整備が進み、子どもの自然体験の場となる「板櫃川水辺の学校」が整備されています。
- 市街地の背後には、緑豊かな皿倉山がそびえ、そのふもとにある河内貯水池周辺は、かつて八幡の奥座敷と称された風光明媚なたたずまいを有しています。
- 日本の産業の礎となった東田第一高炉跡や河内貯水池、旧百三十銀行八幡支店などの近代化遺産が数多く見られます。

(3) まちづくりの方向性

- ① 既存の工場の基盤を活用し、生産活動を維持・発展させるとともに、情報通信関連産業などの集積を図ります。
- ② 地域住民によるコミュニティ活動を、継承・強化しながら、新たな産業と暮らしとが融和した、子どもから高齢者までの誰もが安全・安心で暮らしやすいまちをつくります。
- ③ アミューズメント施設や各種博物館等の広域観光施設や文化施設などの観光資源を活かし、多くの人々が訪れ、楽しみ、学ぶことができるまちをつくります。集客拠

点の東田地区と八幡駅前・中央・枝光地区などの既成市街地との連携強化を図り、回遊性を高めていきます。

- ④ 大学などの教育・文化施設や国際協力機関と連携しながら、市民の文化芸術活動、国際交流の拠点となるまちをつくれます。
- ⑤ 河内貯水池や皿倉山などの豊かな自然を守り、市街地の水と緑を育み、環境共生のまちをつくれます。

6 八幡西区：都市型居住で歴史と学びのある元気なまち

(1) 現状と課題

八幡西区は、本市で最も人口が多い区で、広域交通の要衝として、また遠賀・中間地域を含む圏域の産業・生活・文化を支える拠点として重要な役割を担っています。今後、周辺地域からの交流人口の増加、商店街の活性化、魅力ある学園都市づくり、歴史や自然と調和した住環境の整備などを進めることが求められています。これらに加えて、住民がまちに自信と誇りを持ち、安全・安心に生活できるまちづくりを行っていく必要があります。

(2) 地域資源

- 八幡西区は小倉北区に次ぐ商業集積があります。黒崎地区は、商業機能の低下が見られるものの、黒崎駅は鉄道・バスの総合ターミナル機能を備え、さらに国道3号黒崎バイパスの整備も進むなど、優れた交通結節機能を有しています。
- 折尾地区には、大学、短期大学、高等学校などが集積しており、区北西部から若松区にかけては、先端科学技術に関する大学・研究機関が集積する北九州学術研究都市が広がるなど、充実した知的基盤が整っています。
- 八幡西区には、かつて長崎街道の黒崎宿と木屋瀬宿という二つの宿場がありました。曲里の松並木や立場茶屋銀杏屋、旧高崎家住宅（伊馬春部生家）などの貴重な文化財や史跡が今も多く残っています。また、黒崎祇園山笠をはじめとする多彩な祭りもあり、これらを観光資源として活用し、歴史と文化を活かしたまちづくりを進めています。
- 金山川水辺の里や瀬板の森公園、吉祥寺公園など、水と緑の豊かな自然が残っており、子どもから大人まで、四季折々の自然に気軽に親しむことができる環境があります。
- 区内には、産業用ロボットや化学技術を使った新素材、精密金型などの分野で世界をリードする企業が活躍しています。

(3) まちづくりの方向性

- ① 黒崎副都心地区については、商業地としての魅力の向上、文化・交流拠点地区、コムシティの活用、公共交通の利用促進などにより集客と回遊性の向上を図るとともに、居住環境の魅力と生活利便性を活かした街なか居住の促進、商店街や個店の魅力アップなどを支援し商業の活性化を図ります。

さらに、ロボット村の整備、黒崎駅舎の改築、南北自由通路の建設など、黒崎副都心の活性化に向けた官民連携の取り組みが始まっており、さらなるまちのにぎわいづくりに取り組みます。

- ② 折尾地区では、学園都市としての魅力あるまちづくりのため、また、北九州学術研究都市の玄関口にふさわしい交通拠点の形成のため、折尾地区総合整備事業により、交通環境の改善や交通結節機能のさらなる向上、駅南側の住環境の改善、まちの一体化などに取り組み、広域拠点として再構築を図ります。

- ③ 区の西部・中部・南部地区においては、周辺地区との道路ネットワークの充実や、良好な居住環境を活かした住みやすいまちづくりに取り組みます。また、地域の特色を活かした住民主体のまちづくりを支援します。
- ④ 長崎街道の歴史と文化を活用したまちづくりに取り組むことで、新たなまちの魅力とにぎわいを創出します。
- ⑤ 地域に根ざした防災・防犯に取り組むことで、子どもから高齢者までだれもが安全・安心に快適に暮らせるまちづくりを進めます。

7 戸畑区：心豊かで快適な生活が楽しめる文教のまち

(1) 現状と課題

戸畑区は、北九州市のほぼ中央に位置し、工業の発展とともに、早くから都市基盤が整備されたコンパクトなまちです。公害を克服し、企業と共生した良好な住環境を有しており、教育、文化、福祉などの都市機能も充実しています。今後は、より一層利便性の向上を図るとともに、住民や企業などの幅広い参加によって、伝統文化を守り、文教のまちとして育まれてきた多くの資産を活用することなどを通じて、より質の高い都市・生活空間を創出していくことが必要になります。

(2) 地域資源

- 戸畑区では、複合公共施設（ウェルとばた）などを拠点に保健・医療・福祉のネットワークづくりを進めるとともに、JR 戸畑駅周辺を中心としたバリアフリー化を促進してきました。さらに、まちがコンパクトで、商店街や商業施設がバランスよく配置されており、小倉・黒崎等の中心市街地へのアクセスも良いなど、生活の利便性が高くなっています。
- 環境面では、夜宮公園、都島展望公園等の公園や金比羅山などに加え、花菖蒲や伝説の花「戸畑あやめ」など、花と緑に恵まれています。また、洞海湾や天籟寺川、境川などの貴重な水辺空間があります。
- 戸畑区は、国の重要無形民俗文化財に指定されている戸畑祇園大山笠行事や、旧松本家住宅等の歴史的建造物、芸術・文化の拠点である美術館などを有し、多様な文化的魅力にあふれたまちです。また、九州工業大学など多くの教育機関を擁する「文教のまち」としての顔も持っています。
- 産業面では、鉄鋼、化学をはじめとする工場群とともに、九州工業大学、北九州テクノセンターなどの大学、研究機関・技術施設が集積しています。

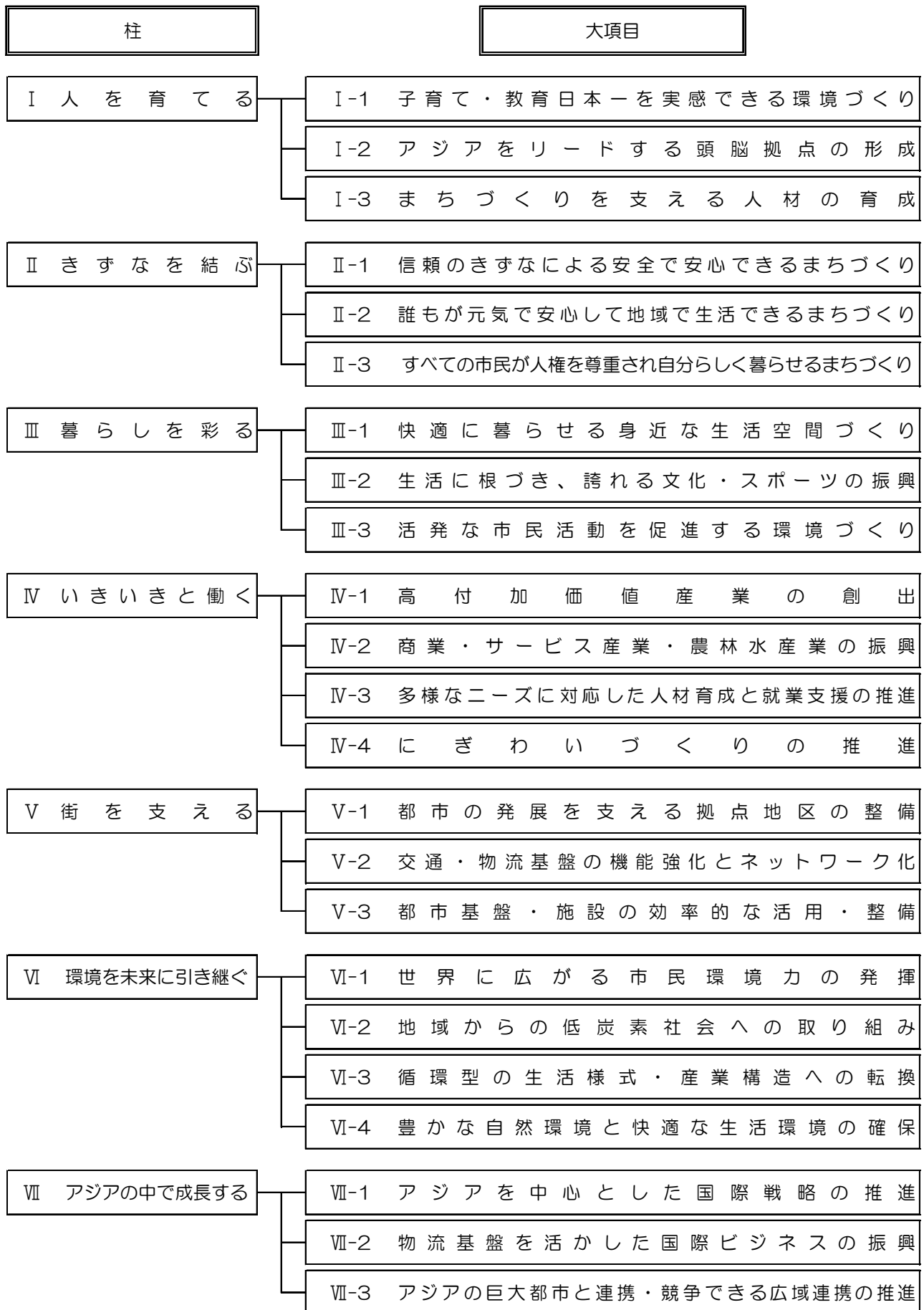
(3) まちづくりの方向性

- ① ウェルとばたや区役所周辺地区における福祉施設の集積や、先駆的な取り組みを活かし、福祉機能が充実した、福祉のシンボルタウンをめざします。
- ② コンパクトな地理的特性を活かし、自転車等で手軽に、安全に移動できる道路の整備など、CO₂削減に向けた環境配慮型のまちづくりを進めるとともに、高台・斜面住宅地などでの生活交通の整備や買い物支援の検討など、高齢者等に配慮した生活利便性の向上をめざします。
- ③ スポーツ・レクリエーション施設の整備を図るとともに、ガーデニングの推進や洞海湾の海岸線の活用など、花と緑と水辺を活かしたまちづくりを進め、環境にやさしく、健康的で安らぎと潤いのあるまちをめざします。
- ④ 九州工業大学や旧松本家住宅周辺の街並みの保全などによって、落ち着いた「文教のまち」にふさわしい、質が高く魅力あふれるまちをめざします。
- ⑤ 200年を超える歴史を持つ戸畑祇園大山笠行事、区の中心部に位置し区民の憩いの場である夜宮公園、その他魅力的な資源などを活かしたまちづくりとそのブラ

ンド化を進め、住民の誇りの醸成とにぎわいの創出を図ります。

「元気発進！北九州」プラン

基本計画（分野別施策）



柱	大項目	取り組みの方針	主要施策
I 人を育てる	I-1 子育て・教育日本一を実感できる環境づくり	I-1-(1) 安心して子どもを生き育てることができる環境の整備	I-1-(1)-① 仕事と子育ての両立支援
			I-1-(1)-② 年間を通じた待機児童解消策の推進など保育の充実
			I-1-(1)-③ 母子が健康に生活できる環境づくり
			I-1-(1)-④ 子育ての不安や悩みを軽減する環境づくり
			I-1-(1)-⑤ 特別な支援を要する子育て家庭への対応
			I-1-(1)-⑥ 地域などと行政の連携・協働による子育て支援の推進
		I-1-(2) 子どもの可能性をひらく学校教育の充実	I-1-(2)-① 幼児教育の充実
			I-1-(2)-② 確かな学力と体力を向上させる教育の充実
			I-1-(2)-③ 心の教育の推進
			I-1-(2)-④ 北九州市の特性を活かした教育の充実
			I-1-(2)-⑤ 子どもの特性を伸ばす教育の充実
			I-1-(2)-⑥ 特別支援教育の充実
	I-1-(2)-⑦ 信頼される学校・園経営の推進		
	I-1-(2)-⑧ 教育環境の充実		
	I-1-(3) 家庭・地域・企業の力を活かした教育環境の整備	I-1-(3)-① 学校の力の発揮	
		I-1-(3)-② 家庭教育支援の充実	
		I-1-(3)-③ 地域全体が教育を支える社会の実現	
	I-1-(4) 子どもや若者の健やかな成長と自立を支える仕組みの整備	I-1-(4)-① 青少年の健全育成・非行を生まない地域づくり	
		I-1-(4)-② いじめや不登校などの問題を抱えた子どもへの支援	
		I-1-(4)-③ 若者の自立支援	
	I-2 アジアをリードする頭脳拠点の形成	I-2-(1) 国際水準の知的基盤の強化	I-2-(1)-① 北九州学術研究都市の機能の充実
I-2-(1)-② 大学などの教育研究機能の充実			
I-2-(1)-③ 最先端の研究開発を担う人材の確保・育成			
I-2-(1)-④ シンクタンクを活用した調査・研究機能の強化			
I-2-(2) 地域活性化のための人材育成の強化		I-2-(2)-① 成長産業を支える高度人材の育成	
		I-2-(2)-② 地域企業の中核となる人材の育成	
		I-2-(2)-③ アジアとの架け橋となる人材の育成	
I-2-(3) 技術・技能の継承		I-2-(3)-① 中小企業の後継者育成の支援	
		I-2-(3)-② 技術・技能を継承する人材の育成	
I-3 まちづくりを支える人材の育成	I-3-(1) 市民がいきいきと学び合える環境の整備	I-3-(1)-① 多様な学習機会や学習情報、学びの場の提供	
		I-3-(1)-② 教育関係施設の連携による人材育成	
	I-3-(2) 地域活動を推進する人材の育成	I-3-(2)-① 地域活動をリードする人材の育成	
		I-3-(2)-② 地域を支えるボランティアの育成	
		I-3-(2)-③ 団塊の世代の活用	
	I-3-(3) 優れた環境人材の育成	I-3-(3)-① 北九州環境みらい学習システムの推進	
		I-3-(3)-② 環境人材のスキルアップと活用	
		I-3-(3)-③ ESDの推進	

I 人を育てる ～子育て・教育日本一と創造性あふれる人材の輩出

1 子育て・教育日本一を実感できる環境づくり

〔現状と課題〕

全国的に少子化が進行しており、本市においても昭和47年のピーク時に2万人弱あった出生数が平成15年には8千人台まで減少しています。

本市の子育て環境については、NPO法人の評価において、政令市1位となる一方で、市民意識調査においては、「子育て支援の推進」、「学校教育の充実」が市政要望の上位（平成20年度から平成24年度）に入っています。市立小中学校の児童生徒の学力は全国平均を下回っており、特に基礎的・基本的な知識・技能の定着に比べ、それらを活用する力に課題があります。また、体力についても多くの種目で全国平均を下回っています。子どもを安心して生み育てることができる環境づくり、子どもの可能性をひらく学校教育の充実は、多くの市民が望んでいるところであり、さらなる充実が求められています。また、教育の出発点といわれている家庭においては、子どもの基本的な生活習慣の乱れや親の自信喪失などの問題を抱えています。加えて、家庭の経済状況などが子どもの教育環境に影響を及ぼすのではないかと懸念されています。

青少年の非行防止については、地域や関係機関との協力の下、有害環境対策などに取り組み、刑法犯少年やシンナー等乱用少年の検挙補導人員は、年々減少の傾向にあります。一方で、有害サイトや違法ドラッグ（いわゆる脱法ドラッグ）などによる被害の増加が近年、懸念されており、家庭、地域、学校などが連携した青少年の非行防止の取り組みを一層強化することが必要です。

こうした課題に対応し、子育て・教育環境の充実を図ることは、多くの人や企業を引きつけるまちの魅力の向上につながります。

〔取り組みの方針〕

(1) 安心して子どもを生み育てることができる環境の整備

子どもの健全な育成に配慮しながら、保護者と子どもの両方の視点に立ち、子どもを持つことを望む人、子育て中の人々が直面する不安や悩み、負担感などに対応するため、次期子どもプランの策定、実施などを通じて、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを進めます。

(2) 子どもの可能性をひらく学校教育の充実

人として大事な「思いやりの心」や「規範意識」などの豊かな心、確かな学力、体力に支えられた「生きる力」を身につけた子どもを育成するため、心の教育や子ども一人ひとりの可能性を引き出す教育など、北九州市の特性を活かした教育を提供するとともに、障害のある子どもへの適切な指導の充実を図ります。

(3) 家庭・地域・企業の力を活かした教育環境の整備

学校だけでなく家庭、地域、企業が積極的に関与・参画し、本市が持つ人の力、

まちの力をあげて、社会全体が子どもたちの健やかな成長を支える教育環境を整備します。

(4) **子どもや若者の健やかな成長と自立を支える仕組みの整備**

子どもたちが、地域や社会との関わりを通じて豊かな人間性や社会性を育み、たくましく自立した人間として成長できる環境づくりを進めます。

〔主要施策〕

(1) 安心して子どもを生み育てることができる環境の整備

① 仕事と子育ての両立支援

働き方を見直し、男女が共に子育てしながら、働く喜びを感じられる社会を実現するため、市民・企業の理解を促進するとともに、企業の取り組みが進展するよう総合的に支援します。

また、放課後児童クラブや保育サービスなど仕事と子育ての両立を支える社会的基盤の整備・充実を図ります。

② 年間を通じた待機児童解消策の推進など保育の充実

年間を通じた待機児童等の解消を図るため、保育所や認定こども園、幼稚園の預かり保育などの受入児童数の拡大を図るとともに、保護者の働き方や地域の実情に応じた多様な保育を提供するため、延長保育や病児・病後児保育などの充実を図ります。

③ 母子が健康に生活できる環境づくり

母子健康診査や食育、母子保健教育の実施などの母子保健事業、周産期や小児救急の医療体制、乳幼児医療費支給制度の充実など、妊娠・出産・子育てを通じて、母子が健康に生活できるよう支援します。

④ 子育ての不安や悩みを軽減する環境づくり

子どもや子育てをめぐる環境が変化する中（少子化、核家族化、晩婚化、晩産化等）、全ての子どもと子育て家庭を支援する視点で、市民センターや児童館、保育所、親子ふれあいルーム、子育てふれあい交流プラザ等で行う子育て支援活動などにより、子育てに対する不安や悩みの軽減を図ります。

⑤ 特別な支援を要する子育て家庭への対応

ひとり親家庭に対する支援、社会的養育が必要な子どもや障害のある子どもの成長と自立の支援、児童虐待の防止のさらなる徹底など、特別な支援を要する子どもや家庭に対し、適切な対応を図ります。

⑥ 地域などと行政の連携・協働による子育て支援の推進

働き方の見直しや子育て支援などについて、地域やNPO、企業などと行政が連携・協働して取り組むことにより、市民が一体となって子育てを支援するまちづくりを推進します。

(2) 子どもの可能性をひらく学校教育の充実

① 幼児教育の充実

子どもの健やかな成長における幼児教育の重要性が高まるなか、保育所・幼稚園から小学校への円滑な移行などを目的とした保幼小の連携、特別な支援が必要な子どもへの対応など子育て支援機能の充実、基本的生活習慣の定着や食育の推進等における家庭や地域との連携の強化など、幼児教育の今日的課題の解決に引き続き取り組みます。

また、公立・私立の幼稚園合同の教員研修等を通じた幼稚園教員の資質向上に努めるなど、全市的な幼児教育のレベルアップに取り組みます。

② 確かな学力と体力を向上させる教育の充実

35人以下学級（小学校1、2、3年生、中学校1年生）の実施、少人数・習熟度別指導や言葉の力を高める取り組みの継続などにより、基礎的な知識・技能の定着を図り、それらを活用する力を育むとともに、家庭や地域と連携した学習習慣の定着など、学力の向上に向けた取り組みを進めます。また、小中学校9年間を通じた食育の推進により、健やかな成長とたくましく生きるための健康づくりを推進するとともに、楽しく運動に取り組む習慣づくりなどによりさらなる体力向上を図ります。

③ 心の教育の推進

心の教育を重視し、道徳教育の充実を図るとともに、家庭でのしつけ、学校や地域などでの体験活動やあいさつ運動を通じて、自尊心や他人を思いやる心を醸成し、豊かな人間性や社会性の育成に取り組みます。

④ 北九州市の特性を活かした教育の充実

北九州市の特性・財産（地域や企業など）を活かした環境教育やキャリア教育、国際理解教育などを推進します。また、各学校においては地域の特性や学校の実情に応じた特色ある学校づくりを進めます。

⑤ 子どもの特性を伸ばす教育の充実

子どもたちが目的意識を持ち、学校が楽しいと思えるよう、学校外の人材を活用したさまざまな教育活動に取り組むとともに、部活動や読書活動、英語教育、環境教育、情報教育など、子どもの持つ可能性を引き出すことができる教育のさらなる充実を図ります。

⑥ 特別支援教育の充実

障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに応じるために、個別の教育支援計画等の活用を促進するとともに、教育相談や就学相談などの相談支援体制の充実を図ります。あわせて、特別支援学級や特別支援学校等の多様な学びの場の環境整備、交流及び共同学習、進路指導を充実させることなどを通して、様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の実現を目指します。

⑦ 信頼される学校・園経営の推進

教員が子どもと向き合う時間を確保できる環境を十分整えるとともに、教科等の指導や生徒指導、学級経営などにおいて高い資質・能力を備えた優秀な教員の確保に引き続き努めます。小中一貫・連携教育の推進により、義務教育9年間を通じた連続性・系統性のある学習指導・生徒指導を行います。また、体罰によらない部活動指導を行います。さらに、毎年、適正に「学校安全計画」を策定し、計画的に、地域の実情等を加味した防災意識や知識及び行動力の定着を図るなど、信頼される学校・園経営の実現に取り組

みます。

⑧ 教育環境の充実

子どもたちが学校生活を安全かつ安心して過ごせるよう学校施設の耐震化を進めるとともに、災害時に避難所となる体育館の防災機能の強化を図ります。また、学校図書館の充実、ICTを活用した教育環境の整備などに引き続き取り組みます。

(3) 家庭・地域・企業の力を活かした教育環境の整備

① 学校の力の発揮

学校が持つ教育の力を最大限発揮できる仕組みをつくるため、学校の情報やあいさつ運動などの取り組みを地域へ積極的に発信するとともに、学校開放週間を実施するなど、学校と地域の情報共有を進め、保護者や地域が当事者意識を持って学校行事や課題解決に参画する協力体制をつくります。

② 家庭教育支援の充実

すべての教育の出発点である家庭の教育力の向上をめざし、学校、家庭、地域が連携し、基本的な生活習慣や家庭学習の定着、自制心や自立心などの基礎を育むことができるよう、子育てネットワークの構築など地域の協力を得ながら家庭教育の支援を充実します。

③ 地域全体が教育を支える社会の実現

本市が誇る学校教育ボランティア制度であるスクールヘルパーについては、保護者や地域に加え、学生など幅広い世代への働きかけとともに、教育活動における支援を強めるなど、さらなる充実を図ります。また、地元企業を中心とした小学校応援団やNPO、地域団体などとも連携し、優れた見識や技術を持つ学校外の人材、ノウハウを活かした特色ある教育活動などに取り組み、みんなが支え、みんなが誇れる学校づくりを進めます。

あわせて、家庭や地域が積極的に子どもの教育に取り組むことができるよう、企業の理解と協力のもと、社会全体で仕事と生活の調和の推進に取り組みます。

(4) 子どもや若者の健やかな成長と自立を支える仕組みの整備

① 青少年の健全育成・非行を生まない地域づくり

青少年施設等のあり方を見直した上で、これらの施設等を活用した野外活動や集団生活、ボランティア体験をはじめとした社会体験活動、子ども会等の地域活動など、多様で豊富な体験活動の機会と場を提供します。また、これらの活動を通じて、子どもや若者が豊かな社会性を身に付け、自立できる力を育むための環境づくりを進めます。

あわせて、少年補導委員による補導活動や、インターネット、携帯電話・スマートフォンなどの情報メディアを利用した犯罪被害の未然防止、違法ドラッグ等の薬物乱用対策、就労支援の仕組みづくりなど、地域や関係機関との連携による、非行を生まない地域づくりに取り組み、社会全体で青少年を健やかに育む環境づくりを進めます。

② いじめや不登校などの問題を抱えた子どもへの支援

スクールカウンセラーや学校支援のための市費講師などの配置により、校内での相談体制、指導体制の充実など、組織的対応を行います。また、学校支援ラインや学校支援チームによる学校への指導助言、スクールソーシャルワーカーによる児童生徒、保護者や関係機関への働きかけを行います。さらに、いじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえ、いじめ対策を充実していく上での体制整備を図るとともに、関係機関との連携を密にしていくことにより、いじめや不登校など問題行動の未然防止・早期発見・早期解決を図ります。

③ 若者の自立支援

不安定な雇用やニート（若年無業者）、不登校やひきこもり等、社会生活を円滑に営む上での困難を抱えている若者に対し、自立を支援する環境づくりを進めます。

2 アジアをリードする頭脳拠点の形成

〔現状と課題〕

本市は、工業都市として培った産業技術と、北九州学術研究都市の教育・研究開発機能を結びつけることにより、次世代を担う新たな産業の創出や、既存の地域産業の高度化をめざし、理工系の大学・研究機関や研究開発型企業の集積を図ってきました。

市内には北九州学術研究都市以外にも、工学関連、医療・福祉関連の学部・大学院などが集積しており、多様な人材を輩出してきました。

今後、本市が経済成長の著しいアジアの中核的な産業都市として持続的な発展・成長を実現するためには、北九州学術研究都市をはじめとした大学などの知的基盤を拡充し、新産業の創出や地域企業の技術の高度化につながる研究開発機能を強化することが不可欠です。

このような知的基盤などを活用し、成長産業を支える人材やアジアの問題解決を担う人材など、産業の高度化を支える人材を創出していくことが求められています。

また、ものづくりの現場を支えてきた熟練技能者の退職などに備え、本市の重要な資源である技術やノウハウを次代に継承していくことも必要です。

〔取り組みの方針〕

(1) 国際水準の知的基盤の強化

北九州学術研究都市や地域の大学などにおける研究開発機能・人材育成機能を強化し、アジアの技術革新をリードする知的基盤の実現をめざします。

(2) 地域活性化のための人材育成の強化

北九州学術研究都市における大学間連携の強化や海外大学などとの広域的な連携を展開し、企業ニーズに対応した教育を推進することで、高い研究開発能力を持ち、語学力・コミュニケーション能力に優れたグローバル人材を育成し、定着を図ります。

(3) 技術・技能の継承

本市のものづくり産業の歴史を支え、これまで企業で培われてきた高度な技術やノウハウを継承するため、技術・技能継承に対する支援を行うとともに、若い世代への技術・技能伝承活動を支援します。

〔主要施策〕

(1) 国際水準の知的基盤の強化

① 北九州学術研究都市の機能の充実

最先端の教育研究を行う大学・研究機関の充実・強化を図るとともに、成長産業の育成や地域企業の技術力の強化のため、企業ニーズに応える技術の創出・提供や研究成果の事業化・製品化をサポートする仕組みを構築し、イノベーション機能の充実を図ります。

② 大学などの教育研究機能の充実

多様な分野の高度人材を育成する機能や、次世代を支える技術の研究・開発機能を充実させるため、既存の大学の高度化・活性化や新たな大学等の誘致などを図ります。また、地域の中核的役割を担うことができる高度なマネジメント能力を備えたリーダーを養成するため、北九州市立大学ビジネススクールなどにおける教育研究を促進します。

③ 最先端の研究開発を担う人材の確保・育成

国際水準の教育研究機能の実現のため、世界レベルの研究をリードする有為な人材の確保と育成を図ります。

④ シンクタンクを活用した調査・研究機能の強化

国際東アジア研究センターや北九州市立大学都市政策研究所などの市内の研究機関が連携し、それぞれの特性を活かして総合的な力を高める取り組みを進めます。

(2) 地域活性化のための人材育成の強化

① 成長産業を支える高度人材の育成

北九州学術研究都市内の大学の連携を強化し、産業界のニーズに対応した教育を推進することによる実践的な人材育成や、大学の重点的な取り組みを支援することで、高い研究開発能力を持ち、語学力等に優れた人材を育成するなど、国際水準で特色のある教育・研究を促進します。

② 地域企業の中核となる人材の育成

地域企業の技術の高度化に向け、製造の中核となる企業人の教育の充実や新規学卒者の地元就職を支援します。

また、地域人材育成分野においても、大学と地域企業との連携強化が進むマッチング支援を行います。

③ アジアとの架け橋となる人材の育成

アジア諸国が抱える環境問題などの解決に向け環境分野の人材育成に向けた教育を充実するとともに、優秀な留学生の確保を図り、日本とアジアなどとの架け橋となりうるグローバルな人材を育成します。

(3) 技術・技能の継承

① 中小企業の後継者育成の支援

本市の経済を支え、産業競争力の源泉である技術・技能の伝承や創造の役割を担う、中小企業の後継者の育成、事業承継を支援します。

② 技術・技能を継承する人材の育成

北九州マイスターや北九州技の達人などを通じて、本市の産業を支える優れた技術者・技能者を表彰するとともに、卓越した技能の継承や、本市に蓄積された産業技術の継承と人材育成に取り組みます。

3 まちづくりを支える人材の育成

〔現状と課題〕

防犯・防災や環境、教育、福祉など、地域を取り巻く課題は複雑化、多様化しており、これらの課題は個人や行政だけで解決するには限界があります。住民同士が支え合い、課題の解決に向けて取り組むことがますます重要になっています。

本市では、小学校区単位を基本に活動拠点として市民センターを整備するとともに、活動主体としてまちづくり協議会の設置を促進し、住民主体のまちづくりを進めてきました。

その一方で、核家族化、価値観の多様化、住環境の変化などにより、地域の連帯意識が希薄になっています。地域住民の支え合いの組織として長い歴史と実績を持つ自治会・町内会の加入率が低下傾向にあるなか、構成員の高齢化も進んでおり、地域活動に携わる人材の不足が懸念されています。そのような中、市民センターを中心として、生涯学習を通じた人材育成に取り組んでいますが、地域団体との繋がりが弱い人は、学んだことを地域で活かす機会がない等の課題があります。

行政は意欲や能力に応じた学習機会の提供や人材を地域団体とつなぐ仕組みづくりなどを通じて地域人材の育成に努め、住民主体のまちづくりを支えていくことが必要です。

また、まちづくりにとって、地域の環境保全活動は重要であることから、そのけん引役となる人材や専門的かつ実践的な知見を身につけた人材の育成が求められています。

〔取り組みの方針〕

(1) 市民がいきいきと学び合える環境の整備

市民センターや教育施設などを活用しながら、ライフステージに応じた学習機会の提供を通して学びの機会の充実を図るとともに、学びから活動へつながる体制づくりを支援します。

(2) 地域活動を推進する人材の育成

住民主体の地域づくりを促進するため、生涯学習総合センターや市民センターでの生涯学習活動や地域での実践的な活動などを通して、市民ニーズや社会ニーズを踏まえた活動をリードする人材の育成を図ります。

また、人材の育成にあたっては、団塊の世代を中心としたこれから高齢期を迎える市民や、女性の活用を図るとともに、働き盛りの世代が地域活動に参加しやすい環境づくりを進めます。

(3) 優れた環境人材の育成

総合学習システム「北九州環境みらい学習システム」を推進し、保育所、学校、家庭、地域などのさまざまな機会・場での環境教育・環境体験の充実を図り、あらゆる世代の環境意識を高めます。また、E S Dの活動が市内全域に広がり、地域におけるけん引役となる人材、さらには、専門的かつ実践的な知見を身につけた人材が数多く育成され、国内外へ輩出されるまちをめざします。

〔主要施策〕

(1) 市民がいきいきと学び合える環境の整備

① 多様な学習機会や学習情報、学びの場の提供

市民センターを中心とした生涯学習市民講座の実施や生涯学習推進コーディネーターの配置など、市民が気軽に学びを継続するための学習機会や学習情報を提供するとともに、図書館の充実など、社会教育施設の整備・充実を図ります。

② 教育関係施設の連携による人材育成

複数の既存施設を一体的に活用し、テーマごとの施設横断的な学習プログラムに基づく総合的な学習機会を提供します。

(2) 地域活動を推進する人材の育成

① 地域活動をリードする人材の育成

北九州市民カレッジ事業などの充実により、地域活動を支えリードする人材を育成します。

また、市民センターを中心とした生涯学習活動を通じ、地域の次世代リーダーとなる団塊の世代の地域活動や社会貢献活動を支援して、市民が意欲や能力に応じて学んだ成果を活かせる場の創出を図ります。さらに、若い世代についても、様々な活動などを通じた社会貢献への意識付けを行い、今後の地域を支える担い手として育成を図ります。

② 地域を支えるボランティアの育成

地域人材バンクを充実させるなど、ボランティアに関する情報提供、市民活動への支援などを実施し、ボランティアの育成を図ります。

③ 団塊の世代の活用

社会貢献型の人材バンクなどとの連携を図り、団塊の世代を中心とした市民の知識や技術、経験、人脈を地域で活用できる仕組みづくりを推進します。

(3) 優れた環境人材の育成

① 北九州環境みらい学習システムの推進

環境ミュージアムやエコタウンセンターなどの環境学習施設や平尾台、山田緑地等の自然フィールドを活かした環境学習ツアーを充実させ、あらゆる世代が持続可能な社会づくりに求められる、資源循環・低炭素社会・自然共生の基礎知識から実践までを学び、ライフスタイルを見直し、具体的な行動に結びつける人材を育成します。

② 環境人材のスキルアップと活用

地域コミュニティにおける環境学習や環境活動を推進・支援する環境リーダーの育成を図るとともに、環境人材データを集積し、環境人材の育成と活用をつなぐ仕組みの整備を進めます。

また、北九州学術研究都市の大学・研究機関や北九州国際技術協力協会（KITA）などを活用し、低炭素社会が求める技術、システム体制、人材の育成の強化を図ります。

③ ESDの推進

多様な人々が、世界共通の課題である「持続可能性」の視点を持ちながら、身近な地域等の様々な課題に気づき、一緒に考え、取り組むESD活動を通じて、持続可能な社会づくりを担う人材を育みます。

また、地域団体に加入していない人や学生など活動フィールドがない人に対しても、積極的な情報発信に努め、ESDをはじめとした環境意識の向上に取り組めます。

柱	大項目	取り組みの方針	主要施策	
II きずなを結ぶ	II-1 信頼のきずなによる安全で安心できるまちづくり	II-1-(1) 支え合いのネットワークの充実・強化	II-1-(1)-① 地域で安心して暮らせる仕組みづくり II-1-(1)-② 市民の消費生活の安定と向上 II-1-(1)-③ 子育て・高齢世帯などが混在するコミュニティづくり II-1-(1)-④ 居住支援の充実	
		II-1-(2) 医療・衛生管理体制の充実	II-1-(2)-① 医療・救急体制の充実 II-1-(2)-② 健康危機管理体制の充実 II-1-(2)-③ 食の安全・安心の確保	
		II-1-(3) 安全・安心を実感できるまちづくり	II-1-(3)-① 「(仮称)北九州市安全・安心条例」の制定と安全・安心に関わる施策の推進 II-1-(3)-② 防犯活動の強化 II-1-(3)-③ 交通安全の推進 II-1-(3)-④ 非行や犯罪を生まない地域づくり II-1-(3)-⑤ 暴力団追放運動の推進	
		II-1-(4) 災害などに強いまちづくり	II-1-(4)-① 危機管理対応能力の向上 II-1-(4)-② 災害に関する情報提供と自助、共助の意識づくり II-1-(4)-③ 総合的な消防防災体制の構築 II-1-(4)-④ 総合的な災害対策の推進 II-1-(4)-⑤ 公共施設などの耐震化の推進	
		II-2 誰もが元気で安心して地域で生活できるまちづくり	II-2-(1) 高齢者の支援	II-2-(1)-① 生涯現役型社会の環境づくりの推進 II-2-(1)-② 総合的な地域ケアの充実 II-2-(1)-③ 住み慣れた地域での生活支援 II-2-(1)-④ 総合的な認知症対策
			II-2-(2) 障害のある人の日常生活又は社会生活を営むための支援	II-2-(2)-① 生涯を通じ一貫した支援体制の構築 II-2-(2)-② 地域において日常生活を送るための基盤整備 II-2-(2)-③ 社会参加の促進
			II-2-(3) 健康づくり	II-2-(3)-① 生活習慣病の予防・重症化予防 II-2-(3)-② 豊かな社会生活を営むためのこころと体の健康づくり II-2-(3)-③ 個人の健康づくりを支える環境の整備
			II-3 すべての市民が人権を尊重され自分らしく暮らせるまちづくり	II-3-(1) 人権の尊重
		II-3-(2) 男女共同参画社会の形成		II-3-(2)-① 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進 II-3-(2)-② ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進 II-3-(2)-③ 性別による人権侵害行為の根絶 II-3-(2)-④ 女性の活躍推進
		II-3-(3) 多文化共生の推進		II-3-(3)-① 多文化共生社会の実現に向けた体制の構築 II-3-(3)-② 外国人市民の生活環境の充実 II-3-(3)-③ 市民の国際理解の促進
		II-3-(4) 平和への取り組みの推進		II-3-(4)-① 平和の尊さへの理解の促進 II-3-(4)-② 国際協力・交流の推進

Ⅱ きずなを結ぶ ～健康で安全・安心な暮らしの実現

1 信頼のきずなによる安全で安心できるまちづくり

〔現状と課題〕

安全で安心して暮らすことができる社会は、日常生活の最も基本的な要素として、誰もが望むことです。

本市では、超高齢・少子化が進展するなか、高齢の独居世帯が急増するとともに、自治会・町内会や子ども会などの地域組織への加入率も低下しているため、市民と行政との協働を進め、より多様できめ細かな地域での支え合いのネットワークを構築することが強く求められています。さらに、安心して必要な保健福祉サービスを受けられる体制づくりが必要となります。

また、高い高齢化率の影響などもあり、市内における火災や救急件数の増加が懸念されています。安全・安心な地域社会の実現のためには、地域住民、企業、行政などが一体となってこれらの課題に取り組んでいく必要があります。

今後は、防犯活動、青少年の非行防止、暴力団対策など推進するとともに、食品による健康被害や感染症の増加、産科医の不足や救急医療体制への不安などに対応するため、より強固な安全・安心のネットワークを構築していくことも不可欠です。

本市は、自然災害の被害が少ない地域ですが、想定を超える災害に対する「減災」対策を推進しつつ地域の防災力を高めていくことが望まれます。

〔取り組みの方針〕

(1) 支え合いのネットワークの充実・強化

保健・医療・福祉サービスの充実を図るとともに、地域・企業と行政が一体となって、すべてのいのちを大切にするという強い信念のもと、支援が必要な人を地域全体で支え合うネットワークを充実・強化します。

(2) 医療・衛生管理体制の充実

市民にとって安全で安心できる医療体制を充実させるとともに、食の安全性の確保や新たな感染症などによる健康被害への対応能力の向上を図ります。

(3) 安全・安心を実感できるまちづくり

安全・安心を実感できるまちづくりの実現のため、防犯活動や交通安全、青少年の非行防止、暴力団追放運動などを推進することにより、体感治安の向上を図り、市民一人ひとりへの安全・安心意識を浸透し、本市の安全・安心に関するイメージアップにつなげます。

(4) 災害などに強いまちづくり

市民の生命、身体及び財産を災害などから守るという観点に立ち、消防力や治山・治水力の充実・強化、震災・高潮防災対策などを進めるとともに、想定を超え

る災害に対する「減災」対策を推進しつつ、地域の防災力を高める取り組みを行います。

〔主要施策〕

(1) 支え合いのネットワークの充実・強化

① 地域で安心して暮らせる仕組みづくり

「いのちをつなぐネットワーク」など、一人ひとりが互いのいのちを大切にす地域での支え合いのネットワークを充実・強化するとともに、最後のセーフティネットとして、適正な生活保護の実施により、市民の生活の保障と自立支援に取り組みます。また、地域の見守りと支援の中心的役割を果たしている民生委員の次の担い手不足に対して、引き続き課題解決に取り組みます。

さらに、保健福祉サービスに関する利用者などからの苦情に対し、公正・中立な「保健福祉オンブズパーソン」による面談・審理などを通じ、簡易迅速な解決に取り組みます。

② 市民の消費生活の安定と向上

多重債務や悪質商法をはじめ、消費生活上のさまざまな問題について、高齢者や若者への啓発運動を進めるとともに、多重債務者に対する法律無料相談の実施など、法的専門機関などと連携した相談機能の強化を図ります。

③ 子育て・高齢世帯などが混在するコミュニティづくり

居住者相互のコミュニティ活動などの互助的な生活支援を確保するため、公的住宅と福祉施設の一体的整備や、子育て・高齢世帯など多様な世帯が入居する良質な住宅の整備を支援し、多世代共生の住まいづくりを推進します。

④ 居住支援の充実

良質な住宅を確保することが困難な人たちが安心して暮らせるよう、公的住宅や民間活力を活用した住宅セーフティネット機能の充実を図ります。

(2) 医療・衛生管理体制の充実

① 医療・救急体制の充実

安心して子どもを産み育てることができるような周産期・小児医療、在宅医療などの充実や救急医療体制の維持を図るとともに、市民・消防・医療などの機能的な連携を進め、市民が安心して安全な医療が受けられる体制を確保・充実させます。

特に、市立八幡病院については、建替えを行い、疾患別の集中治療室や小児に特化した集中治療室を設置するなど高度・専門化を図ることにより、救急・小児医療の機能を強化します。また、地域医療機関との連携を推進し、地域医療における拠点機能を担います。

② 健康危機管理体制の充実

新型インフルエンザなどの感染症や光化学オキシダントなどの環境汚染物質による市民の健康被害の拡大防止のため、検査・研究機能の充実・強化を図るなど、迅速かつ的確に対応できる体制を充実させます。

③ 食の安全・安心の確保

食品による健康被害を防止し、被害拡大を防ぐため、食の安全・安心に関する市民への情報提供に努めるとともに、食品による健康被害が発生した場合、迅速かつ的確な原因究明を行い、食の安全・安心を確保します。

(3) 安全・安心を実感できるまちづくり

① 「(仮称)北九州市安全・安心条例」の制定と安全・安心に関わる施策の推進

日本一、安全・安心を実感できるまちの実現のため、「(仮称)北九州市安全・安心条例」を制定します。

市民への安全・安心に関する情報提供の推進・相談体制の充実、犯罪被害者等に対する支援及び安全・安心に配慮した都市整備など、安全・安心に関する施策を体系的に展開します。

② 防犯活動の強化

市民の防犯意識を高め、生活安全パトロール隊などの市民による自主的な防犯活動の強化を図るとともに、通学路での児童・生徒の安全確保などに取り組み、安全・安心なまちの実現をめざします。

③ 交通安全の推進

高齢者の交通事故防止、自転車の安全利用の促進、飲酒運転撲滅など、交通安全に向けた取り組みを一層推進します。

④ 非行や犯罪を生まない地域づくり

地域や関係機関との連携による、非行を生まない地域づくりに取り組むとともに、法を犯した人の立ち直り支援に取り組み、社会全体で犯罪のないまちづくりを目指します。

⑤ 暴力団追放運動の推進

市民、企業の暴力追放意識の高揚と暴力団排除活動の促進を図るとともに、警察などの関係機関と一体となって、暴力団排除に向けた取り組みを一層推進します。

(4) 災害などに強いまちづくり

① 危機管理対応能力の向上

災害などに対する危機管理に関して関係機関等との連携を強化するとともに、事前の備えを充実させ、初期及び総合的な対応能力の向上を図ります。

② 災害に関する情報提供と自助、共助の意識づくり

想定される災害に関する情報を市民に提供し、防災意識の高揚を図るとともに、想定外の災害でも命を守れる自助、共助意識の醸成に努めます。

③ 総合的な消防防災体制の構築

都市構造の変化に対応した消防署所の適正配置や機能強化を進めるとともに、地域コ

コミュニティを中心とした市民による防災組織の強化を図り、総合的な消防防災体制を構築します。また、災害時の要援護者に対する支援体制づくりを推進します。

④ 総合的な災害対策の推進

土砂崩れなどによる被害対策として道路施設等の災害防除工事などを進めるとともに、頻発する局地的豪雨などによる浸水被害対策として河川の改修や公共下水道の整備、アンダーパスの冠水対策などを進めます。また、高潮や高波による浸水被害対策として海岸保全施設などの整備を進めます。

⑤ 公共施設などの耐震化の推進

大規模な地震などに備え、災害時に地域住民の避難所となる学校施設等公共施設の耐震化を推進します。また、災害時に緊急物資などを輸送するための耐震岸壁、道路・橋梁の整備や水道・下水道の耐震化を進めます。

2 誰もが元気で安心して地域で生活できるまちづくり

〔現状と課題〕

高齢者や障害のある人などすべての市民が安心してその人らしく、住み慣れた地域でいきいきと暮らすことができるまちづくりは市民の共通の願いです。

本市は、高齢化率が政令市で最も高く、今後、いかに保健・医療・福祉サービスの量を確保し、その質を向上させていくかが大きな課題となります。

一方で、介護を必要としない高齢者も多く、その人たちがいつまでも住み慣れた地域で、いきいきと自分らしい生活を送ることができるよう介護予防に取り組むとともに、生きがいを見出し、生涯を通じて能力を発揮していくための環境づくりを推進することも必要です。

また、障害のある人が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう生涯を通じた支援体制の整備や地域での自立支援体制の充実に加え、障害の状態・程度に応じた支援の仕組みづくりや、社会参加の促進などが不可欠になります。

さらに、健康で元気なまちづくりを進めるため、個人をとりまく社会全体で健康づくりを支援する仕組みを構築し、健康づくりのための活動を充実させていく必要があります。

〔取り組みの方針〕

(1) 高齢者の支援

高齢者が生きがいを持ち生涯現役でいきいきと活躍できる環境づくりを進めるとともに、たとえ介護が必要となっても、安心して住み慣れた地域で生活を継続していくために必要な保健・医療・福祉サービスを提供し、地域のネットワーク体制を構築します。

(2) 障害のある人の日常生活又は社会生活を営むための支援

障害のある人に対する理解を深め、生涯を通じた支援体制を構築するとともに、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援体制を充実し、学び、働き、活動する環境を整備します。

(3) 健康づくり

生涯を通じ、市民一人ひとりが、地域のつながりの中で、健やかで心豊かに暮らすことができるよう、生活習慣病予防や介護予防の推進をはじめ、ライフステージを通じたこころの健康づくりや、より良い生活習慣を築く親と子の健康づくり、個人の健康を支える社会環境の整備などに取り組むとともに、全ての市民の自律的・主体的な健康づくり活動を支援します。

〔主要施策〕

(1) 高齢者の支援

① 生涯現役型社会の環境づくりの推進

高齢者が、生涯にわたり現役で経済活動や社会貢献活動の担い手として活躍できる環境づくりを推進します。また、高齢者自身が高齢社会を支える貴重なマンパワーの一員であることの意識の醸成を図るとともに、学びの場の充実を進めます。

② 総合的な地域ケアの充実

地域包括支援センターなどを拠点に、市民や保健・医療・福祉関係者と行政が一体となって、支援が必要な高齢者を地域全体で支える総合的な地域ケアの充実を図ります。

③ 住み慣れた地域での生活支援

高齢者が、介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、「いきいき安心訪問」や「緊急通報システム」などによる生活の支援、訪問介護や通所介護などの介護保険サービスや在宅福祉サービスの充実、さらにかかりつけ医の定着を図ります。

④ 総合的な認知症対策

高齢化の進展に伴い、誰もが発症する可能性のある認知症への対策は非常に重要であり、今後とも、予防から早期発見・早期対応、ケアまでの一貫した取り組みを充実させます。

また、認知症に対する地域社会の理解を深めるための啓発や認知症サポーター、市民後見人などの育成、地域で見守る仕組みづくりなどの一層の充実に取り組み、高齢者や家族を支えていきます。

(2) 障害のある人の自立支援

① 生涯を通じ一貫した支援体制の構築

障害のある人が安心して生活を送ることができるように、障害者基幹相談支援センター等での相談機能の充実を図るとともに、総合療育センターの再整備を行い、重度心身障害児等の障害のある子どもへの支援を強化するなど、生涯を通じた相談・支援体制や総合的なサービスの整備を進めます。また、発達障害児等への支援体制を強化します。

② 地域において日常生活を送るための基盤整備

障害のある人が地域の中で生活を送るための住まいの整備や、北九州障害者しごとサポートセンターを拠点とした就労支援等の能力活用の場の整備などに取り組みとともに、地域住民、企業、行政などの協働により、地域での生活を支援するための仕組みづくりを行います。

③ 社会参加の促進

誰もが気軽に参加できるスポーツ教室の開催や芸術・文化・レクリエーション活動などを推進するとともに、障害のある人の当事者活動やNPO・ボランティア活動等の支

援の充実を図るなど、障害のある人の社会参加を促進します。

(3) 健康づくり

① 生活習慣病の予防・重症化予防

若い頃から適切な生活習慣の定着・増進を目的に、健康教育・健康相談等による健康知識の普及啓発、がん検診等の健康診査や特定健診・若者健診の受診促進を図るとともに、特定健診の結果から生活習慣の改善が必要な市民に対して、保健指導等の支援を行い、糖尿病等の生活習慣病の予防と慢性腎臓病（CKD）対策を進めます。

また、歯・口腔の健康が全身の健康に影響を及ぼすことから、歯の早期喪失の防止対策や歯周病等の歯科疾患の予防・重症化予防を推進します。

② 豊かな社会生活を営むためのところと体の健康づくり

子育てに関わる大人の健康意識の向上や、家庭・保育所・幼稚園・学校等との連携により、子どもの健やかな生活習慣の定着と自らの健康を管理する力を育みます。

また、年齢を重ねても、できるだけ長く自立した活力ある社会生活を営むことができるように、運動器症候群（ロコモティブシンドローム）や認知症などを予防する介護予防を総合的に推進します。

さらに、子どもの頃から、いのちの大切さやところの健康に関する教育や知識の普及に努めるとともに、自殺予防のための相談支援体制を整備するなどところの健康づくりを推進します。

③ 個人の健康づくりを支える環境の整備

市民センターを拠点とした健康づくり事業（地域でGO！GO！健康づくり）のさらなる展開や、身近な地域での健康づくりを支援するボランティア等の育成などにより、市民主体の健康づくり活動の充実を図ります。

また、身近な公園における健康遊具やウォーキング園路の整備のほか、企業やNPO団体等との連携・協働など、市民の健康づくりの機運を高め、社会全体で健康づくりを推進する環境整備に取り組みます。

3 すべての市民が人権を尊重され自分らしく暮らせるまちづくり

〔現状と課題〕

本市に暮らし、学び、働き、集うすべての市民が人権を尊重される社会の実現は、市民一人ひとりにとっての最も大きな課題です。

その課題の解決に向けては、同和問題や歴史的経緯に由来する在日韓国・朝鮮人等をめぐる問題など、あらゆる人権に関する問題への正しい理解を深め、社会全体で取り組むことが大切です。

また、男女の平等を定着させるためには、社会制度や慣行の見直し、意識改革・教育の充実に努め、あらゆる分野での政策・方針決定過程への女性の参画を進める必要があります。

今後は、男女が共に子育てや介護などの家庭責任を果たしながら、仕事や地域活動にも参画していく環境整備が強く求められています。

本市の認知症高齢者の数や児童虐待などの相談件数は年々増加しており、高齢者や子どもの人権を守る仕組みづくりを進めることが必要です。

さらに、アジア等からの留学生やビジネスによる来訪者など、外国人市民の増加が予想されるため、今後は国籍にかかわらず互いに認め合い、理解し合うことが重要になります。

また、すべての市民がかけがえのない平和の意義を理解し、尊重する社会をめざしていかなければなりません。

〔取り組みの方針〕

(1) 人権の尊重

すべての市民の人権の尊重に向けて、市民一人ひとりが日常生活の中で人権を尊重することが当たり前の行動として自然に現すことができるまちをめざし、「人権文化のまちづくり」を推進します。

(2) 男女共同参画社会の形成

性別による人権侵害がない社会を基本にして、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進するとともに、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によってあらゆる分野の活動に参画する機会を拡充していきます。

(3) 多文化共生の推進

あらゆる市民が国籍を越えて互いの文化を認め合い、対等な立場で相互理解を深める関係を築きながら、地域の構成員として共に生きていくことのできる社会をめざします。

(4) 平和への取り組みの推進

市民に平和の尊さを理解してもらうとともに、これを後世に伝えていくことに努めます。また、都市間・市民レベルでの国際協力や国際交流活動の充実に努め、平和への貢献につなげていきます。

〔主要施策〕

(1) 人権の尊重

① すべての市民の人権の尊重

すべての市民の人権が尊重されるよう、「人権の約束事運動」を市民運動として進めるとともに、人権教育・人権啓発を推進し、同和問題や外国人などあらゆる人権に関する問題への正しい理解を深め、その解決に向けて取り組みます。

② 高齢者の人権の尊重

「市民後見人」の養成などにより、判断能力の衰えた高齢者などが成年後見制度を必要に応じて活用できる環境を整備するとともに、認知症に対する啓発運動の推進や見守り体制の構築を図ります。

③ 障害のある人の人権の尊重

障害のある人や障害に対する正しい理解を深め、障害の有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため市民啓発に努めるとともに、成年後見制度の利用促進や相談体制の充実を図ります。

④ 子どもの人権の尊重

「子どもの権利条約」などに示されている子どもの基本的人権を尊重し、児童虐待やいじめ問題などの発生予防と早期発見・早期対応を推進するとともに、地域での見守り体制の構築と関連施設や相談体制の充実・強化を図ります。

(2) 男女共同参画社会の形成

① 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

市における女性職員の積極的な登用や、市の附属機関及び市政運営上の会合の委員や地域活動における意思決定の場への女性の参画の拡充を図るとともに、企業における女性管理職などへの登用の取り組みに対する支援を充実させます。また、女性リーダーの人材育成にも努めます。

② ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

子育てや介護等と仕事の両立の実現に向けた環境の整備を進めるため、市職員の意識改革をはじめ、企業や市民に対して、仕事と生活の調和に関する広報・啓発を進めます。

③ 性別による人権侵害行為の根絶

配偶者等からの暴力やセクシャルハラスメントなどの根絶に関する広報・啓発を進めるとともに、人権侵害行為に対する相談体制を整備します。

④ 女性の活躍推進

女性の活躍は、本市の経済成長の原動力になるため、女性が活躍できる経済社会の実現に努めます。

(3) 多文化共生の推進

① 多文化共生社会の実現に向けた体制の構築

地域の実情に応じた多文化共生指針の策定などによって、国籍や民族が異なり、多様な文化的な背景を持つ人々が、地域で共に生きていくための仕組みづくりを進めます。

② 外国人市民の生活環境の充実

多言語による生活情報や日本語教室の充実を図るとともに、外国人市民への相談体制の強化や交流事業を推進します。

③ 市民の国際理解の促進

市民レベルでの国際交流や多文化共生に関する啓発事業を推進し、市民の国際理解を深めます。

(4) 平和への取り組みの推進

① 平和の尊さへの理解の促進

市民に身近で、具体的な取り組みを通じて、すべての市民が平和の尊さを理解し、共有していくことをめざすとともに、平和に関する教育の推進に取り組みます。

② 国際協力・交流の推進

都市間・市民レベルでのさまざまな国際協力・国際交流活動の充実を図り、アジアの諸都市の発展に寄与するとともに、相互理解を深めることによって、国際平和に貢献します。

柱	大項目	取り組みの方針	主要施策
Ⅲ 暮らしを彩る	Ⅲ-1 快適に暮らせる身近な生活空間づくり	Ⅲ-1-(1) 彩りのあるまちづくり	Ⅲ-1-(1)-① 快適な住環境の形成
			Ⅲ-1-(1)-② 定住促進や地域活性化のための環境づくり
			Ⅲ-1-(1)-③ まち美化活動の拡充
			Ⅲ-1-(1)-④ 市民のモラル・マナーの向上
		Ⅲ-1-(2) うるおいのある空間づくり	Ⅲ-1-(2)-① 魅力ある生活空間づくり
			Ⅲ-1-(2)-② 風格のある都市景観づくり
			Ⅲ-1-(2)-③ 市民に親しまれる水際線・農山村風景づくり
		Ⅲ-1-(3) 生活基盤の充実	Ⅲ-1-(3)-① 安全で安定しておいしく飲める水道の整備
			Ⅲ-1-(3)-② 安心して通行できる身近な道路の整備
	Ⅲ-1-(3)-③ 快適で良質な生活環境をつくる下水道の整備		
	Ⅲ-1-(3)-④ 高度情報社会への対応		
	Ⅲ-2 生活に根つき、誇れる文化・スポーツの振興	Ⅲ-2-(1) 地域文化の保存・継承	Ⅲ-2-(1)-① 近代化遺産などの文化財の保存・継承
			Ⅲ-2-(1)-② 地域における伝統文化の発掘・継承
		Ⅲ-2-(2) 文化芸術の振興	Ⅲ-2-(2)-① 発信力の高い文化芸術の振興
			Ⅲ-2-(2)-② 市民の文化芸術活動の促進
			Ⅲ-2-(2)-③ 市民が文化芸術に接する機会の拡大
			Ⅲ-2-(2)-④ 文化芸術の担い手の育成
			Ⅲ-2-(2)-⑤ 文化芸術によるまちづくり
		Ⅲ-2-(3) スポーツの振興	Ⅲ-2-(3)-① 誰もが気軽にスポーツに親しめる環境づくり
			Ⅲ-2-(3)-② スポーツを通したにぎわいづくり
	Ⅲ-2-(3)-③ スポーツ施設の整備		
Ⅲ-3 活発な市民活動を促進する環境づくり	Ⅲ-3-(1) 地域活動の促進	Ⅲ-3-(1)-① 市民主体の地域づくりの促進	
		Ⅲ-3-(1)-② 地域コミュニティ施設の活用・運営	
		Ⅲ-3-(1)-③ 自治会・町内会への加入促進	
	Ⅲ-3-(2) NPO・ボランティア活動の促進	Ⅲ-3-(2)-① NPO・ボランティア活動の支援	
		Ⅲ-3-(2)-② NPO、企業、研究機関などとの連携の構築	
	Ⅲ-3-(3) 多様な地域主体と行政との協働促進	Ⅲ-3-(3)-① 市民参画と協働のための仕組みづくり	
		Ⅲ-3-(3)-② 市民との協働を推進できる市役所づくり	
		Ⅲ-3-(3)-③ 企業の地域活動への参画促進	

Ⅲ 暮らしを彩る ～快適な生活空間の創出と文化・スポーツの振興

1 快適に暮らせる身近な生活空間づくり

〔現状と課題〕

ライフスタイルや価値観が多様化するなか、高齢者や障害のある人、外国人も含め、誰もが安心して、快適に暮らせるまちづくりをユニバーサルデザインの観点から進めることが大切です。

また、住まいの質を高め、市外からも転居者を誘引する魅力ある居住空間をつくとともに、高齢者などが安全で快適に生活できる環境づくりを進める必要があります。

本市では、都市公園などの生活関連施設の数、他都市に比べても充実しているものの、質や使いやすさという視点からみると課題も多くあります。また、長い海岸線に恵まれています。その大半は物流や民間企業の活動の場として利用されており、市民が身近に利用できる海岸線は多くありません。質の高い生活環境を創出するためには、水や緑にふれることができる身近な空間や「街なか」をつくり、市民のモラル・マナーの向上を図る必要があります。

情報通信技術の進歩により、より便利な生活を享受できるようになると予想されますが、情報通信機器をうまく使いこなせない高齢者などにどのように対応していくかという課題があります。また、行政サービスをいつでもどこでも誰でも利用できる情報システムの整備が必要です。

〔取り組みの方針〕

(1) 彩りのあるまちづくり

年齢や性別、障害の有無、国籍にかかわらず誰もが快適に、地域に愛着を持って生活できる質の高い住環境づくりを、幅広い市民の参画により進めます。

(2) うるおいのある空間づくり

市民が日常的に憩い、活動し、交流する公園を整備し、花と緑があふれる空間づくりを進めます。また、企業や市民が参画する花壇で街を彩り、風格のある都市景観づくり、水際線づくりや農山村風景づくりなどを進め、暮らしにうるおいを与える空間をつくります。

(3) 生活基盤の充実

生活に必要な不可欠な水道や下水道、身近な道路などの基盤の質を高め、安心して快適に生活できる環境を整えます。

〔主要施策〕

(1) 彩りのあるまちづくり

① 快適な住環境の形成

誰もが安心して暮らせる快適な住環境の実現のため、良好な住宅整備などを進め、あわせて市民の主体的な参加による快適な住環境実現のための計画・ルールづくり・まちづくり支援を推進します。また、空き家については、所有者に適正管理を促すための取り組みを進めるとともに次の世代に住み継ぐ仕組みづくり等の検討を行います。

あわせて、移動販売や宅配など多様な民間サービスの広がりを踏まえ、地域社会の協働のもと、高齢者などが安心して買い物できる環境づくりを進めます。

② 定住促進や地域活性化のための環境づくり

「住んでみたい、住み続けたい、もう一度住みたい」人たちを増やすため、Uターン、Iターン、Jターンなど、多様なニーズに応じた情報提供や良質な住まいの取得・改善などの環境づくりを進めます。また、市街化調整区域の既存集落では、農を活用するなど、地域の魅力を活かした定住の促進を図ります。

③ まち美化活動の拡充

市民や企業、学校など、全市的なまち美化への機運を高め、地域や職場、学校などのさまざまな単位で、道路や公園、空港、主要駅周辺、繁華街、河川などにおけるまち美化活動を広げていきます。

④ 市民のモラル・マナーの向上

モラル・マナーアップ関連条例をもとに、地域住民の声を聞きながら、全市的に路上喫煙や落書き、ごみのポイ捨て、飼い犬のふんの放置などの迷惑行為を防止するとともに、市民のモラル・マナーのさらなる向上を図るため、広報・啓発活動を進めます。

(2) うるおいのある空間づくり

① 魅力ある生活空間づくり

子育て、健康づくり、地域づくりなど地域のニーズに応じた魅力ある公園づくりを進めます。

また、公園は市民にとって身近な場であり、いこいの場でもあるので、多世代交流を促すため、空き地を菜園として活用したり、健康遊具の整備を図っていきます。

さらに、市民、企業などの幅広い参加により、花と緑の並木通りの整備、歩行者空間や公園等の街角の花壇整備などを進めます。

② 風格のある都市景観づくり

市民、企業、行政などが一体となって、建築物や屋外広告物の規制やデザイン向上などに取り組む新たな景観制度を構築し、風格のある都市景観づくりを進めます。

③ 市民に親しまれる水際線・農山村風景づくり

長い海岸線の活用や川沿いの遊歩道整備等、海や川などの自然環境とふれ合え、親水

空間を楽しめる水際線づくりを進めます。また、田や畑、小川、里山などの豊かな空間を保ち、心やすらぐ農山村風景づくりを進めます。

(3) 生活基盤の充実

① 安全で安定しておいしく飲める水道の整備

安心しておいしく飲める水を供給するため、水源から蛇口に至る一体的な水質管理を行い、安定的に良質な水を確保する水道の構築を進めます。

② 安心して通行できる身近な道路の整備

日常生活の中で、高齢者や子どもなどが安心して通行できるよう、歩行者や自転車空間の確保、街路灯の整備、通学路の安全対策、道路のバリアフリー化などを進めます。

③ 快適で良質な生活環境をつくる下水道の整備

市民に、より快適で質の高い暮らしを提供するため、分流式下水道区域の拡大や先進的な処理方式の導入など、良好な水環境の創造に向け、下水道の整備を進めます。

④ 高度情報社会への対応

仕事や子育てが多忙な世代や外出が困難な高齢者などの利便性を向上させるため、電子申請システムの利用促進やインターネットを通じて、身近な生活情報サービスを提供する地域ポータルを整備を進めます。あわせて、情報通信機器を使いこなせない高齢者などへの対応も配慮します。

2 生活に根づき、誇れる文化・スポーツの振興

〔現状と課題〕

心豊かで、健康的な暮らしには、文化やスポーツが欠かせません。

各地には、伝統的な祭りや食文化などの豊かな地域文化が残っているほか、近代化遺産などが点在しています。これらを、市民共有の財産として、守り、後世に伝えていくことが大切です。

また、本市はこれまで芥川賞作家や直木賞作家をはじめとして、国内はもとより世界の舞台で活躍する音楽家や漫画家など文化芸術の分野で多くの人材を輩出してきました。

現在、北九州芸術劇場、響ホール、美術館、松本清張記念館、文学館をはじめとして、質の高さを求める市民のニーズに対応できる文化施設が整備され、市外からも多数の来場者を集めています。北九州芸術祭や各区の文化祭などの市民の文化活動も盛んに行われ、また、本市を拠点に活動する芸術家が増えてきています。引き続き、市民が文化芸術にふれ、文化芸術活動を担う機会を増やすとともに、市内外から芸術家が集まり、育つまちづくりを進めていく必要があります。

一方、スポーツにおいても企業スポーツが盛んであったこともあり、陸上、水泳、バレー、サッカーなどの各種目において、オリンピック選手などの多数の日本を代表するスポーツ選手・チームを生み出してきました。

しかしながら、小・中学生の体力は、全国平均を下回っており、体力向上の取り組みが求められています。また、高齢者の元気づくりや中高年のメタボリックシンドローム対策、医療費削減の観点からも、あらゆる世代が日常的に体を動かし、スポーツに親しめる環境をつくることが重要です。

市民が一丸となって育てていくスポーツチーム等への支援や、全国・国際規模の大会誘致など、スポーツ振興によるにぎわいの創出なども必要です。

〔取り組みの方針〕

(1) 地域文化の保存・継承

近代化遺産などの文化財や伝統的な祭り、地域に伝わる食文化などについて、市民、企業、行政などが力を合わせて保存・継承し、まちづくりに活かします。

(2) 文化芸術の振興

発信力が高い文化芸術の振興を図るとともに、市民が文化芸術に接する機会を拡大し、市民による文化芸術活動を支援するなど、文化振興を市民が一体となって進めます。今後、文化芸術の振興を推進するための施策を計画的に行っていきます。

(3) スポーツの振興

誰もが気軽にスポーツに親しめる環境づくりを進めるとともに、全国・国際規模の大会の開催や、市民が一丸となれるシンボルチームの支援などにより、まちのにぎわいを創出します。

〔主要施策〕

(1) 地域文化の保存・継承

① 近代化遺産などの文化財の保存・継承

近代化遺産などの有形の文化財を市民共通の財産として、市民、企業、行政などが連携して保存・継承します。

② 地域における伝統文化の発掘・継承

地域に根ざした固有の食文化や祭り、伝統芸能などの伝統文化を発掘し、子どもたちに伝えるなど後世に継承します。

(2) 文化芸術の振興

① 発信力の高い文化芸術の振興

音楽、美術、演劇、漫画などの幅広い分野で、地域の文化芸術のけん引力となる、北九州市発で発信力の高い文化芸術の振興を図ります。

② 市民の文化芸術活動の促進

子どもから高齢者まで、幅広い市民がさまざまな文化芸術活動に参加する、生活に根ざした文化の振興について、市民や企業、行政が協力し合いながら支えます。

③ 市民が文化芸術に接する機会の拡大

北九州芸術劇場、響ホール、美術館、市民や企業が保有する絵画の展示などの活動を通じ、市民が日常生活の中で多様な文化芸術に接し、文化芸術活動をしている人たちと交流できる機会を拡大します。

④ 文化芸術の担い手の育成

子どもの豊かな心や感性・創造性を育むため、子どもたちが身近に伝統文化や文化芸術にふれる機会を充実させるとともに、文化芸術活動を自ら行う人や、コーディネートする人、鑑賞者など、幅広い文化芸術の担い手を育成します。

⑤ 文化芸術によるまちづくり

文化芸術を担う市民やアーティスト・クリエイターが集まる環境の整備を進めるとともに、文化芸術の持つ力を、地域経済、教育、福祉、コミュニケーション形成などに活かし、創造的なまちづくりを進めます。

(3) スポーツの振興

① 誰もが気軽にスポーツに親しめる環境づくり

市民が生涯にわたり、気軽にスポーツに親しめる環境づくりを進めるため、高齢者スポーツや障害者スポーツなどの振興、さまざまなスポーツに親しめる総合型地域スポーツクラブの育成、市民参加型のスポーツイベント・大会の開催などに取り組みます。

② スポーツを通したにぎわいづくり

市のシンボルチームとしての「ギラヴァンツ北九州」の支援、全国・国際規模の大会の誘致・開催などにより、市内外から多くの人を呼び込みます。

③ スポーツ施設の整備

多目的な利用が可能な広場など、身近なスポーツ施設の充実を図るとともに、施設の建て替えや新設を行う際には、すでに集積がある地区へ統廃合を進めることにより、その地区の中核性を高めるとともに付帯設備を確保することを検討します。なお、新球技場については、市民が誇れる施設となるよう整備し、まちのにぎわい創出や都市ブランドの向上に寄与していきます。

3 活発な市民活動を促進する環境づくり

〔現状と課題〕

防犯・防災、高齢者の見守り、子育て、まち美化など、地域のさまざまな課題に対応していくためには、これまでの行政主導から脱却し、市民自らがまちづくりに主体的に関わっていくことが大切です。また、わがまちをより良くするために市民が活動することは、生活の充実感を生み、まちに対する自信や誇り、愛着を持つことにもつながります。

本市では、小学校区を地域活動の基本単位としてとらえていますが、日常の暮らしの中で人と人とのつながりを持ち、地域活動の中心的役割を果たしているのは、自治会・町内会のような小さな単位です。しかし、単身、共働き世帯の増加等により、活動に参加しなくてもできない世帯も増加しており、自治会・町内会の加入率低下や役員の固定化・高齢化が進むとともに、地域活動を支える人たちの負担が増大し、コミュニティ機能の低下が懸念されています。また、地域に密着した防災機関である消防団でも、サラリーマン団員の増加や団員数の減少が進んでいます。地域活動の担い手として、企業などで働く父親の地域回帰が求められるようになってきました。住民主体のまちづくりを進めるためには、市民やNPO、企業などの幅広い協力と参画を得ながら地域の課題を地域で解決できる仕組みの充実を支援し、市民センターをはじめ地域コミュニティ施設の効果的な活用について検討する必要があります。

また、さまざまな分野で活動するNPOやボランティアなどに対し、情報提供や窓口の整備など、活動を支援し、促進する仕組みづくりが求められています。

行政においては、市民との協働によるまちづくりに対応した仕事の進め方、体制を整備していきます。また、厳しい社会・財政状況のなか、行政の力を高めるため、一層の効率的な行政運営に努めなければなりません。

〔取り組みの方針〕

(1) 地域活動の促進

地域のことはまず地域で考え、解決するという地域の主体的な活動を促進し、その活動を区や市レベルで支える仕組みをつくります。

(2) NPO・ボランティア活動の促進

まちづくりの重要な担い手であるNPOやボランティアなどの活動を促進します。

(3) 多様な地域主体と行政との協働促進

市民や地域団体、NPO、企業、公益的法人などの多様な地域主体と行政が、協働してまちづくりを進めるための仕組みを整えます。

〔主要施策〕

(1) 地域活動の促進

① 市民主体の地域づくりの促進

地域総括補助金の拡充などにより、まちづくり協議会を中心としたネットワークを構築し、まちづくり協議会が相互に情報を共有し交流できる場を設けるなど、区・市レベルで支える地域づくりを進めます。また、自治会・町内会単位での支え合いの活動を支援するとともに、若い世代や女性の力を活用できるような環境を整えます。

② 地域コミュニティ施設の活用・運営

地域づくりの中核施設としての市民センターの機能を強化し、年長者いこいの家、つどいの家などの地域コミュニティ施設とも連携しながら、効果的に活用・運営します。

③ 自治会・町内会への加入促進

若い世代をはじめ、多くの住民に自治会等の必要性や活動内容を分かりやすく伝えるとともに、様々な機会を利用して、自治会・町内会加入を促す取り組みを行います。

(2) NPO・ボランティア活動の促進

① NPO・ボランティア活動の支援

NPOやボランティアなどの市民活動を促進するため、情報提供や相談窓口を充実するとともに、NPOがNPOを支える仕組みづくりについて検討します。

② NPO、企業、研究機関などとの連携の構築

NPOが、他のNPOや地域団体、企業、公益的法人などと交流し、連携するための場づくりを進めます。

(3) 多様な地域主体と行政との協働促進

① 市民参画と協働のための仕組みづくり

まちづくりの基本ルールである「自治基本条例」に基づき、市民参画を進めます。また、地域団体やNPO、企業など多様な主体と行政との協働を促進するための環境を整備します。

② 市民との協働を推進できる市役所づくり

市民と協働して組織横断的にまちづくりを進めるため、情報発信を進めるとともに、市民の参画や協働をコーディネートする人材育成や庁内の協働推進体制を整えます。また、市職員の地域活動への積極的な参加のための仕組みについても検討します。

③ 企業の地域活動への参画促進

企業の地域活動への参画を促進するため、従業員の地域・ボランティア活動への参加促進にもつながるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に優れた実績を持つ企業を表彰・PRします。あわせて、市の業者登録や公共工事の入札の一部においても、子育て支援や男女共同参画、障害者雇用、環境配慮など、企業の社会的責任・社会貢献

を考慮します。

柱	大項目	取り組みの方針	主要施策
IV いきいきと働く	IV-1 高付加価値産業の創出	IV-1-(1) 地域企業が元気に活動し続ける環境整備	IV-1-(1)-① 地域企業のビジネス展開を推進する組織横断的な体制の整備
			IV-1-(1)-② 中小企業の競争力向上
			IV-1-(1)-③ ベンチャー企業の創出・育成
			IV-1-(1)-④ 地元製品・サービスの利活用の推進
			IV-1-(1)-⑤ 地元企業の高度化・新製品開発支援
		IV-1-(2) 高付加価値ものづくりクラスターの形成	IV-1-(2)-① 次世代自動車産業拠点の形成
			IV-1-(2)-② 我が国をリードするロボット産業拠点の形成
			IV-1-(2)-③ 素材・部材産業
			IV-1-(2)-④ 航空機産業の振興
	IV-1-(2)-⑤ 知識サービス産業の振興		
	IV-1-(3) 戦略的な企業誘致による新たな成長産業の集積	IV-1-(3)-① 成長性、経済波及効果の高い産業の重点的誘致	
		IV-1-(3)-② 効果的な優遇制度、産業基盤などの充実	
		IV-1-(3)-③ 人材供給、住環境整備などの立地支援	
	IV-2 商業・サービス産業・農林水産業の振興	IV-2-(1) 地域の個性を活かした商業の振興	IV-2-(1)-① 中心市街地の商業振興
			IV-2-(1)-② がんばる商店街への支援
			IV-2-(1)-③ 次代を担う新しい事業者の創出・育成
IV-2-(2) 国内潜在需要に対応したサービス産業の振興		IV-2-(2)-① 高齢者を中心とした健康・生活支援ビジネスの推進	
		IV-2-(2)-② ソーシャルビジネス創出の支援	
		IV-2-(2)-③ 生活の質を支える生活支援ビジネスの振興	
		IV-2-(2)-④ サービス産業の高付加価値化の推進及び情報通信産業の集積	
		IV-2-(2)-⑤ サービス産業への支援の充実	
IV-2-(3) 農林水産業の振興		IV-2-(3)-① 地元製品の6次産業化などビジネス化の推進	
	IV-2-(3)-② 農林水産業の生産基盤の整備や担い手の育成		
	IV-2-(3)-③ 環境に配慮した農林水産業の推進		
	IV-2-(3)-④ 農林水産業と市民との交流		
	IV-2-(3)-⑤ 農林水産業の危機管理体制の確立、防災機能の強化		
IV-3 多様なニーズに対応した人材育成と就業支援の推進	IV-3-(1) 多様な人材の育成と確保	IV-3-(1)-① 中小企業の人材不足への対応	
		IV-3-(1)-② 地域企業のニーズに沿った人材育成・確保の促進	
		IV-3-(1)-③ 福祉などの分野における人材育成の支援	
	IV-3-(2) 若者・女性・中高年齢者・障害のある人などの就業支援	IV-3-(2)-① 若年者の就業意識の啓発や能力開発・就職活動への支援	
		IV-3-(2)-② 女性が活躍する産業都市づくりの推進	
		IV-3-(2)-③ 能力や意欲を生かした中高年齢者や障害のある人の就業促進	
IV-4 にぎわいづくりの推進	IV-4-(1) 北九州ブランドの創造	IV-4-(1)-① 北九州の魅力づくり	
		IV-4-(1)-② 偉人・先人の顕彰	
	IV-4-(2) シティプロモーションの展開	IV-4-(2)-① 戦略的なシティプロモーションの展開	
		IV-4-(2)-② 北九州を応援する人のネットワークによる情報発信	
		IV-4-(2)-③ 都市イメージの向上	
	IV-4-(3) 集客交流産業の振興	IV-4-(3)-① 国内外からの観光の推進	
		IV-4-(3)-② にぎわいづくりによる集客交流産業の拡充	
		IV-4-(3)-③ ホスピタリティの向上	

IV いきいきと働く ～競争力のある産業振興と豊かな雇用創出

1 高付加価値産業の創出

〔現状と課題〕

本市には、鉄鋼や化学などの素材産業、金属や機械などの加工組立産業を中心に、ものづくり産業の厚い集積が形成されており、運輸・倉庫、プラント設計、メンテナンスなどの関連産業も集積しています。また、港湾や空港などの交通・物流基盤、北九州学術研究都市をはじめとする知的基盤、さらには地域産業をけん引する中堅・大企業の存在など、充実した産業基盤が形成されています。

一方で、経済のグローバル化やアジア諸国の経済の台頭など、本市を取り巻く状況は大きく変化しており、地域発のイノベーションによる国際競争力のある新技術・新事業を戦略的に創出していくことが不可欠となっています。

そのため、本市の充実した産業基盤、グリーンアジア国際戦略総合特区の制度などを活用し、産学連携による成長産業の育成強化をはじめ、立地インセンティブの拡充などによる関連企業の誘致、さらには本市の雇用を支える中小企業の支援、高い成長が見込まれる知識サービス産業の振興などを図りながら、本市のものづくり産業の高付加価値化をさらに促進する必要があります。

〔取り組みの方針〕

(1) 地域企業が元気に活動し続ける環境整備

地域経済や雇用を支える、地域企業が元気に活動し続けるための環境整備は、最も重要な課題であり、中小企業支援はもとより、大企業も含めた地域企業への徹底した支援を行います。

(2) 高付加価値ものづくりクラスターの形成

環境に配慮したものづくりや高齢化社会に対応した製品づくりなど、本市の強みを生かした高付加価値ものづくりクラスターの形成を図るとともに、ものづくりの競争力強化につながる知識サービス産業を振興します。

(3) 戦略的な企業誘致による新たな成長産業の集積

今後の成長が期待でき、地域企業への大きな波及効果が見込める自動車、素材・部材、情報通信、物流、エネルギーなどの重点産業分野の企業立地を促進し、新たな産業活力を取り込んでいきます。

〔主要施策〕

(1) 地域企業が元気に活動し続ける環境整備

① 地域企業のビジネス展開を推進する組織横断的な体制の整備

地域企業が本市で元気に産業活動が行えるように、日頃から企業との情報交換を密にするとともに、市役所全体として推進体制を築き、環境整備を行います。

また、本市の優れた産業技術力の情報発信に努めます。

② 中小企業の競争力向上

中小企業の経営力・技術力等を強化するため、相談窓口や融資制度の充実を図るとともに、人材育成や経営資源を活用した技術開発や新分野進出などの取り組みに対して支援を行います。

また、大規模展示会への出展、新商品のブランド化、他都市との連携などを通じて、中小企業の販路拡大を推進します。

③ ベンチャー企業の創出・育成

既存産業分野に活力と刺激を与えるベンチャー企業が次々と生まれる環境を整備し、金融機関などの民間と行政が一体となってベンチャー企業を支援する体制を構築します。

④ 地元製品・サービスの利活用の推進

地域企業の認知度を高め、本市で生産された製品やサービスなどが、市民、地域企業、行政などで利活用されるような取り組みを進めていきます。

⑤ 地元企業の高度化・新製品開発支援

環境・エネルギー、素材・部材など本市が強みを持つ分野について、地域企業のニーズと大学・研究機関が保有する研究成果とのマッチングを行うなど、産学官連携による新事業展開、新産業創出を図ります。

また、アジアを中心とした大学・研究機関との連携強化や最先端の研究開発環境の整備などを通じた、世界的な競争力のある研究開発基盤の形成を図ります。

(2) 高付加価値ものづくりクラスターの形成

① 次世代自動車産業拠点の形成

次世代自動車産業の拠点化を図るため、完成車メーカーと連携し、次世代自動車（EV、FCV、電気バス等）の生産ライン新設及び工場立地を図るとともに、関連部品の供給基地形成を目指します。

② 我が国をリードするロボット産業拠点の形成

本市で生産される産業用ロボットの生産拡大を推進し、国内外のシェア拡大を図ります。同時に、高齢者・障害のある人や介護現場のニーズに応えるロボットの研究開発や事業化を進めるとともに、生産性向上に意欲的な地域企業へのロボット導入を総合的に推進します。

③ 素材・部材産業

先端部材企業の集積を目指すとともに、素材・部材メーカーとユーザー企業との連携や、大学等の研究成果とのマッチングを通じて、素形材加工技術の高度化を促進し、付加価値の高い部材の開発、生産を図ります。

④ 航空機産業の振興

福岡県など関係機関と共同で誘致活動を展開するとともに、地域企業の航空機産業への参入に取り組みます。

⑤ 知識サービス産業の振興

デザインや設計、研究開発、コンテンツ製作など、ものづくりの競争力の強化につながる知識サービス産業の振興を図ります。ものづくりの高付加価値化に特に重要な役割を果たすデザインについては、地域企業とデザイナーとのマッチングや産業デザインをテーマとするセミナーの開催などにより、地域企業のデザイン力の強化とデザイン関係者の取引拡大を促進します。

(3) 戦略的な企業誘致による新たな成長産業の集積

① 成長性、経済波及効果の高い産業の重点的誘致

自動車、素材・部材、情報通信、物流、エネルギーなどを重点誘致産業とし、民間活力の導入などによる誘致体制の拡充を図り、きめ細かい誘致活動を展開します。

② 効果的な優遇制度、産業基盤などの充実

効果的な優遇制度を充実させるとともに、北九州空港移転跡地等の産業団地の整備や地域企業の未利用地の活用促進などにより、企業立地のための新たな受け皿を確保します。

③ 人材供給、住環境整備などの立地支援

大学・高等学校や人材サービス企業などと連動し、企業ニーズに対応できる人材供給の仕組みを整備するとともに、進出企業の要望に応じた、住宅物件情報の提供や各種助成制度の紹介などを行い、市内定住を促進します。

2 商業・サービス産業・農林水産業の振興

〔現状と課題〕

商業（小売・卸売業）は市内総生産の約 1 割、従業者数で約 2 割を占める産業であり、市民の豊かな生活と雇用を支え、まちのにぎわいを生み出す重要な役割を担っています。その一方で、消費構造の変化やモータリゼーションの進展、中心市街地の空洞化などの構造的な要因によって厳しい状況にあり、地域商業の活性化が急務となっています。このため、中心市街地への商業集積の充実や地域コミュニティの拠点である商店街の活性化などに取り組むことが求められています。

福祉や教育・文化などの生活関連サービス産業は、市民の暮らしの多様化に應えるとともに、多種多様な就業機会を創出する重要な産業です。市民生活に関連する幅広い分野におけるビジネス創出を支援しながら、暮らしの向上に貢献する産業として振興を図ります。

また、農林水産業は安全・安心で美味しい食材を供給する産業としての役割に加え、魅力的な景観を保全・活用する役割も果たします。さらに、体験型農園などのレクリエーション・健康増進の場としても重要であり、市民の生活を豊かにする生活関連産業として、今後、振興を図っていきます。

〔取り組みの方針〕

（1）地域の個性を活かした商業の振興

商業振興を軸としたにぎわいのある街づくりを目標に、中心市街地では、広域から集客できる商業地としての魅力アップを、その他の地域商店街では、市民生活を支える商業機能の再生を進め、市の商業全体を活性化していきます。

（2）国内潜在需要に対応したサービス産業の振興

少子高齢化が進む大都市として、高齢者を中心とした健康・生活支援ビジネスや市民生活の質の向上に貢献するビジネスを振興します。また、サービス産業の高付加価値化と情報通信産業の集積を図ります。

（3）農林水産業の振興

農林水産業が抱えている課題に対応し、本市の農林水産業をビジネスとして魅力あるものにしていくため、担い手の育成、地産地消、海外市場を見据えたブランド化の推進、都市と農漁村との交流・協働などの施策を推進します。

〔主要施策〕

(1) 地域の個性を活かした商業の振興

① 中心市街地の商業振興

小倉及び黒崎地区において、中心市街地にふさわしいにぎわいづくりを進め、広域からの集客力の強化を図ります。

② がんばる商店街への支援

高齢者向けサービスの提供やイベントの実施、ガイドマップの発行やホームページによる情報発信など、地域コミュニティの核である商店街の活性化に向けた取り組みを支援します。

また、商店街の活性化に向け、従来の固定観念的な「商店街」のイメージに捉われず、例えばIT企業の誘致などベンチャー的発想で取り組みを行う商店街を、積極的に支援します。

③ 次代を担う新しい事業者の創出・育成

次代を担う新しい事業者を創出・育成するため、商業ベンチャー（新規創業者）を支援するとともに、意欲ある事業者の活動を支援します。

(2) 国内潜在需要に対応したサービス産業の振興

① 高齢者を中心とした健康・生活支援ビジネスの推進

地域企業、大学、医療・福祉機関、行政等の連携により、医療・福祉関連分野での課題・ニーズの共有化を図るとともに、新たなサービスの提供や製品の開発に取り組み、健康・生活支援ビジネスの振興を図ります。

また、介護とものづくりを結びつけるなど新たな価値を持った産業の振興を図ります。

② ソーシャルビジネス創出の支援

介護・福祉、子育てなど社会が抱える課題をNPOなどが主体となって解決するソーシャルビジネスの創出を支援します。

③ 生活の質を支える生活支援ビジネスの振興

高齢者や障害のある人をはじめ、全ての生活者が質の高い生活を送ることができるよう、健康、医療・福祉、教育・文化、住宅などの市民生活の質の向上に貢献するビジネスを振興します。

④ サービス産業の高付加価値化の推進及び情報通信産業の集積

製造業のまちとして培われた生産管理技術の応用や、ICTの活用等によりサービス産業の高付加価値化を推進します。また、地震等の災害が少ない本市の特性を活かした情報通信関連産業拠点の形成を図るとともに、情報コンテンツ産業及び情報サービス産業の創出・育成に努めます。

⑤ サービス産業への支援の充実

新たなサービスを創出するため、サービス産業事業者に対して、幅広い支援を行うサポート体制の整備を図るとともに、サービス産業の生産性向上を図り、市外への店舗展開や、市外から人を呼び込める競争力のあるサービス産業を育成します。

(3) 農林水産業の振興

① 地元産品の6次産業化などビジネス化の推進

農林水産業者と加工業・流通業をつなぎ、地元産品を活用した新商品開発を進め、ICTなどによる商品PRを通じて販売促進を図ります。また、地元食材を地域で消費する地産地消の取り組みを強化するとともに、地元農林水産物の高付加価値化を図るため、ブランド力向上に努めます。

② 農林水産業の生産基盤の整備や担い手の育成

効率的で持続可能な農林水産業を推進するために、農業用施設や、ほ場の整備、漁港の改修、藻場・干潟の再生、漁場整備、種苗放流などに努めます。また、農林水産業従事者の世代交代を促進し、地域の実情に応じた多様な担い手を育成します。

③ 環境に配慮した農林水産業の推進

地域環境の保全に貢献する農林水産業の多面的な機能を維持するため、豊かな里地・里山・里海を保全します。同時に将来にわたって農林水産業を持続的に行うことが可能な環境整備を行います。

④ 農林水産業と市民との交流

農林水産業ファンづくりのための情報発信と交流の場の提供を行い、農林水産業に関心を持つ市民と協働した将来の農林水産業を支える仕組みづくりに取り組みます。

⑤ 農林水産業の危機管理体制の確立、防災機能の強化

生産地における農薬適正使用の指導及び巡回を行い、安全安心な生産体制の確立を目指します。また、有害鳥獣対策や家畜伝染病発生等に対応した危機管理体制を確立するとともに、自然災害に対する防災機能も強化します。

3 多様なニーズに対応した人材育成と就業支援の推進

〔現状と課題〕

本市の産業を発展させていくためには、次代を担い、支える、多様な人材の育成・確保が重要です。このため、産学官が連携して技術革新を担う高度技術人材、技能者、経営革新を担う中核人材、ビジネス支援人材、産業デザイナー、産学をつなぐコーディネート人材など、新たな時代に対応できる人材を総合的に育成していく必要があります。

また、本市に若年人材を呼び込んで地域企業につなぎ、人材確保を支援していくとともに、本市の将来を担う創造性豊かな人材を育成・確保していきます。

市民生活の安定・向上を図るため、仕事を求めるすべての市民に対して、それぞれの状況に応じた支援を行い、働きやすい環境づくりに取り組みます。

若者、女性、中高年齢者、障害のある人などに対しては、きめ細かな就業支援や企業への働きかけを行うことが重要です。特に女性については、子育て支援策の推進や企業への働きかけなどを通じて、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を考慮した、働きやすい環境づくりに取り組みます。さらに、超高齢社会に対応した福祉などの分野における人材の育成を支援します。

また、ニートやフリーターが問題視されている若者に対しては、若者ワークプラザ北九州を拠点に、就業相談や就職に役立つセミナー、職業紹介などによって、就業支援を図っていきます。

〔取り組みの方針〕

（１） 多様な人材の育成と確保

中小企業の人材不足への対応を図るとともに、本市の将来を担うものづくり人材など、企業のニーズに沿った人材の育成・確保に取り組みます。また、超高齢社会に対応した福祉などの分野における人材の育成を支援します。

（２） 若者・女性・中高年齢者・障害のある人などの就業支援

若者、女性、中高年齢者・障害のある人などに対して、きめ細かな就業支援や企業への働きかけを行い、すべての人がいきいきと働くことができる環境づくりに取り組みます。

〔主要施策〕

(1) 多様な人材の育成と確保

① 中小企業の人材不足への対応

少子高齢化に伴う労働力の減少による人材不足への対応策として、企業の人材採用に関するセミナーの開催や個別相談の実施などによる採用活動の強化と、企業の技術力などの情報発信を支援することにより、中小企業の人材の育成・確保に取り組みます。

② 地域企業のニーズに沿った人材育成・確保の促進

地元の学校や職業訓練機関などと連携を図り、事業拡大や経営革新をめざす地域企業のニーズに沿った人材の育成・確保を図ります。

③ 福祉などの分野における人材育成の支援

超高齢社会に向け、今後、さらに重要な役割を担う福祉などの分野に携わる人材の育成を支援します。

(2) 若者・女性・中高年齢者・障害のある人などの就業支援

① 若年者の就業意識の啓発や能力開発・就職活動への支援

先端・成長産業の企業の誘致やデザイン等の知識サービス産業の振興などにより、新たな雇用を創出し、市内及び市外転出の新規学卒者をはじめ若者の地域企業への就職を支援します。

また、小学生を対象とした仕事体験などの職業観の育成や、合同会社説明会、資格取得を目指した講座などを開催するとともに、若者ワークプラザ北九州を拠点とした就業相談や就職に役立つセミナー、希望や適正にあった職業紹介の実施、企業に対する正規雇用の働きかけなど就業支援の充実を図ります。

② 女性が活躍する産業都市づくりの推進

就業支援講座の開催等により就職や再就職を目指すあらゆる世代の女性のキャリアアップ、キャリア形成を支援し、ものづくり産業やサービス産業などの幅広い分野で女性が働きやすい環境の整備を図ります。

また、国の助成制度を活用した企業託児所への支援など、子育てをする人が働きやすい環境づくりも進めます。

③ 能力や意欲を生かした中高年齢者や障害のある人の就業促進

中高年齢者や障害のある人等に対する就業相談や能力開発講座などを実施し、能力や意欲を活かした就業を支援します。

4 にぎわいづくりの推進

〔現状と課題〕

超高齢・少子化社会の到来により、本市の活力が衰退していくことが懸念されています。今後も本市の活力を維持、発展させていくためには、企業や研究機関などの誘致、交流人口の増加、地元製品の販売促進などが重要になります。

本市には、先進的な環境技術、世界レベルのものづくり技術、豊かな自然や食材など、ナンバーワン、オンリーワンの地域資源が数多くありますが、これらを十分に活かしきれていないのが現状です。

そこで、こうした優れた資源をブランドとして磨き、育て、戦略的かつ効果的にPRしていくことで、本市のイメージや認知度の向上を図り、国内外の人々に、「北九州市に行ってみよう、北九州産品を買ってみよう、さらには住んでみたい」と思ってもらえるようにします。

この取り組みは、交流人口を増やし経済の活性化を図る集客交流産業の振興につながるとともに、市民がまちに誇りや愛着を持つことになり、それが「市民が主役のまちづくり、にぎわいづくり」の原動力にもなります。

〔取り組みの方針〕

(1) 北九州ブランドの創造

本市の優れた資源を最大限に活用し、市民が誇りに思い、共有できる「北九州ブランド」を構築し、内外に発信します。

(2) シティプロモーションの展開

本市のイメージや認知度の向上、企業や研究機関の誘致、観光客や交流人口の増加、北九州産品の販売促進などを図っていくため、戦略的かつ効果的なシティプロモーションを展開します。

(3) 集客交流産業の振興

観光やコンベンションはもとより、ビジネスなどで本市を訪れる人を増やし、にぎわいあふれるまちをつくりたい。来訪者の滞在時間の長時間化を促し、本市の経済の活性化につなげ、関連する産業の振興を図っていきます。

〔主要施策〕

(1) 北九州ブランドの創造

① 北九州の魅力づくり

本市の強みを活かした都市ブランドを、市民とともに推進し、内外へ発信していくため、市民のまちへの愛着や誇りの醸成に取り組みます。

また、本市の優れた資源である景観や山海の幸、B級グルメ、伝統工芸など、個別のブランドを磨いていきます。

海外の人にも訴えることができるような市のイメージを具体的に打ち出すとともに、市のイメージアップの推進を図ります。

② 偉人・先人の顕彰

本市ゆかりの偉人・先人を顕彰するなど、地域に根ざしたブランドをより魅力的なものに育てていきます。

(2) シティプロモーションの展開

① 戦略的なシティプロモーションの展開

プロモーションの時期や場所、対象者、セールスポイント、手法を明確にし、マスメディアを有効に活用するなど、国内外に向けた戦略的かつ効果的なシティプロモーションを展開することで、観光や企業誘致、北九州製品の販売促進、さらには、市民のまちに対する誇りや愛着の醸成などにつなげていきます。

② 北九州を応援する人のネットワークによる情報発信

本市出身者やゆかりのある人などにより、市外から北九州市を応援してもらう人的ネットワークを構築します。また、経済界や文化人、芸能人などの著名人の協力を得て情報発信に努めます。

③ 都市イメージの向上

新聞・雑誌、テレビ、インターネットなどの各種メディアへの情報発信を戦略的に行うとともに、北九州フィルム・コミッションが取り組んでいる、映画・テレビドラマ等のロケ誘致・支援事業などを通じて、本市の知名度と都市イメージの向上を図ります。

(3) 集客交流産業の振興

① 国内外からの観光の推進

国内はもとより、韓国や中国等の東アジアを対象とした観光プロモーション活動の充実や、旅行会社に対する旅行商品造成の働きかけ、イベントやコンベンションの推進、国際フェリー・クルーズ船の誘致活動の強化などにより、国内外からの観光客などの誘致を推進します。

② にぎわいづくりによる集客交流産業の拡充

市民や民間団体、企業が主体となって、市外から多くの人々に訪れてもらい、来訪者の長時間滞在や市内への宿泊を促すことにより、まちのにぎわいをもたらし、集客関連

ビジネスの振興を図ります。産業都市の特性を活かした環境・産業観光や門司港レトロ地区などを活用した観光客誘致を進めます。

また、街なかのオフィスビルや空き店舗へのテナント誘致を図るとともに、古いオフィスのリノベーションを行い、誰もが起業しやすい環境を整えることで、雇用の拡大を図ります。そういった取り組みを通じて、街なかの魅力を高め、にぎわいの創出と商業振興を図ります。

③ ホスピタリティの向上

市民、民間団体、企業、行政などが連携し合い、集客交流産業の最大の特徴である「市民全員が主役」となった取り組みを展開するとともに、ホスピタリティの向上を図っていきます。

柱	大項目	取り組みの方針	主要施策
V 街を支える	V-1 都市の発展を支える拠点地区の整備	V-1-(1) 生活支援拠点の充実	V-1-(1)-① 生活支援施設の立地誘導や「街なか」居住の促進
			V-1-(1)-② まちづくりと連携した商業機能の活性化
		V-1-(2) 都心・副都心の活性化	V-1-(2)-① 都心のにぎわいづくり
			V-1-(2)-② 文化・交流、居住機能を重視した副都心づくり
			V-1-(2)-③ 未利用地等の活用
		V-1-(3) 戦略的拠点の機能強化	V-1-(3)-① 研究・開発拠点の整備
			V-1-(3)-② 産業拠点の整備
			V-1-(3)-③ 物流拠点の整備
			V-1-(3)-④ 広域観光拠点の整備
		V-1-(4) 地域エネルギー拠点の形成	V-1-(4)-① 省エネルギー（ネガワット）の推進
			V-1-(4)-② 再生可能エネルギー・基幹エネルギーの創出拠点の形成
			V-1-(4)-③ 安定・安価で賢いエネルギー網の構築
	V-2 交通・物流基盤の機能強化とネットワーク化	V-2-(1) 交通・物流機能の強化	V-2-(1)-① 北九州空港の機能拡充
			V-2-(1)-② 港湾の国際競争力の強化
			V-2-(1)-③ 環境配慮型物流の推進
		V-2-(2) 市民生活や産業活動を支える道路・交通ネットワークの整備	V-2-(2)-① 広域物流ネットワークの強化
			V-2-(2)-② 市民の交通利便性の向上と産業活動の支援
		V-2-(3) 利便性の高い交通ネットワークづくり	V-2-(3)-① 公共交通の利便性の向上
V-2-(3)-② お出かけしやすい移動手段の確保			
V-3 都市基盤・施設の効率的な活用・整備	V-3-(1) 都市基盤・施設の整備と維持管理	V-3-(1)-① 都市基盤・施設の適正な整備	
		V-3-(1)-② 都市基盤・施設の適正な維持管理	
	V-3-(2) 既存ストックの活用	V-3-(2)-① 都市基盤・施設の有効活用	
		V-3-(2)-② 公共施設の転活用などの検討	
		V-3-(2)-③ 近代化遺産などの文化財の活用	

V 街を支える ～都市基盤の強化と国際物流拠点の形成

1 都市の発展を支える拠点地区の整備

〔現状と課題〕

本市では、生活支援施設の集積度が高く、交通の利便性に優れるなどの特性を持った生活支援拠点が市内に分散し、その周辺地域における生活や業務活動を支えています。こうしたエリアが連たんして、都市機能の整った「街なか」がコンパクトに形成されています。今後とも、都市の活力の維持・向上や環境負荷の低減などの観点から、生活支援拠点の機能の充実を図る必要があります。

複数の生活支援拠点の中でも、特に高次の都市機能を有する都心・副都心の役割は重要です。

小倉都心については、本市の「顔」として、小倉駅の交通結節機能の充実や憩いの空間形成が進んできましたが、まちの景観や楽しさ、回遊性などに課題があります。今後、より高次の都市機能の集積を進め、市内外から多くの人や企業を引きつける魅力を高めていくことが不可欠です。

黒崎副都心については、商業の不振が続くなど、厳しい状況におかれています。しかし、人口は回復傾向にあり、今後は、「住み続けたいまち」としての機能も重視し、商業に加え、住居、文化・交流、福祉・医療などの機能充実を図る必要があります。

あわせて、これまでに整備されてきた研究・開発や交通・物流などの拠点機能を一層充実させるとともに、国内外からの観光客を呼び込むための魅力的な広域観光拠点を整備していくことも必要です。

また、東日本大震災を境に我が国を取り巻くエネルギー環境は一変しており、エネルギー供給の不安定化や単価の上昇など産業にとっては厳しい状況となっています。地域を支える視点から、水素エネルギーなどの次世代エネルギーはもとより、地域自身が包括的にエネルギー政策を考える必要があります。

〔取り組みの方針〕

(1) 生活支援拠点の充実

既存ストックの利活用、地域色豊かな拠点づくり、「街なか」居住の推進、将来的な拠点の育成などに取り組むことにより、生活支援拠点の充実を図ります。

(2) 都心・副都心の活性化

小倉都心については、今後とも、本市を代表する「顔」として、求心力の向上に一層努めます。また、黒崎副都心については、商店街の魅力づくりはもとより、文化・交流拠点、新集客ゾーン、さらには居住機能を重視した新しいかたちのまちづくりを進めます。

(3) 戦略的拠点の機能強化

生活支援拠点以外にも、研究・開発や、産業、物流、広域観光などの拠点を位置

づけ、拠点間の連携を図り、民間の所有地を含む市内の未利用地の活用も視野に入れながら、一体的にまちづくりを進めていきます。

(4) **地域エネルギー拠点の形成**

環境・エネルギーの分野で我が国のトップランナーとして、地域の成長を支える地域エネルギー拠点の形成とともに、それを活用した最先端モデルの構築を図ります。

〔主要施策〕

(1) 生活支援拠点の充実

① 生活支援施設の立地誘導や「街なか」居住の促進

既存の各種都市基盤を利活用しつつ、新たな都市機能を補強することにより、安全・安心、快適なまちづくりを進めます。また、折尾地区総合整備事業や城野地区の未利用地活用など計画的なまちづくりを進めることにより、生活利便性が高く、都市ストックも充実している「街なか」へ、居住の促進や生活支援施設などの立地誘導を図ります。

② まちづくりと連携した商業機能の活性化

拠点地区における商業機能を活性化するため、「街なか」の道路において、歩行者・自転車やバス等の公共交通を優先する仕組みづくりを検討することなどにより、まちの魅力や回遊性を高め、集客機能の向上に取り組みます。

(2) 都心・副都心の活性化

① 都心のにぎわいづくり

広域商業拠点として、まちの魅力づくりとともに、小倉駅南口東地区、旦過地区等における市街地再開発事業などの実施による効率的・効果的な中心市街地の面的整備や都心へのアクセス環境の向上を図ることにより、にぎわいあふれるまちづくりを進めます。

② 文化・交流、居住機能を重視した副都心づくり

「文化・交流拠点地区」の活用などによりにぎわいの創出や集客力の向上を図るとともに、居住環境の魅力を活かし、便利で快適に暮らせる「街なか」居住を促進します。

③ 未利用地等の活用

都心の未利用地や低利用地を居住施設などに活用する都心の空間利用に寄与する施策などに積極的に取り組みます。

また、老朽化したビル等は耐震補強するなど、既存の建物を有効活用できるリノベーション支援を行うとともに、土地の流動化を図るためにも定期借地などの情報発信を行います。

(3) 戦略的拠点の機能強化

① 研究・開発拠点の整備

北九州学術研究都市を知的基盤の中核として、周辺の自然環境を活かしながら、複合的なまちづくりをめざします。

② 産業拠点の整備

響灘地区や新門司地区の臨海部産業用地、北九州空港移転跡地、北九州空港島などの産業基盤の整備・活用を行うことにより、企業誘致を促進し、産業の振興と雇用の

確保を図ります。

③ 物流拠点の整備

港湾・空港など、本市の競争力を高めるのに必要な交通・物流基盤の機能強化を図り、国際物流拠点をめざします。

④ 広域観光拠点の整備

門司港レトロ地区や小倉都心など、都市イメージの核となる地区において、観光拠点としての機能の充実を進め、観光とまちづくりが一体となった地域の振興に取り組みます。

(4) 地域エネルギー拠点の形成

① 省エネルギー（ネガワット）の推進

省エネルギーを徹底するとともに、東田地区でのスマートコミュニティの成果を城野地区や響灘地区へ展開し、市域全体のスマート化を図ります。また、省エネルギー、スマートコミュニティ関連ビジネスの国内、海外展開を目指します。

② 再生可能エネルギー・基幹エネルギーの創出拠点の形成

再生可能エネルギーの市内への最大限の導入とそれを下支えする高効率石炭火力発電など基幹エネルギーの立地促進とともに、響灘地区への風力発電をはじめとするエネルギー産業の拠点化を推進します。

③ 安定・安価で賢いエネルギー網の構築

省エネルギー・再生可能エネルギー・基幹エネルギーをうまく組み合わせ、事業活動が将来にわたって安心して行える安定・安価なエネルギー基盤を構築します。

また、産業集積エリアにおいて電力・熱などのエネルギーインフラを最大限活用する最先端の産業エネルギーコンビナートの構築を目指します。

2 交通・物流基盤の機能強化とネットワーク化

〔現状と課題〕

本市では、これまで、大規模な交通・物流拠点などの産業基盤として、コンテナターミナルや空港の整備を促進してきました。これらの基盤整備の進捗とあわせて、臨海部をはじめとする産業エリアでは企業進出が進み、雇用の創出などの地域経済の活性化に貢献してきました。

今後とも、多様な輸送ニーズに対応した港湾施設整備や、背後地への企業誘致、アクセス機能の強化、旅客航路の拡充を図ることなどにより、国際競争力を高めていく必要があります。

空港については、24時間運用の海上空港という特徴を活かして、新規航空路線の誘致や既存航空路線の増便を進めるとともに、貨物拠点化などの空港機能の拡充を進める必要があります。

また、市内における幹線道路の整備は充実しており、都市高速道路の整備も進められ、インターチェンジへの到達時間が10分以内の地域が市域の約98%に達しています。今後とも、物流拠点間のアクセスの強化、新たな産業誘致や観光・商業振興に資する集客性の向上、地域間の連携・交流の促進など、本市の発展の鍵となる重要な課題の解決に向けて、円滑な道路ネットワークの一層の充実を図る必要があります。

市民生活の利便性や都市の活力の向上、環境負荷の低減などの視点から、拠点地区が重層的に配置され、その周辺に多くの市民が住むという本市の特徴を活かした「歩いて暮らせるまちづくり」をめざすことが重要です。そのため、公共交通ネットワークや交通結節点、交通事業者間の連携などについて、強化・見直しを進めることが必要です。

〔取り組みの方針〕

(1) 交通・物流機能の強化

本市の産業の競争力を強化するため、港湾や空港、道路などの交通・物流基盤の機能強化に努めます。

(2) 市民生活や産業活動を支える道路・交通ネットワークの整備

本市の競争力の強化を図るため、物流拠点間のアクセスを強化し、広域的なネットワークを形成します。また、主要な産業拠点へのアクセス強化や地域間の連携・交流促進、市民の交通利便性の向上などに資する道路・交通ネットワークの整備を進めます。

(3) 利便性の高い交通ネットワークづくり

都心・副都心、拠点地区などにおいて、頻度や定時性等のサービス水準の高い鉄道などの主軸交通とそれを補完するバスなどの公共交通の利用を中心とした利便性の高い交通ネットワークづくりを進めます。

〔主要施策〕

(1) 交通・物流機能の強化

① 北九州空港の機能拡充

北九州空港の貨物拠点化を推進するため、滑走路の延伸や貨物施設の充実を図るとともに、空港利用者を増加させるため、路線ネットワークの拡充や空港アクセスの利便性向上を図るなど、北九州空港の機能を拡充します。

② 港湾の国際競争力の強化

アジア地域との貿易量が増大するなか、ひびきコンテナターミナルや太刀浦コンテナターミナルなどの利用促進を図るとともに、他の港湾施設は、フェリー・RORO船などの新たな物流モードや原料運搬船・自動車専用船などの船舶の大型化への対応を図り、港湾の国際競争力を強化します。

③ 環境配慮型物流の推進

モーダルシフトの進展に対応するため、フェリーのさらなる拠点化をめざします。また、物流の円滑化・効率化や、内航船舶・鉄道輸送の利用促進を図ります。

地球温暖化対策に有効なシー&レール・シー&シー輸送や、企業誘致による新たな貨物輸送において、フェリーや内航船、鉄道貨物ターミナル駅などの本市物流基盤利用によるモーダルシフトの進展を図ります。

(2) 市民生活や産業活動を支える道路・交通ネットワークの整備

① 広域物流ネットワークの強化

港湾・空港などの産業・物流拠点へのアクセス・利便性を向上するため、国道3号黒崎バイパスや、都市計画道路戸畑枝光線、国道211号などの必要な交通網の整備を促進し、広域的な物流ネットワークを重点的かつ速やかに形成します。

② 市民の交通利便性の向上と産業活動の支援

主要な産業拠点や地域間のアクセスの向上のため、国道3号黒崎バイパス、都市計画道路戸畑枝光線や都市計画道路6号線などの主要な路線を選択と集中により効率的に整備するとともに、折尾駅周辺の連続立体交差事業等により交通渋滞を解消することなどを通じて、市民の交通利便性の向上や産業活動の支援を図ります。

(3) 利便性の高い交通ネットワークづくり

① 公共交通の利便性の向上

公共交通ネットワークの強化や交通結節機能の向上、交通事業者間の連携強化などにより、公共交通の利便性の向上を図ります。あわせて自転車利用環境の整備、次世代都市交通システムの検討を進めます。

また、市内の公共交通の利用促進を図るため、市民に対して、公共交通に対する市の取り組みや、公共交通に関する様々な情報を分かりやすく周知します。

② お出かけしやすい移動手段の確保

公共交通の空白地域において、地域の実情に応じた交通機関の導入などにより、移動手段の確保を図ります。

3 都市基盤・施設の効率的な活用・整備

〔現状と課題〕

本市では、これまでのまちづくりで蓄積されてきた交通・物流基盤や産業基盤に加え、知的基盤や文化・歴史的財産、制度や仕組みなど、数々のストックが存在しています。本市の持つハード・ソフト両面にわたるこれらの既存ストックを最大限に活用することが本市の発展にとって重要です。

道路・橋梁や、上下水道、身近なスポーツ・文化施設などの都市基盤・施設については、その多くが高度成長期に整備されたため、今後、更新や補修にさらなる投資が必要とされることから、財政負担の平準化を図るため、計画的な維持管理に努め、できるだけ長く有効活用を図ることが求められています。

また、これまで整備を進めてきた港湾・空港などの大規模な交通・物流基盤を有効に活用・保全するとともに、近代化遺産などの歴史的な地域資源をまちづくりに積極的に活用し、未来に引き継ぐことが重要です。

〔取り組みの方針〕

(1) 都市基盤・施設の整備と維持管理

公共の都市基盤・施設の整備、維持管理、更新にあたっては質の確保を図り、効率的に進めていきます。また、老朽化が進む基盤・施設の維持管理については、アセットマネジメントの導入によりライフサイクルコストの縮減を図ります。

(2) 既存ストックの活用

港湾・空港・道路等の交通・物流基盤や生活関連施設など、既存ストックの有効活用を図ります。また、近代化遺産などの文化財を保存し、観光資源などとして活用します。

〔主要施策〕

(1) 都市基盤・施設の整備と維持管理

① 都市基盤・施設の適正な整備

厳しい財政状況のもと、これまで以上に質の高い効率的な公共工事を進めることにより、都市基盤・施設の適正な整備を図ります。

② 都市基盤・施設の適正な維持管理

公共の都市基盤・施設の適正な維持管理と維持管理コスト縮減に向けた取り組みを推進します。また、老朽化が進む基盤・施設については、対症療法的な維持管理から予防保全型の維持管理へ転換するなど、アセットマネジメントの導入を進め、基盤・施設の長寿命化に取り組めます。

(2) 既存ストックの活用

① 都市基盤・施設の有効活用

港湾・空港・道路等の交通・物流基盤や公園、上下水道、市営住宅等の生活関連施設など、産業の競争力や市民の暮らしを支える都市基盤・施設の有効活用を進めます。

② 公共施設の転活用などの検討

利用率の低い公共施設については、廃止も含めて活用方法を検討し、転活用可能なものについては、有効活用を図ります。

③ 近代化遺産などの文化財の活用

市内の至るところにある歴史的建造物をはじめとする近代化遺産などの文化財を大切に保存し、観光資源として活用するなど、まちづくりに活かしていきます。

柱	大項目	取り組みの方針	主要施策
VI 環境を未来に引き継ぐ	VI-1 世界に広がる市民環境力の発揮	VI-1-(1) 環境活動と地域コミュニティ活性化の好循環	VI-1-(1)-① 市民の力で環境力を高める仕組みづくり
			VI-1-(1)-② 地域コミュニティ活動の支援
			VI-1-(1)-③ 地域の環境特性を活かした取り組みの推進
		VI-1-(2) 環境情報の共有と発信	VI-1-(2)-① 交流の場づくりと連携の強化
			VI-1-(2)-② あらゆる主体による環境政策への参加の推進
			VI-1-(2)-③ 環境情報の収集・整備・提供
	VI-2 地域からの低炭素社会への取り組み	VI-2-(1) 低炭素社会を実現するストック型社会への転換	VI-2-(1)-① 環境に配慮した良質な住宅・建築ストックの形成
			VI-2-(1)-② 環境に配慮した都市基盤・施設の整備・維持管理
			VI-2-(1)-③ 総合的な緑化・森林整備の実施
		VI-2-(2) 低炭素社会づくりを通じた豊かな生活の創造	VI-2-(2)-① 市民・企業などによるCO2削減
			VI-2-(2)-② 低炭素社会に貢献する技術開発、製品・サービス提供拠点の形成
	VI-3 循環型の生活様式・産業構造への転換	VI-3-(1) 総合的・先導的な廃棄物対策の推進	VI-3-(1)-① 市民環境力による3R活動の推進
			VI-3-(1)-② 適正な廃棄物の処理
			VI-3-(1)-③ 産業廃棄物排出量の減量化
		VI-3-(2) 豊富な実績等を活かした環境産業拠点の形成	VI-3-(2)-① 次世代資源循環型産業拠点の形成
			VI-3-(2)-② 環境分野における技術開発の促進
			VI-3-(2)-③ 環境配慮型製品・環境関連サービスの集積
		VI-3-(3) 社会経済活動における資源の循環利用	VI-3-(3)-① 環境に配慮した農林水産業の推進
			VI-3-(3)-② 建設リサイクルの推進
VI-3-(3)-③ 環境に配慮する消費者(グリーンコンシューマー)活動の推進			
VI-3-(3)-④ 下水汚泥などの循環利用			
VI-4 豊かな自然環境と快適な生活環境の確保	VI-4-(1) 都市と自然が共生するまちづくり	VI-4-(1)-① 多様な自然環境・生物多様性の保全	
		VI-4-(1)-② 身近に自然を感じる都市づくり	
		VI-4-(1)-③ 市民と自然とのふれあいの推進	
	VI-4-(2) 安心して暮らせる快適なまちづくり	VI-4-(2)-① 生活環境保全対策の推進	
		VI-4-(2)-② 自動車環境対策の推進	
		VI-4-(2)-③ 事業者の公害防止に対する環境管理の強化	
		VI-4-(2)-④ 越境大気汚染対策の推進	

VI 環境を未来に引き継ぐ

～市民・企業・行政が共につくる「世界の環境首都」

1 世界に広がる市民環境力の発揮

〔現状と課題〕

本市は、日本の経済成長に伴うさまざまな公害問題を、市民が立ち上がり、企業や行政が協力して克服し、その成果を環境国際協力を活かすなど、積極的に環境保全に取り組んできました。

近年、環境問題に対する知識や関心はさらに高まっているものの、広く市民の間で積極的な行動に結びつき、日々の暮らしを変えていくまでに至っていない面があります。

今日のさまざまな環境問題を解決するためには、市民一人ひとりが、より良い環境、より良い地域をつくっていかうとする意識や能力を持ち、行動を起こしていくこと、そして、企業は環境に配慮した事業活動に取り組むことなどにより自らの持続的な発展に不可欠な社会的責任を果たしていくことが必要です。

そのために、ESDを推進し、市民、NPO、企業、行政など、地域社会を構成する各主体が、共に知恵を持ち寄り、共に考え、主体的に行動する市民環境力を発揮していくことが求められています。

〔取り組みの方針〕

(1) 環境活動と地域コミュニティ活性化の好循環

持続可能な社会の実現に向けた人づくりと地域づくりを一体的にとらえて取り組み、地域の特色を活かした環境活動の実践を通じた地域コミュニティの形成をめざします。

(2) 環境情報の共有と発信

多様な主体がそれぞれの特色や状況に応じて環境保全の取り組みに参加できる仕組みをつくります。そのために、それぞれの役割と責任を明確にしながら協働し、活動が行えるネットワークの形成を図るとともに、環境情報を活用した持続可能なライフスタイルの実践や環境保全への取り組み、環境政策への参加などを推進します。

〔主要施策〕

(1) 環境活動と地域コミュニティ活性化の好循環

① 市民の力で環境力を高める仕組みづくり

市民、NPO、企業、行政などの多様な主体が、日頃の生活や事業活動の中で環境を意識しながら、より気軽に、楽しく環境活動に参加し、協働して取り組み、その活動が充実感や社会的評価あるいは経済的価値を生むような仕組みを市民の力を活かしながら構築します。

② 地域コミュニティ活動の支援

地域の実情に根ざした環境保全の取り組みが自発的に行われるよう、地域で実施される環境活動を支援するとともに、地域コミュニティの活性化を図る事業を行政と地域が連携して実施します。

③ 地域の環境特性を活かした取り組みの推進

市民、NPO、企業、行政などの各主体が、地域の環境特性を把握し、その状況の正確な情報を共有化し、存在する資源の保全と活用を図りながら、地域の環境特性を活かした独自の取り組みを推進していきます。

(2) 環境情報の共有と発信

① 交流の場づくりと連携の強化

市民・NPO、事業者、大学、行政などさまざまな立場の市民が、自らの有する環境情報を積極的に受発信できる交流の場を構築・活用します。また、多様なメディアとの連携を図りながら積極的な環境情報の受発信を推進します。

② あらゆる主体による環境政策への参加の推進

E S D活動を推進するとともに、環境情報を誰でも容易に入手できる体制を整備し、市民、NPO、企業、行政などが連携・協働し、知恵を持ち寄り、共に考え、行動するなど、あらゆる主体の環境政策への参加をより一層進めます。

③ 環境情報の収集・整備・提供

地域の環境特性や環境変化の把握などを行うため、生活、自然などの環境情報の体系的な整備とネットワーク化を進め、信頼性のある環境情報が提供できるように収集・整備を進めます。また、スマートコミュニティなどの先駆的な取り組みや環境に配慮した製品の情報の発信など、総合的な環境広報の強化に努めます。

2 地域からの低炭素社会への取り組み

〔現状と課題〕

地球温暖化問題は、人類の生存基盤に関わる重要な環境問題の一つであり、その解決に対しては、都市構造、交通システム、エネルギーシステム、ライフスタイルなど社会を構成するあらゆる要素について、温室効果ガスを大幅に削減する、低炭素社会づくりが必要です。

本市の平成21年度における温室効果ガス排出総量は、約1,532万トンで、平成2年度比で約3.4%減少しています。家庭部門、エネルギー転換部門、工業プロセスが減少する一方で、全国と同様に業務部門が大きく増加しており、将来に向け、さらなる大幅削減が求められます。

本市では、公害の克服、環境国際協力、エコタウン事業など、これまでの本市の経験、取り組みのなかで育んできた地域の環境力を結集し、「環境モデル都市」として、あらゆる分野において、低炭素社会を実現するための積極的な取り組みを進めています。

〔取り組みの方針〕

(1) 低炭素社会を実現するストック型社会への転換

本市の高度な素材技術、多核都市構造、工場とまちの近接性などの特性を活かし、長寿命でエネルギーの利用が少なく、低炭素で豊かな生活ができるストック型都市づくりを推進します。

(2) 低炭素社会づくりを通じた豊かな生活の創造

低炭素社会が求める技術開発、製品製造、サービス提供を図るとともに、新たな価値観、文化を創出し、低炭素社会においてあらゆる世代が豊かさを享受できる新たな仕組みをつくります。

〔主要施策〕

(1) 低炭素社会を実現するストック型社会への転換

① 環境に配慮した良質な住宅・建築ストックの形成

長期優良住宅の認定制度や建築物総合環境性能評価制度（CASBEE 北九州）等の活用により、環境に配慮した良質な住宅その他の建築物のストック形成を図ります。

特に先進的な取り組みとして、城野ゼロ・カーボン先進街区では、エコ住宅や創エネ・省エネ設備の設置、エネルギーマネジメントによるエネルギー利用の最適化、公共交通の利用促進など、低炭素に寄与するまちづくりを促進します。

② 環境に配慮した都市基盤・施設の整備・維持管理

環境首都総合交通戦略に基づく円滑な交通環境の整備・自転車利用環境の整備や、緑地の保全、エネルギー利用の効率化、開発事業者が環境保全に十分に配慮するための指針である北九州市環境配慮指針の活用など、環境負荷の小さい都市づくりとその維持管理を推進します。

③ 総合的な緑化・森林整備の実施

市民・企業・行政の総合的な事業として、工場・宅地などあらゆる土地を対象に「環境首都100万本植樹プロジェクト～まちの森」に取り組むとともに、「北九州市森林整備計画」に基づく市内の広大な森林の適正管理を行うことにより、森林吸収源を確保します。あわせて、街路樹の植栽や公園の整備などを行い、都市の機能と調和した都市部における緑化に取り組み、ヒートアイランド対策などを推進します。

(2) 低炭素社会づくりを通じた豊かな生活の創造

① 市民・企業などによるCO₂削減

市民、企業、行政機関などのあらゆる主体が地球温暖化問題を自らの課題として認識できるように、本市の特性を踏まえたシンボル性やメッセージ性のある施策を実施します。また、市民や企業の積極参加のもと、省エネや節電などの自主的な取り組みを支援します。

② 低炭素社会に貢献する技術開発、製品・サービス提供拠点の形成

本市の環境技術に関するノウハウ、近年の自動車関係産業などの集積や北九州学術研究都市といったポテンシャルを活かして、低炭素化に寄与する技術開発や製品・サービスの提供拠点を形成します。

3 循環型の生活様式・産業構造への転換

〔現状と課題〕

本市では、ごみ処理の基本理念を「処理重視型」から「リサイクル型」に転換し、さらに発生抑制、再使用、再生利用（3R）からグリーン購入に至るまでの「循環型」に発展させ、様々な取り組みを進めてきました。

現在、地球規模での資源の枯渇や環境問題の多様化を受け、廃棄物の適正処理はもとより、温暖化対策や生物多様性保全等の環境面、資源の希少性や有用性等の利用面、輸送効率や処理コスト等の経済面など様々な観点を踏まえつつ、量の点だけでなく質にも着目した「循環」が必要です。また、循環資源の性質に応じ、地域特性を踏まえ、海外も含めた最適な規模の循環圏を形成していくことが必要です。本市は、先進的な廃棄物処理・リサイクルの技術や人材を有しており、様々な規模の地域循環圏の中心になることが求められています。

また、本市では、ものづくりの幅広いすそ野を支える産業技術の集積をもとにして、エコタウン事業など資源循環型社会の構築を図る先駆的な取り組みを進めてきました。

その結果、リサイクル産業の集積においては、エコタウン事業は我が国のトップクラスであり、アジア地域の国々からも大きな関心が寄せられています。

今後とも、本市が「環境首都・北九州」として環境産業拠点機能の充実を図っていくには、廃棄物の資源化技術の開発や事業化に対する支援など先導的な取り組みが必要です。また、資源の枯渇や温暖化など地球規模の課題に対応していくため、市内産業界ひいては都市全体での省資源化や省エネルギー化の推進など多方面の取り組みを進めていくことが必要です。さらに、製造や廃棄の段階だけではなく、事業者や市民が使用する段階を含め、社会経済活動全体からの見直しもあわせて進めていく必要があります。

〔取り組みの方針〕

（１） 総合的・先導的な廃棄物対策の推進

地域の特性を活かした最適な「地域循環圏」の構築を図るとともに、質にも着目した廃棄物対策を進めます。市民・NPO、事業者、行政など地域社会を構成する各主体が主体的・協動的に3R活動や適正処理に取り組むことで、持続可能な循環型社会づくりを進めます。

（２） 豊富な実績等を活かした環境産業拠点の形成

新たな環境産業の誘致と既存環境産業の高度化を推進し、資源循環型社会を支える産業拠点の形成を目指します。

（３） 社会経済活動における資源の循環利用

企業、市民などのあらゆる主体の消費活動も含めた社会経済活動において、環境の価値が正しく評価され、それが実際の活動に反映される都市をめざします。

〔主要施策〕

(1) 総合的・先導的な廃棄物対策の推進

① 市民環境力による3R活動の推進

地域社会と連携を図りながら、家庭ごみの減量化・資源化や、発生抑制・再使用の推進により一層力を入れるとともに、有料化の検討を含めたさらなるレジ袋の削減や過剰包装の自粛の全市展開に取り組むなど、市民環境力による3R活動を推進します。

② 適正な廃棄物の処理

良好な市民生活環境を確保するため、ストックマネジメント手法によるごみ処理施設の処理能力等の維持・向上、最終処分場の延命化と着実な整備を推進し、長期・安定的なごみ処理体制を構築します。また、北九州市循環型社会形成推進基本計画に基づき、一般廃棄物の3Rの推進と廃棄物の適正処理に取り組むことにより持続可能な都市のモデルを目指します。

③ 産業廃棄物排出量の減量化

建設廃棄物の発生量の増大や最終処分場の逼迫など、産業廃棄物の処理を取り巻く環境が一段と厳しくなる中、良好な生活環境を維持していくため、廃棄物を排出する企業に対しての資源化、減量化の教育や監視・指導の強化を通じて、廃棄物の排出抑制とリサイクルの促進を行います。

(2) 豊富な実績等を活かした環境産業拠点の形成

① 次世代資源循環型産業拠点の形成

既存のエコタウン企業の支援に加え、小型電子機器、リチウムイオン電池、太陽電池などのリサイクル技術の確立、システムの構築を図り、次世代資源リサイクル拠点の形成を目指します。

② 環境分野における技術開発の促進

北九州学術研究都市やエコタウン実証研究エリアの活用、環境未来技術開発助成事業などにより、廃棄物やリサイクル、次世代エネルギーなどに関する技術開発を進めます。

③ 環境配慮型製品・環境関連サービスの集積

省エネルギー化、省資源化、長寿命化などの環境配慮型製品やそれを支える素材・部材などの環境ものづくり産業の集積を図ります。

(3) 社会経済活動における資源の循環利用

① 環境に配慮した農林水産業の推進

堆肥などの再生利用可能な有機質資材の活用による土づくりや化学肥料・農薬の使用低減などの持続性の高い農業生産や地産地消を推進するなど、環境に配慮した農林水産業を支援します。

② 建設リサイクルの推進

公共工事における建設副産物の発生抑制、再資源化に取り組むとともに、再資源化された建設リサイクル資材の利用促進を図ります。

③ 環境に配慮する消費者(グリーンコンシューマー)活動の推進

市民、企業、行政が一体となって取り組む「北九州市グリーンコンシューマー推進懇話会」を中心として、3R活動の推進や事業者表彰、グリーン購入推進運動などを進めます。

④ 下水汚泥などの循環利用

下水汚泥のバイオマスエネルギーとしての燃料化やさまざまな資源としての有効活用、また処理水の再利用による循環利用などを一層進めます。

4 豊かな自然環境と快適な生活環境の確保

〔現状と課題〕

人間の生存基盤である環境は、豊かな生物多様性と物質循環を基礎とする生態系が健全に維持されることで成立しています。また、生物多様性は、人間にとって有用な価値を持つとともに、快適な生活や豊かな文化を育む根源です。

本市は、周防灘や響灘に面し、福智山系や平尾台などの山々が連なり、希少な動植物が生息するなど、多くの自然環境が今も残されています。近年は、里地・里山の荒廃の問題、移入種による生態系のかく乱、希少種の保護・保全といった新たな課題の発生や自然とのふれあいを求める市民意識の向上など、これまでの自然環境保全施策の枠を越えた新たな対策や取り組みが求められています。

一方で、自動車や産業活動による大気汚染、騒音、悪臭などの問題が依然として散見されています。また、最近では、大陸に由来するとも考えられる微小粒子物質（PM2.5）などの新たな環境問題も発生しており、これらの問題に対して関係機関との連携を図りつつ、きめ細かな対応を着実に進める必要があります。

〔取り組みの方針〕

（１） 都市と自然が共生するまちづくり

大都市でありながら多様な自然環境に恵まれていることから、その適正な保全・創造に努めるとともに、動植物の生育環境などに配慮し、生物の多様性を確保します。また、市民が自然とふれあうことができる場を整備し、活用します。

（２） 安心して暮らせる快適なまちづくり

人の健康を保護し生活環境を保全するため、環境関連法令の遵守を通じた取り組みの徹底を図り、市民が健康で安心して暮らすことのできる快適なまちをめざします。

〔主要施策〕

(1) 都市と自然が共生するまちづくり

① 多様な自然環境・生物多様性の保全

多様な生物の供給源である山地・河川・海を保全するとともに、希少種や移入種への対策、里地・里山・里海の保全など生態系の保全に向けた取り組みを進めます。また、「自然環境保全ネットワークの会」を通じた活動を推進するとともに、市民・NPO、事業者等の自発的な活動の促進やその支援を進めます。

② 身近に自然を感じる都市づくり

将来にわたって生物多様性に恵みを持続可能なかたちで享受していくため、多自然川づくり、屋上・壁面緑化、植樹活動など、環境に配慮した事業の実施や、自然と調和した農林水産業の振興などに取り組み、自然の恵みとうるおいを感じることができる都市空間づくりを進めます。

③ 市民と自然とのふれあいの推進

本市が有する海岸や河川、湖沼、森林、公園などを整備・活用し、曽根干潟など本市を代表する自然環境、響灘地区の緑の拠点となる「響灘ビオトープ」を活かし、市民が、緑、水辺、野鳥や昆虫などの自然とふれあう場や機会を確保します。

(2) 安心して暮らせる快適なまちづくり

① 生活環境保全対策の推進

監視・指導の実施により、大気汚染や水質汚濁の防止、騒音・振動対策、悪臭対策、不法投棄防止対策などを推進します。

② 自動車環境対策の推進

自動車の排気ガスや騒音問題の改善のため、公共交通の利用促進、幹線道路の整備などの取り組みを進めるとともに、次世代自動車（EV、FCV、電気バス等）の普及やエコドライブの推進などの対策を総合的・計画的に進めます。

③ 事業者の公害防止に対する環境管理の強化

工場・事業場などへの監視・指導の強化を通じ、環境保全に対する意識啓発や環境部門の組織強化、さらには企業の社会的責任への取り組みを促進していきます。

④ 越境大気汚染対策の推進

光化学オキシダントや微小粒子状物質（PM_{2.5}）など大陸から飛来した汚染物質による越境大気汚染への対策については、信頼性のある環境情報の収集と発信に引き続き取り組んでいきます。また、国や研究所、大学などの関係機関と連携しながら対策に取り組んでいきます。

柱	大項目	取り組みの方針	主要施策	
Ⅶ アジアの中で 成長する	Ⅶ-1 アジアを中心とした国際 戦略の推進	Ⅶ-1-(1) 国際都市間ネットワ ークの拡充	Ⅶ-1-(1)-① 「東アジア経済交流推進機構」事業の推進	
			Ⅶ-1-(1)-② 都市間交流・連携の推進	
		Ⅶ-1-(2) 学術、文化・スポーツ交 流の拡大	Ⅶ-1-(2)-① 学術交流の推進	
			Ⅶ-1-(2)-② 文化・スポーツ交流の拡大	
		Ⅶ-1-(3) アジアの発展に貢献する 国際協力の推進	Ⅶ-1-(3)-① 環境国際協力の推進	
			Ⅶ-1-(3)-② 上下水道、消防などの分野における国際協力の推進	
			Ⅶ-1-(3)-③ 社会制度や社会問題などに関する国際協力の推進	
		Ⅶ-2 物流基盤を活かした国際 ビジネスの振興	Ⅶ-2-(1) グローバル需要を取り込 む海外ビジネス拠点の形 成	Ⅶ-2-(1)-① アジア低炭素化センターを核とした都市インフラビジネスの推進
				Ⅶ-2-(1)-② 海外工場のサポート拠点の形成
	Ⅶ-2-(1)-③ 北九州発ブランドの海外ビジネス支援			
	Ⅶ-2-(2) アジアのゲートウェイ機 能を活かした国際ビジネ スの促進		Ⅶ-2-(2)-① 充実した物流基盤を活用した物流振興	
			Ⅶ-2-(2)-② 海外の経済事務所の活用	
	Ⅶ-2-(3) 成長著しいアジアの企 業・人材の集積促進		Ⅶ-2-(3)-① アジアから本市への投資の呼び込み	
	Ⅶ-2-(3)-② 国際都市にふさわしいまちづくり			
	Ⅶ-3 アジアの巨大都市と連 携・競争できる広域連携 の推進	Ⅶ-3-(1) 都市圏の発展に向けた連 携の強化	Ⅶ-3-(1)-① 県内周辺市町村との広域連携推進	
Ⅶ-3-(1)-② 近隣主要都市との都市間連携				
Ⅶ-3-(2) 都市のにぎわいにつな がる広域的な連携の推進		Ⅶ-3-(2)-① 東九州地域との連携		
		Ⅶ-3-(2)-② 九州各地域などとの連携		
Ⅶ-3-(2)-③ 九州地域の空港の連携				
Ⅶ-3-(2)-④ 広域連携に資する社会基盤の整備に向けた取り組みの推進				

Ⅶ アジアの中で成長する ～アジア諸都市との交流・協力と広域連携

1 アジアを中心とした国際戦略の推進

〔現状と課題〕

日中韓の主要10都市の行政と経済界が一体となって発足した東アジア経済交流推進機構は、環黄海地域のビジネスチャンスの拡大と相互交流の活発化を目的としています。この仕組みを活かし、ものづくりや環境などの分野において交流が推進されるよう、ネットワークの実践的機能の充実、民間企業の参加促進などが求められています。

本市と海外諸都市との交流は、一対一の友好親善交流から複数の都市が参加するネットワーク型交流へと発展し、さらに環境や経済など、特定分野に特化した交流へと深化しています。今後も国際戦略の中で、新たな都市提携の可能性について検討します。また、文化・スポーツなどを通じた国際交流や市内各大学と海外の大学などとの学術交流の促進を図ります。

環境、産業、消防、水道、下水道などの分野では、本市の経験や技術を活かした研修を中心とした国際協力に取り組んでいます。特に環境については、公害克服の経験と実績をアジアの国々が直面する環境問題に役立てるため、海外からの専門家の受入れや技術者の派遣など、早くから国際協力を進めてきました。このような国際協力は、海外における本市の知名度とブランド力を高めるとともに、本市の国際競争力の強化や地域の活性化、人材育成にもつながるものであり、さらなる推進が求められています。

〔取り組みの方針〕

(1) 国際都市間ネットワークの拡充

東アジア経済交流推進機構などを活用した都市間ネットワークの充実を図るとともに、広くアジア地域など新たな都市提携の可能性を検討します。

(2) 学術、文化・スポーツ交流の拡大

学術や文化・スポーツなどの分野において、アジア諸都市などとの交流を推進し、教育・研究の高度化を図るとともに、文化・スポーツなどを通じた国際理解と友好親善を深めます。

(3) アジアの発展に貢献する国際協力の推進

環境、水道や下水道、消防、男女共同参画といった技術協力や社会制度の設計などの幅広い分野において、本市の経験や技術を活かした国際協力を推進します。

〔主要施策〕

(1) 国際都市間ネットワークの拡充

① 「東アジア経済交流推進機構」事業の推進

環境、観光、ものづくり、物流をテーマとする4つの部会のネットワークを活用し、ビジネスチャンスの創出を図ります。

② 都市間交流・連携の推進

姉妹・友好都市との交流事業や、国際協力などにより培ったネットワークを活用した経済交流、海外に向けたシティプロモーションを進めるとともに、広くアジア地域など新たな都市提携の可能性を検討します。

(2) 学術、文化・スポーツ交流の拡大

① 学術交流の推進

教育・研究の高度化、グローバル化に対応できる人材の育成などを図るため、市内の大学と海外の大学などとの連携を促進します。

② 文化・スポーツ交流の拡大

子どもから高齢者までの幅広い年齢層を対象として、文化や芸術、スポーツなどの分野において、海外の都市との交流を進めます。

(3) アジアの発展に貢献する国際協力の推進

① 環境国際協力の推進

都市レベルでの環境問題や、地球温暖化や越境大気汚染など地球規模の環境問題に関して、国や国際機関などと連携しながら、環境国際協力を推進します。

② 上下水道、消防などの分野における国際協力の推進

上下水道、消防などの分野において、本市が持つ高い技術や経験を活かした協力により、アジア諸国の発展に貢献します。

③ 社会制度や社会問題などに関する国際協力の推進

男女共同参画の視点から、アジア女性交流・研究フォーラムにおいて、アジアをはじめとする開発途上国における人材育成を目的とした国際研修などを推進します。

また、アジア諸都市が自立的に発展していくためには、行政の効率的な運営に関する制度や、今後直面する高齢化社会への対応策などが必要となることから、社会制度設計や社会問題解決のための社会技術などに関する国際協力に取り組みます。

2 物流基盤を活かした国際ビジネスの振興

〔現状と課題〕

本市には、港湾や空港などの国際物流基盤が存在しており、経済成長を続けるアジアと直接的な経済交流を深める可能性を高めています。アジアの活力を呼び込みながら、このような港湾や空港などの都市基盤を活かした国際ビジネスの支援を強化していく必要があります。

これまでの国際協力のネットワークを活かし、アジアの都市インフラについて、本市の技術・ノウハウを活用してビジネスを展開していく必要があります。また、国際ビジネスの支援として、海外の信頼できる連携機関探しや、海外企業との商談会・個別相談等を効果的に進める必要があります。そのため、地域企業がビジネス展開を進めるべき国・地域や産業分野を行政としての確に見定め、施策の「選択と集中」を図ります。

激化する国際的な競争のなか、付加価値の高い製品づくりや新事業の開拓も不可欠になっています。技術の高度化・新技術の開発や販売開拓力の向上などにより、地域企業の競争力を強化する必要があります。

また、地域経済の活性化を図るため、成長著しいアジアの企業や人材の集積を促すとともに、外国人が快適に働くことができる環境整備を進めます。

〔取り組みの方針〕

(1) グローバル需要を取り込む海外ビジネス拠点の形成

本市に強みのある都市インフラビジネスの展開、生産技術やメンテナンス技術といった分野での海外展開をはじめ、ノウハウ、人材が不足している地域中小企業に対し、多様な支援を行います。

(2) アジアのゲートウェイ機能を活かした国際ビジネスの促進

港湾、空港といった国際物流基盤や、アジア地域などとのネットワークを活用することにより、地域企業の国際ビジネスを促進します。

(3) 成長著しいアジアの企業・人材の集積促進

新しい技術を生み出す基盤を整備し、地域経済の活性化をめざして、成長著しいアジアの企業や人材の集積を促進します。

〔主要施策〕

(1) グローバル需要を取り込む海外ビジネス拠点の形成

① アジア低炭素化センターを核とした都市インフラビジネスの推進

廃棄物管理、エネルギー、上下水道、環境保全などの都市インフラに関する本市の技術、経験を北九州モデルとしてとりまとめ、アジア低炭素化センターを拠点としたアジア地域への都市インフラビジネスにつなげます。

② 海外工場のサポート拠点の形成

地域企業が製造工程の海外移転を行う際には、海外工場の生産・販売を支援するマザー工場として、地域事業所の機能の強化を図ります。また、本市の産業の強みの一つである工場・設備のオペレーション、メンテナンスなどの技術・知見・ノウハウを、工業化の著しい新興国等に輸出するとともに、プラントメンテナンス分野で新たなビジネスモデルの構築を図ります。

③ 北九州発ブランドの海外ビジネス支援

企業の成長のために海外市場を目指した展開を望んでいる中小製造業及び飲食・小売・サービス業のアジア諸国等への海外展開等を支援するため、マーケティング、商談等の機会の充実など、ビジネスチャンスの拡大と関係企業の裾野拡大を図ります。

(2) アジアのゲートウェイ機能を活かした国際ビジネスの促進

① 充実した物流基盤を活用した物流振興

北九州空港の貨物拠点化の推進、北九州港への集貨・航路誘致の促進などにより、国際物流基盤の活用を促進します。

また、本市のアジアに近い地理的優位性や、充実した国内ネットワークを活かし、多頻度・定時性・高速性に着目した輸送サービスの展開を推進します。これにより、地域産業の活性化に寄与するとともに、アジアにおける物流拠点を目指します。

② 海外の経済事務所の活用

中国の大連市や上海市にある本市の経済事務所を活用し、日中間の各種ビジネス交流について支援します。

(3) 成長著しいアジアの企業・人材の集積促進

① アジアから本市への投資の呼び込み

本市の産業分野に適した、アジア等の海外の有望企業や研究機関などへの投資誘致活動の展開、本市への本格進出に向けた働きかけなどを行います。

② 国際都市にふさわしいまちづくり

質の高い国際都市を実現するため、国籍にかかわらず、安心して安全に暮らせるまちづくりや都市の利便性及び景観の向上、外国籍の子どもや海外から帰国した日本人の子どもの教育環境の整備などに取り組みます。また、世界の文化芸術を楽しむ機会の提供や都市の個性を生み出す地域文化の育成などを進めます。

3 アジアの巨大都市と連携・競争できる広域連携の推進

〔現状と課題〕

成長著しいアジアとの連携・交流により、その活力を取り込むことが本市の発展には不可欠です。連携・交流の相手となるアジア諸都市は、例えば人口に関しては、中国・大連市が約588万人、韓国・仁川広域市が約289万人であり、他の都市も本市の人口を大きく上回っています。こうしたアジアの巨大都市に対する戦略を本市が単独で進めていくことは困難な状況にあります。

本市では、周辺市町村と広域連携の協議会などを組織し、地域全体の発展に向けた活動を展開しています。また、下関市とは、関門地域の交流・連携の歴史や実績などを踏まえ、「関門連携」を推進しています。さらに、福岡市とは、東京圏、関西圏、名古屋圏にらぶ都市圏の形成をも視野に入れながら「福北連携」を推進しています。こうした周辺都市とスクラムを組みながら、今後も成長を続けるアジア諸都市と連携・競争していく必要があります。

一方、九州全域に目を向けると、福岡県北東部から大分県へかけて自動車産業の集積、宮崎県における農畜産物の知名度の上昇、さらには整備の進む東九州自動車道の全線開通も期待されています。平成23年には、九州新幹線鹿児島ルートも全線開通し、さらに東九州軸、西九州軸との広域連携も強化していく必要があります。

今後、圏域人口200万人を擁する北九州都市圏の中心都市として、圏域の総合的な振興、地域住民の一体感の醸成を図るため、地域連携を強め、共創する都市圏づくりをめざします。

〔取り組みの方針〕

(1) 都市圏の発展に向けた連携の強化

アジア諸都市と連携・競争できる都市圏づくりを進めるため、下関市や福岡市をはじめ、周辺市町村との連携強化を図ります。

(2) 都市のにぎわいにつながる広域的な連携の推進

東九州自動車道の建設促進、全線開通した九州新幹線などを活かし、九州各地域などとの連携を推進し、アジア諸都市を巻き込んだ交流・にぎわいの創出を図ります。

〔主要施策〕

(1) 都市圏の発展に向けた連携の強化

① 県内周辺市町村との広域連携推進

遠賀地区や京築・豊前地区など、福岡県北東部地域を中心とした本市に隣接する県内市町村との広域連携を推進していきます。

② 近隣主要都市との都市間連携

関門海峡を臨み、経済、文化等の一体的な連携・交流を進めている下関市や、福岡県内の政令市同士として協働施策等を進めている福岡市との連携を推進していきます。

(2) 都市のにぎわいにつながる広域的な連携の推進

① 東九州地域との連携

東九州自動車道の建設促進のための連携を強化するとともに、地域の魅力的な資源を広域的に情報発信することなどにより、産業経済をはじめとする東九州地域の活性化を図ります。また、東九州新幹線の整備実現に向け、国への要望・提案活動を進めます。

② 九州各地域などとの連携

東九州地域との連携強化に加え、四都市連携（鹿児島市、熊本市、福岡市）を核とした西九州軸の広域連携を推進しながら、南九州市など、九州各地域との連携を強化し、アジア諸都市を巻き込んだ交流・にぎわいの創出を図ります。

③ 九州地域の空港の連携

北九州空港の集客力と来訪者の回遊性を向上させるため、九州地域の各空港との連携強化を図ります。

④ 広域連携に資する社会基盤の整備に向けた取り組みの推進

広域連携の推進に資する関門海峡道路や北九州福岡道路構想について、国や関係機関に対して要望・提案活動を進めます。

